

14.4  
1089



始



15-24-2

194-1089

九

14.4

1089

朝鮮事情

昭和十七年

朝鮮總督府



事  
情



發行所寄贈本

14.4  
1089

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介する爲編纂したものである。

昭和十六年十二月

朝鮮事情 昭和十七年版

目次

一 總 說	一
沿 革	一
地 勢	二
氣 候	三
戶 口	五
二 行 政	七
中央行政	七
沿 革	七
行政組織(附表)	八

目次

一

地方行政.....二

道・府・郡・島.....二

公共團體.....二

府・郡・島臨時恩賜金.....二〇

三 財政.....三

歲計.....三

國債.....三

租稅.....三

四、金融.....三

通貨.....三

金融機關.....四〇

五 農業.....四九

土地及氣候.....四九

國有未墾地.....四九

公有水面.....五〇

農業者.....五〇

農產.....五一

養蠶.....五五

畜產.....五七

穀物檢查.....五九

肥料.....六一

勸農機關.....六二

農業團體.....六五

水利組合.....六七

米穀倉庫.....七〇

六 林業.....七二

國有林野の保護……………七三

火田整理……………七四

國有林經營……………七六

國有林の實測調査……………八〇

造林貸付竝に成功讓與……………八一

國有緣故森林の讓與……………八一

民有林と獎勵施設……………八二

砂防事業……………八七

北鮮開拓事業……………八九

林業試験……………九二

七 水産業……………九四

概況……………九四

漁業處分……………九六

水産業の保護獎勵……………九七

水産試験及調査……………一〇一

水産業の改良……………一〇九

八 鑛業……………一一〇

鑛業の概況……………一一〇

鑛業の助長施設……………一一三

主要鑛物……………一一五

九 工業……………一二一

概況……………一二一

家内工業……………一二三

工場工業……………一二六

中央試験所……………一三三

工業獎勵……………一三四

度量衡……………一三四

電氣及瓦斯事業……………一三五

一〇 商 業……………一三九

朝鮮人の商業……………一三九

内地人の商業……………一四〇

會 社……………一四一

取引所附正米市場……………一四二

商工會議所……………一四四

重要物産同業組合……………一四四

産業組合……………一四五

工業組合……………一四六

商業組合……………一四七

商工獎勵館……………一四七

一一 貿 易……………一四九

概 況……………一四九

國別貿易……………一五〇

港別貿易……………一五一

輸移出入重要品……………一五一

貿易船舶……………一五二

在外貿易促進施設……………一五三

一二 專 賣……………一五五

煙 草……………一五五

人 蔘……………一五七

鹽……………一五八

阿 片……………一五九

一三 交通・通信……………一六一

鐵 道……………一六一

自動車交通……………一六七

目 次……………七



道 路	一六九
港 灣	一七〇
河 川	一七一
海 事	一七二
航 空	一七三
通信事業	一七四
郵便爲替貯金	一七五
放送無線電話	一七八
朝鮮簡易生命保險	一七九
一四 神社・宗教	一八三
神 社	一八三
宗 教	一八三
一五 教 育	一八六

普通教育	一八六
實業教育及專門教育	一八八
大學教育及豫備教育	一九九
師範教育	一九〇
在內地朝鮮學生	一九〇
朝鮮美術展覽會	一九一
陸軍兵志願者訓練所	一九一
社會教化	一九二
經 學 院	一九九
明倫專門學院	一九九
圖 書 館	二〇〇
古蹟調查及博物館	二〇一
一六 司 法	二〇四
裁判並に檢察制度	二〇四

適用法規……………105

小作調停……………110

人事調停……………111

借地借家調停……………111

登記事務……………111

戸籍事務……………113

公證事務……………114

執達吏事務……………114

供託事務……………115

思想犯保護觀察……………115

行刑制度……………117

思想犯豫防拘禁制度……………119

司法保護事業……………119

一七 社會事業……………111

罹災救助……………111

賑恤救護……………111

方面事業……………114

福利施設……………114

住宅施設……………116

労働者保護……………117

労働需給調整……………118

児童保護……………119

救療機關……………111

一八 軍事援護事業……………113

軍事扶助……………113

職業上の保護……………113

傷痍軍人の保護……………114

遺家族の保護……………115

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英…………… 二三五

教化竝に教養…………… 二三五

軍事後援相談機關…………… 二三六

一九 警 察…………… 二三八

治安狀況…………… 二三八

警察機構…………… 二四〇

防 空…………… 二四一

經濟警察…………… 二四一

二〇 衛 生…………… 二四三

醫療機關…………… 二四三

藥品取締…………… 二四七

食品取締…………… 二四八

上 水…………… 二四九

傳染病豫防…………… 二五〇

二一 國民總力運動…………… 二五八

二二 國家總動員計畫…………… 二六七

二三 物價調整…………… 二六九

二四 情報宣傳…………… 二七三

二五 朝鮮史編修…………… 二七七

二六 軍 事…………… 二七九

陸 軍…………… 二七九

海 軍…………… 二八〇

二七 在外朝鮮人に對する保護施設…………… 二八三

目 次

一四

在滿朝鮮人の概況……………二八三

在滿者に對する施設……………二八四

朝鮮農民の滿洲新規入植……………二八七

在支朝鮮人の概況……………二八九

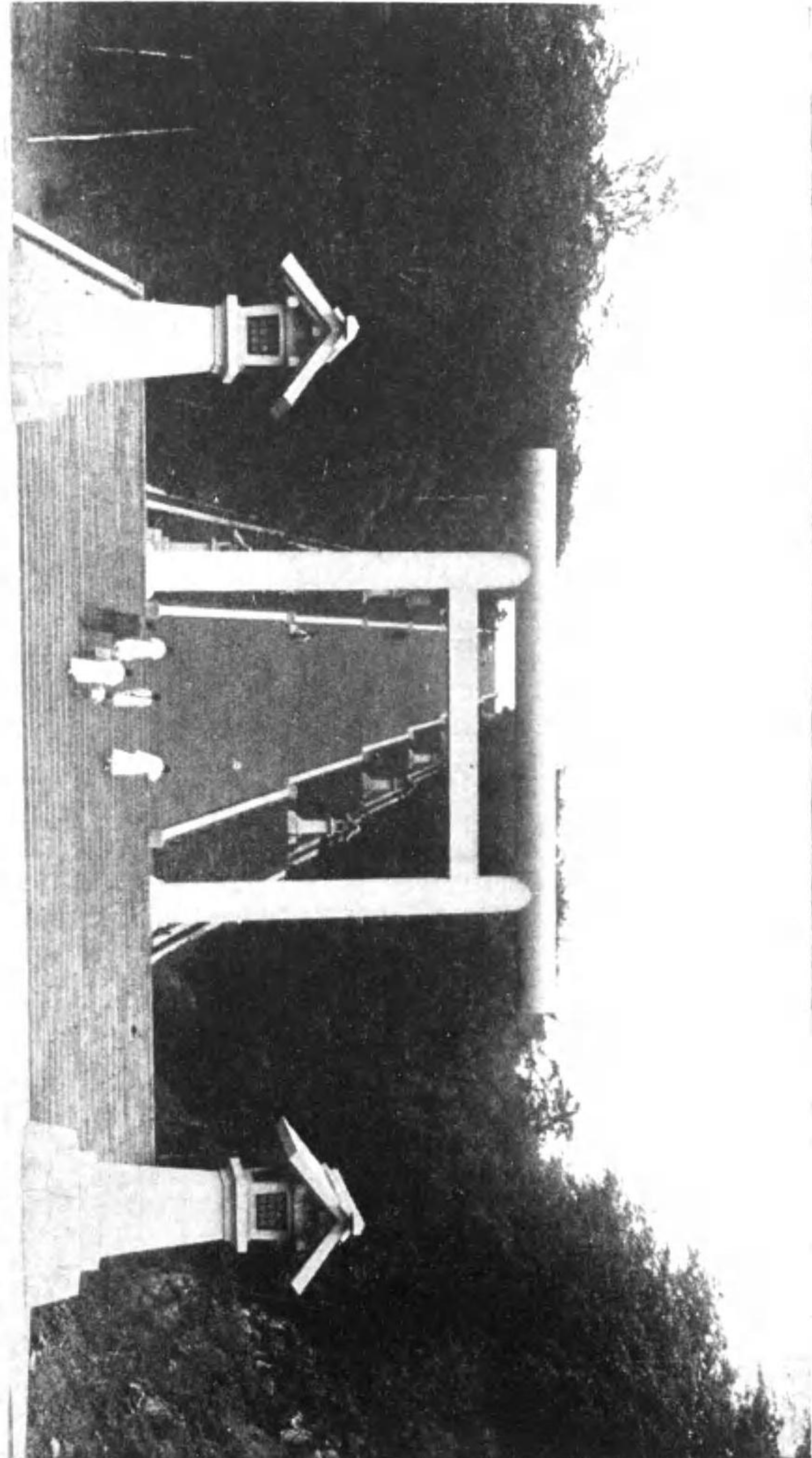
在支者に對する施設……………二九一

〔附 録〕

參考統計表……………一—三

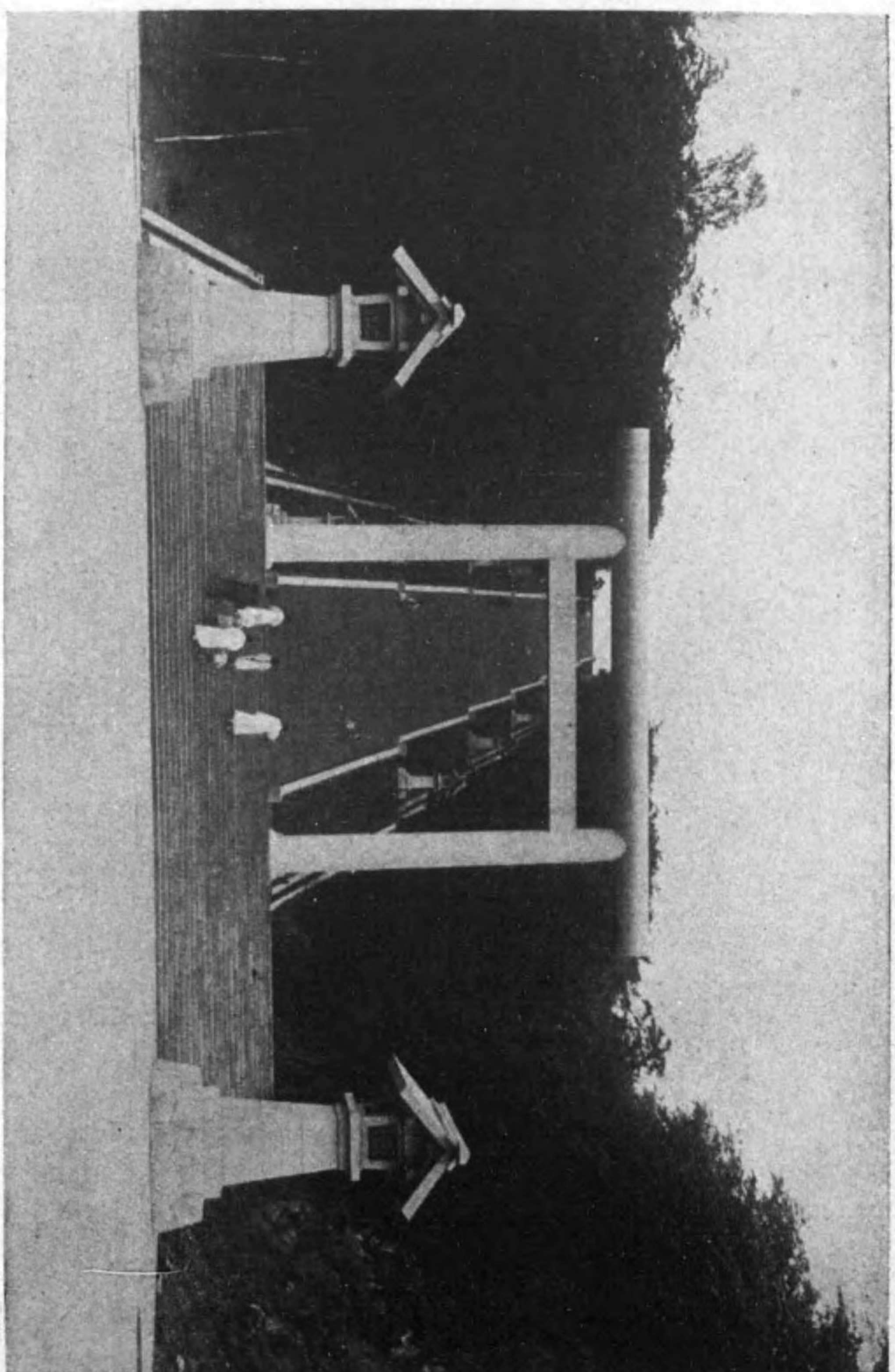
朝鮮地圖……………一 枚……………卷末

挿入寫眞……………二七葉……………卷頭



(道參表)宮 神 鮮 朝

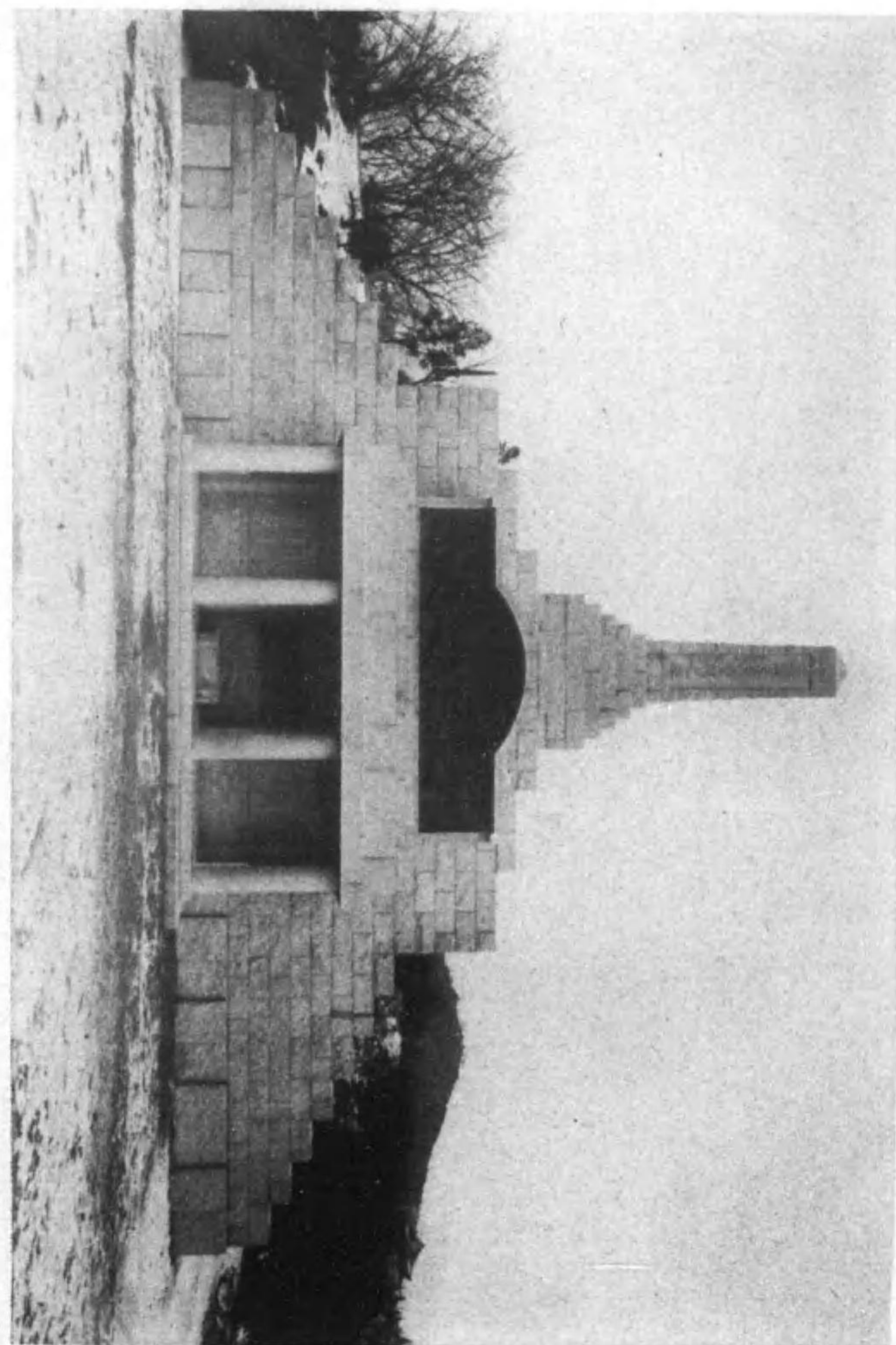
	目 次	
在滿朝鮮人の概況……………		一四
在滿者に對する施設……………		二八三
朝鮮農民の滿洲新規入植……………		二八四
在支朝鮮人の概況……………		二八七
在支者に對する施設……………		二九一
〔附 録〕		
參考統計表……………	約八〇項目	一一三
朝鮮地圖……………	一 枚	卷末
挿入寫眞……………	二七葉	卷頭



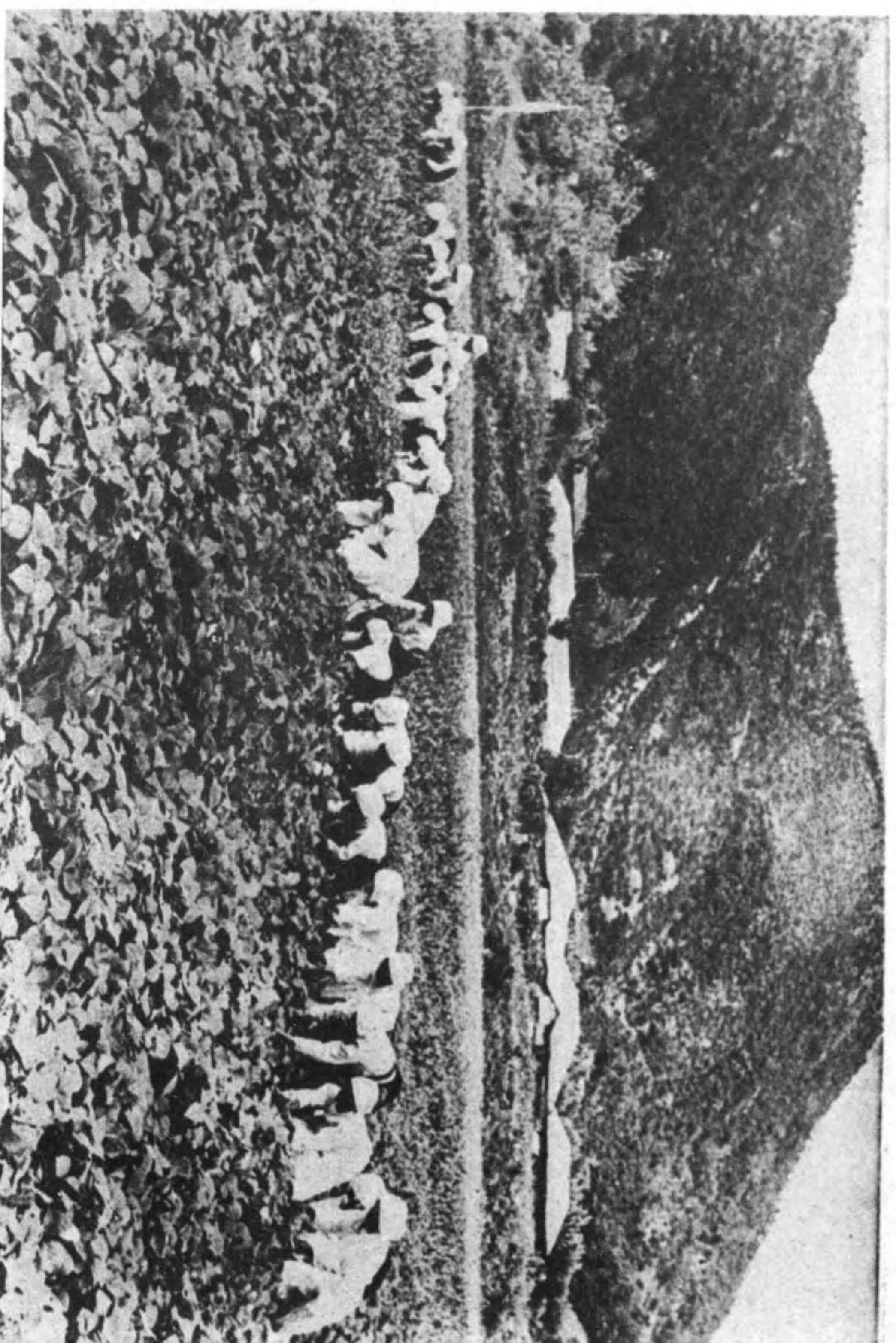
(道參表) 宮 神 鮮 朝



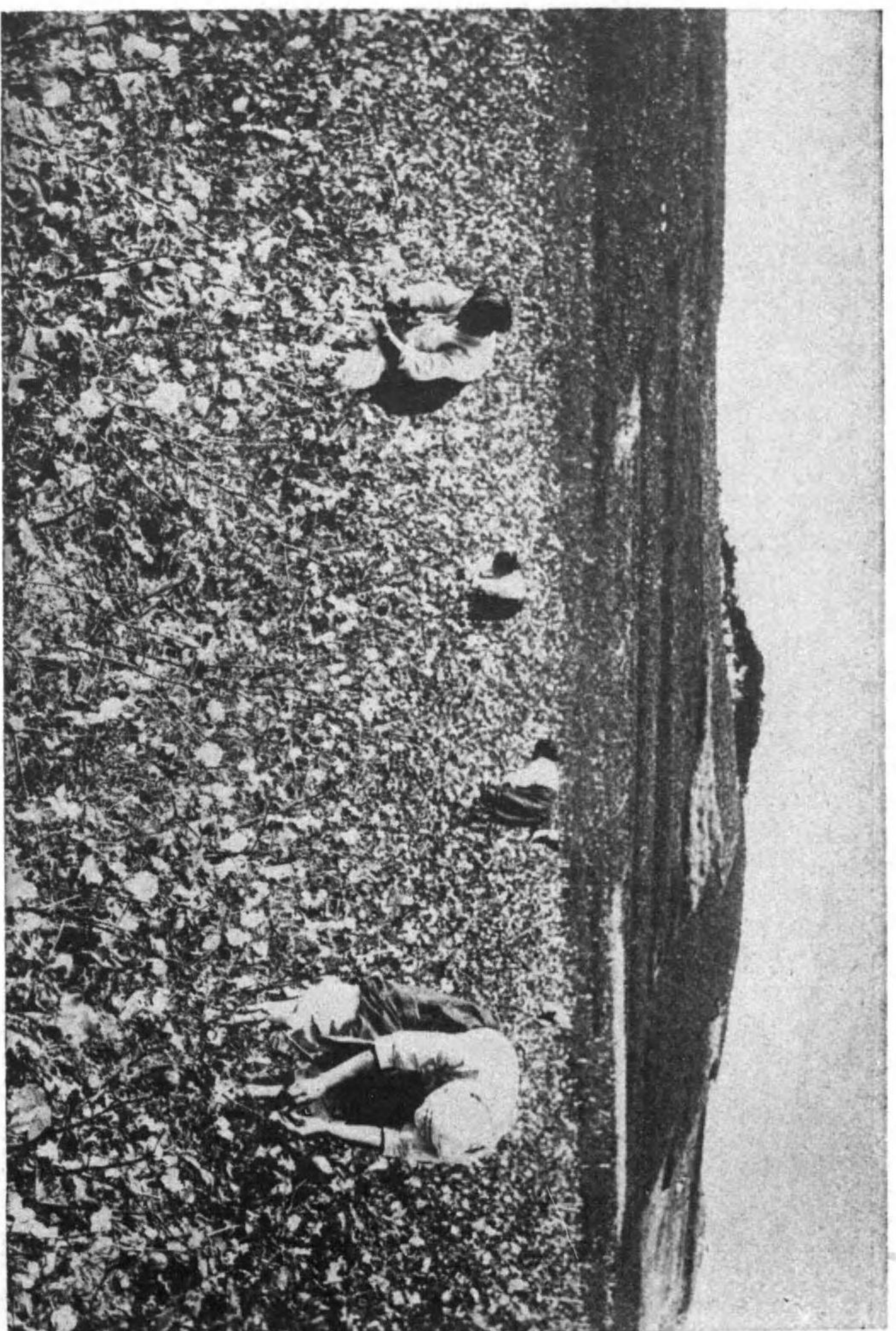
入營之旗



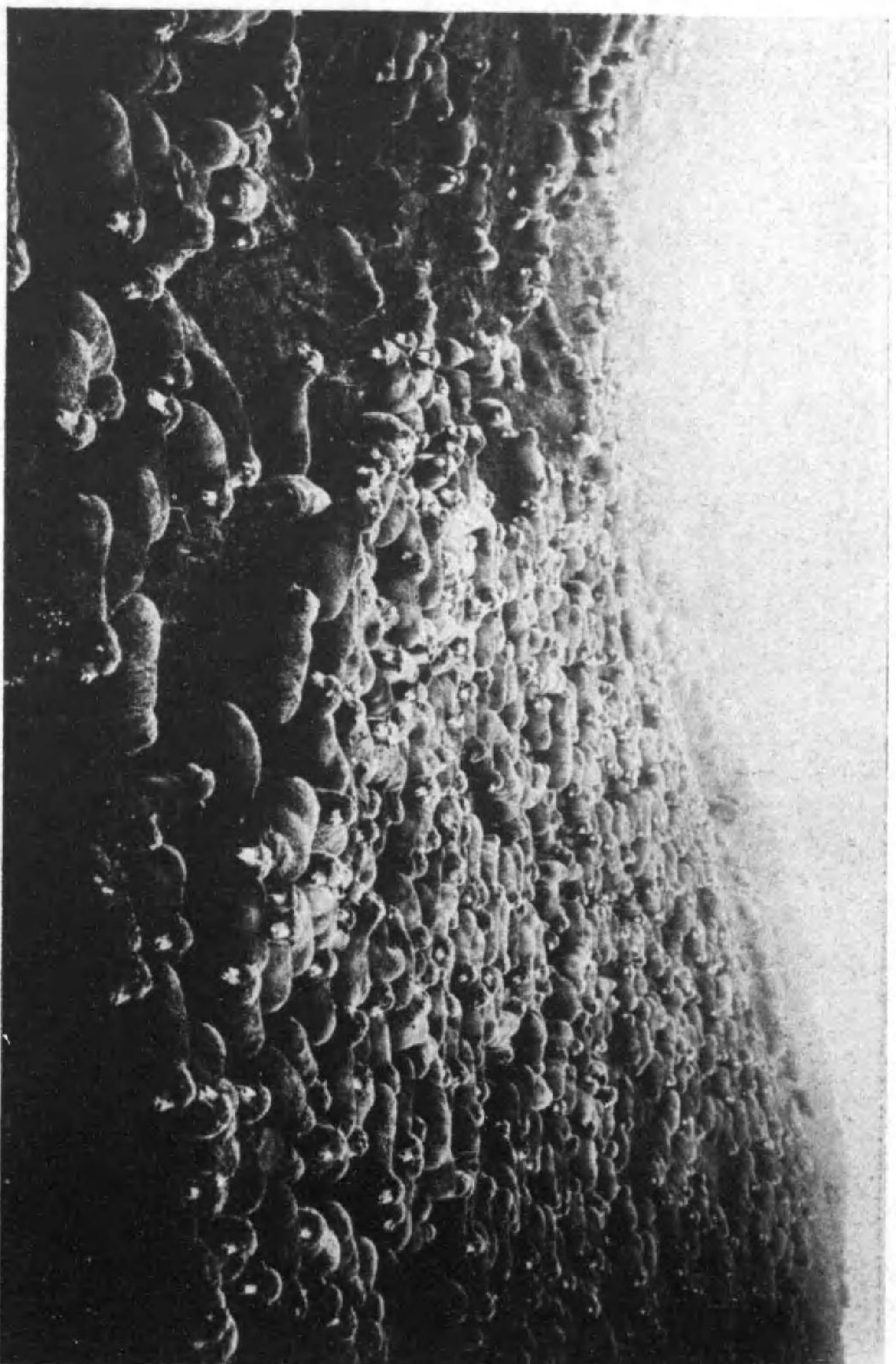
皇國臣民誓之柱



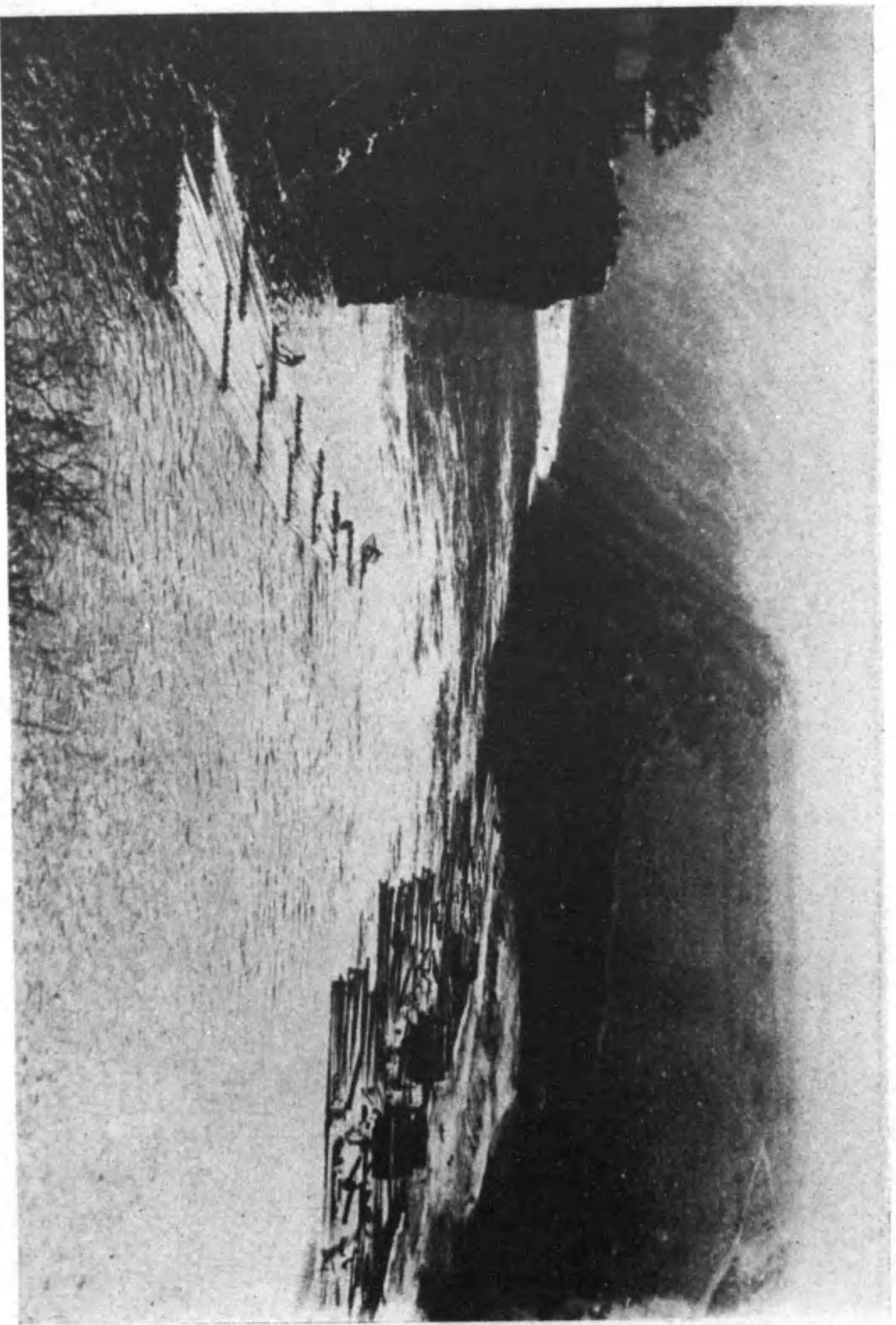
代用作物ノ共同入手ノ状況



棉花ノ收穫

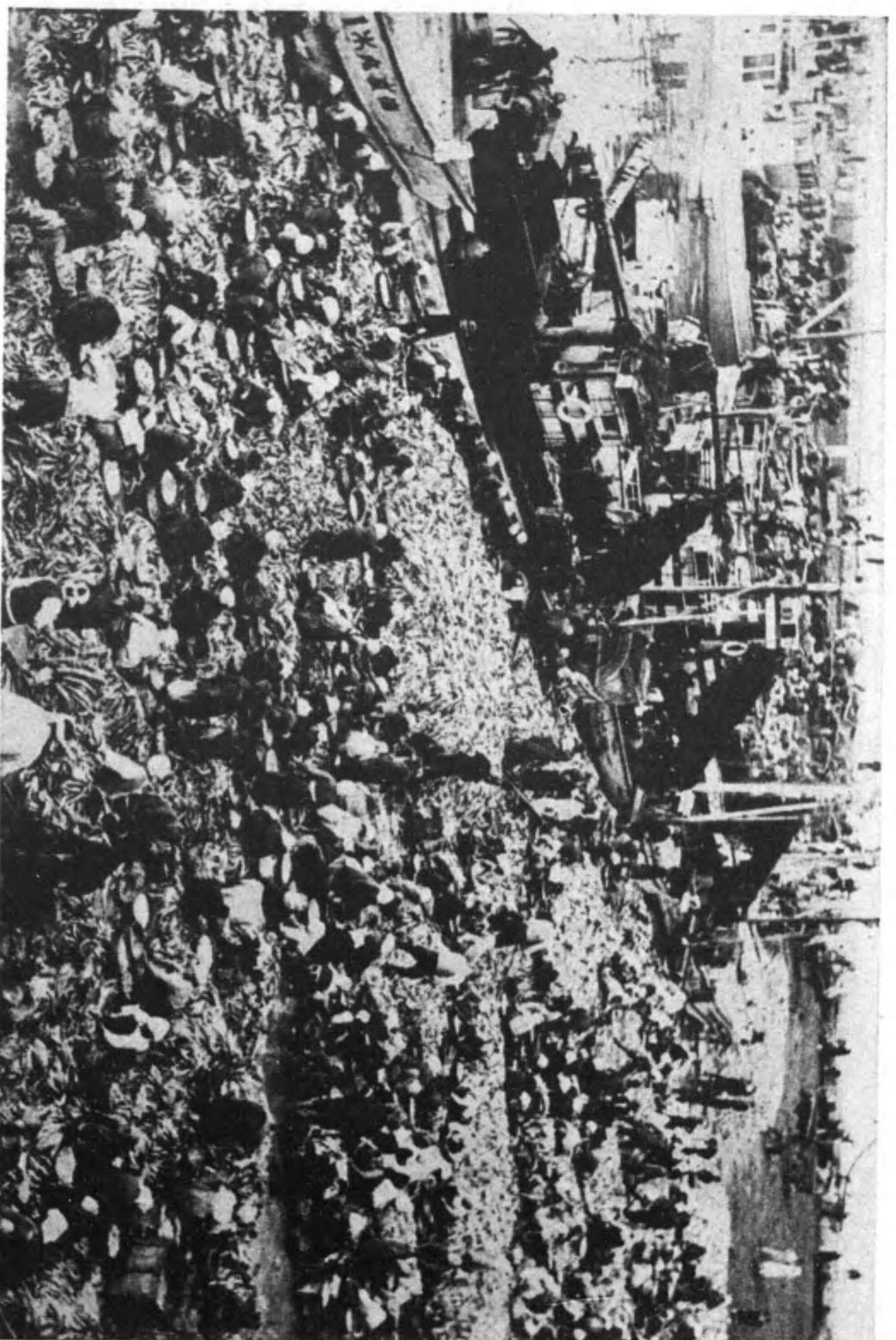


羊 緬

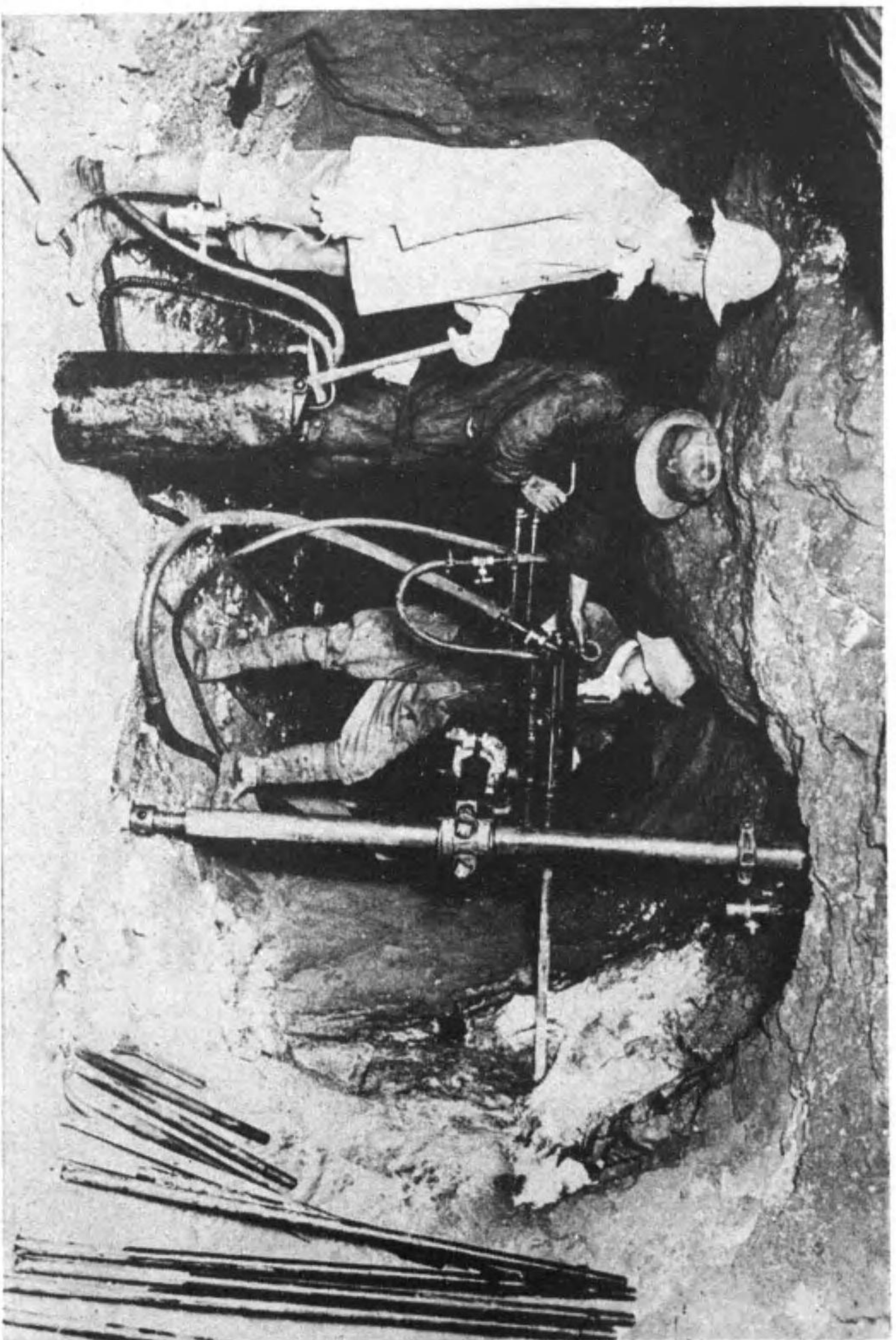


筏 流

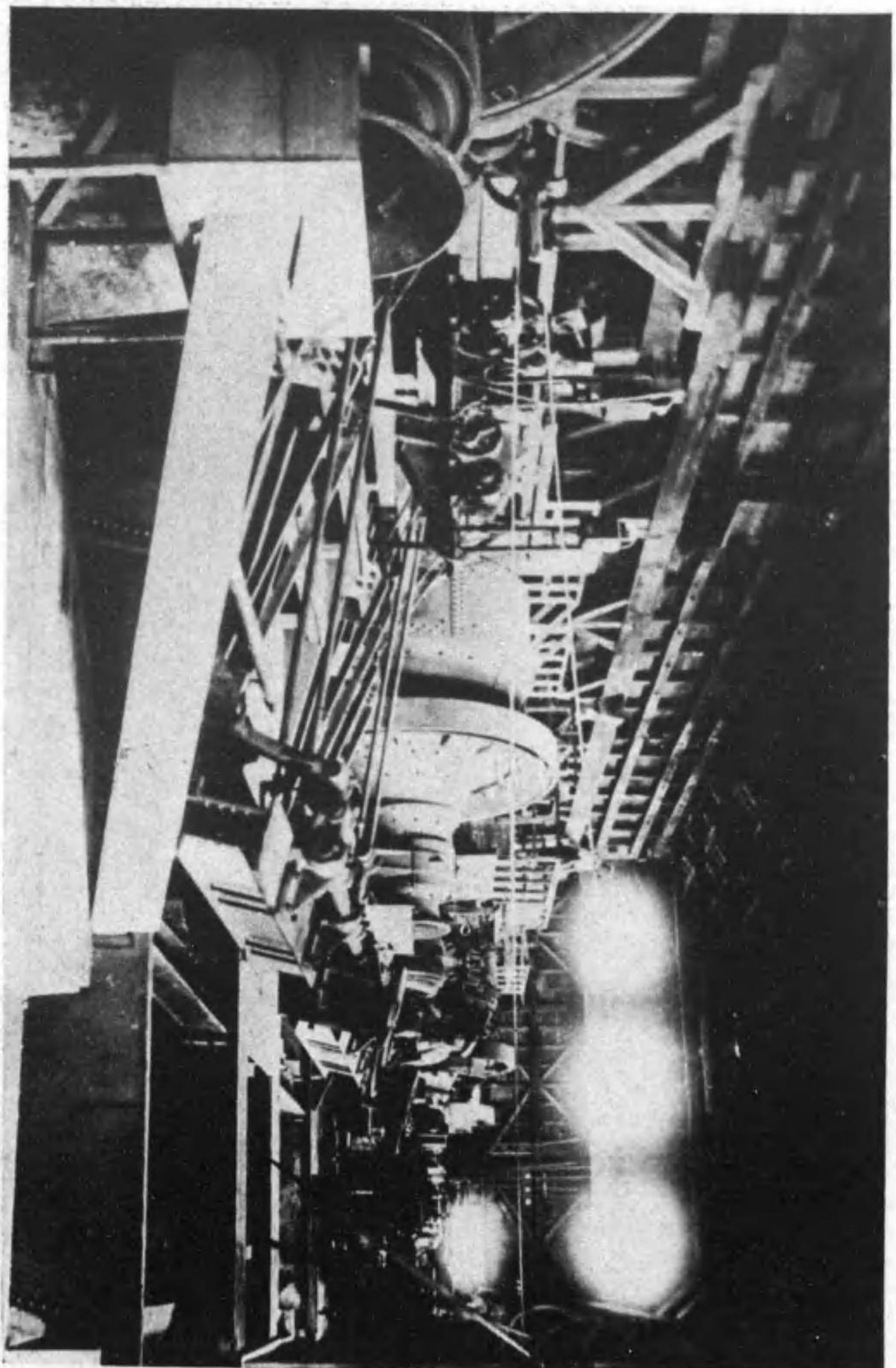




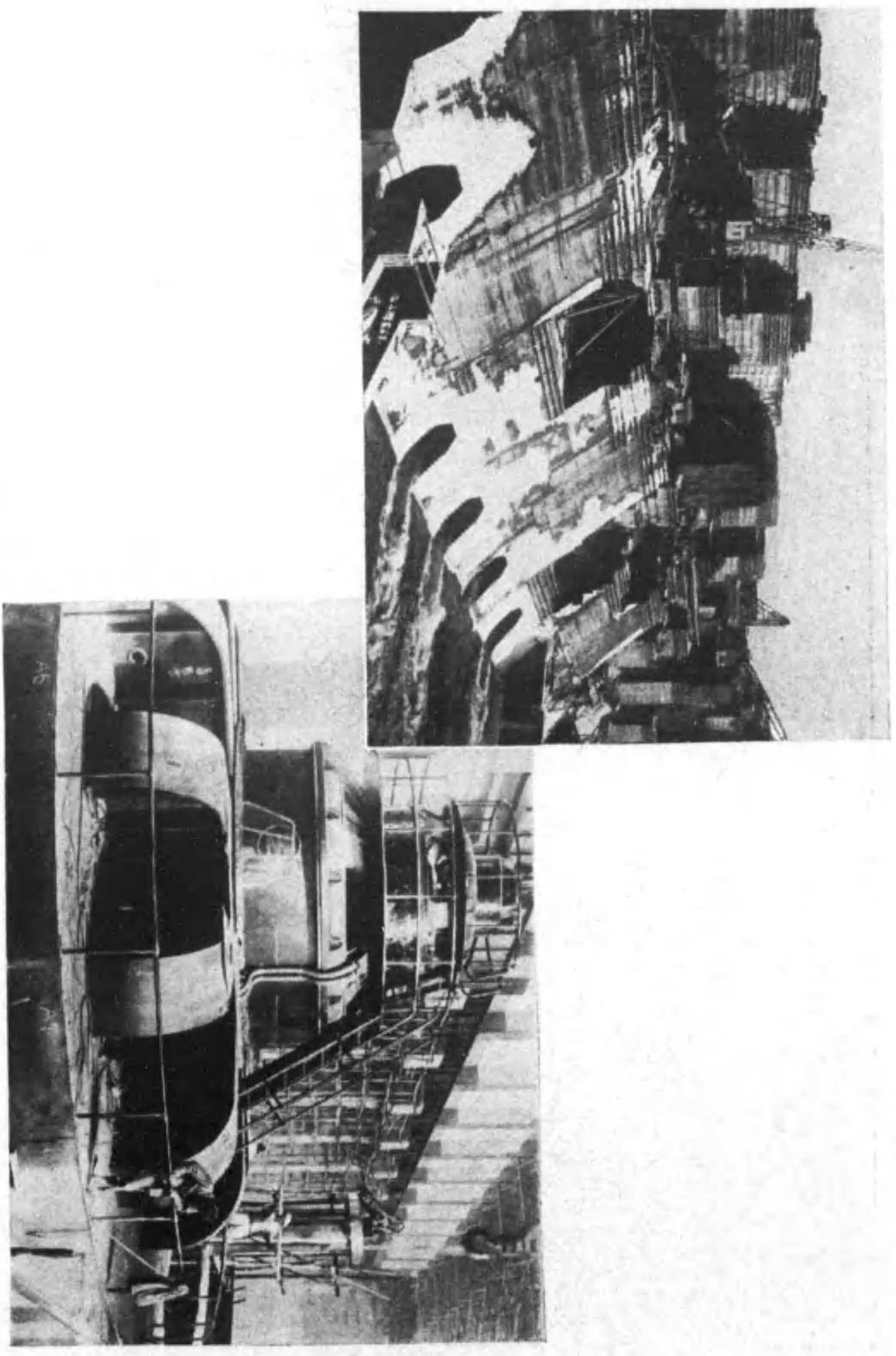
西 湖 津 明 太 魚



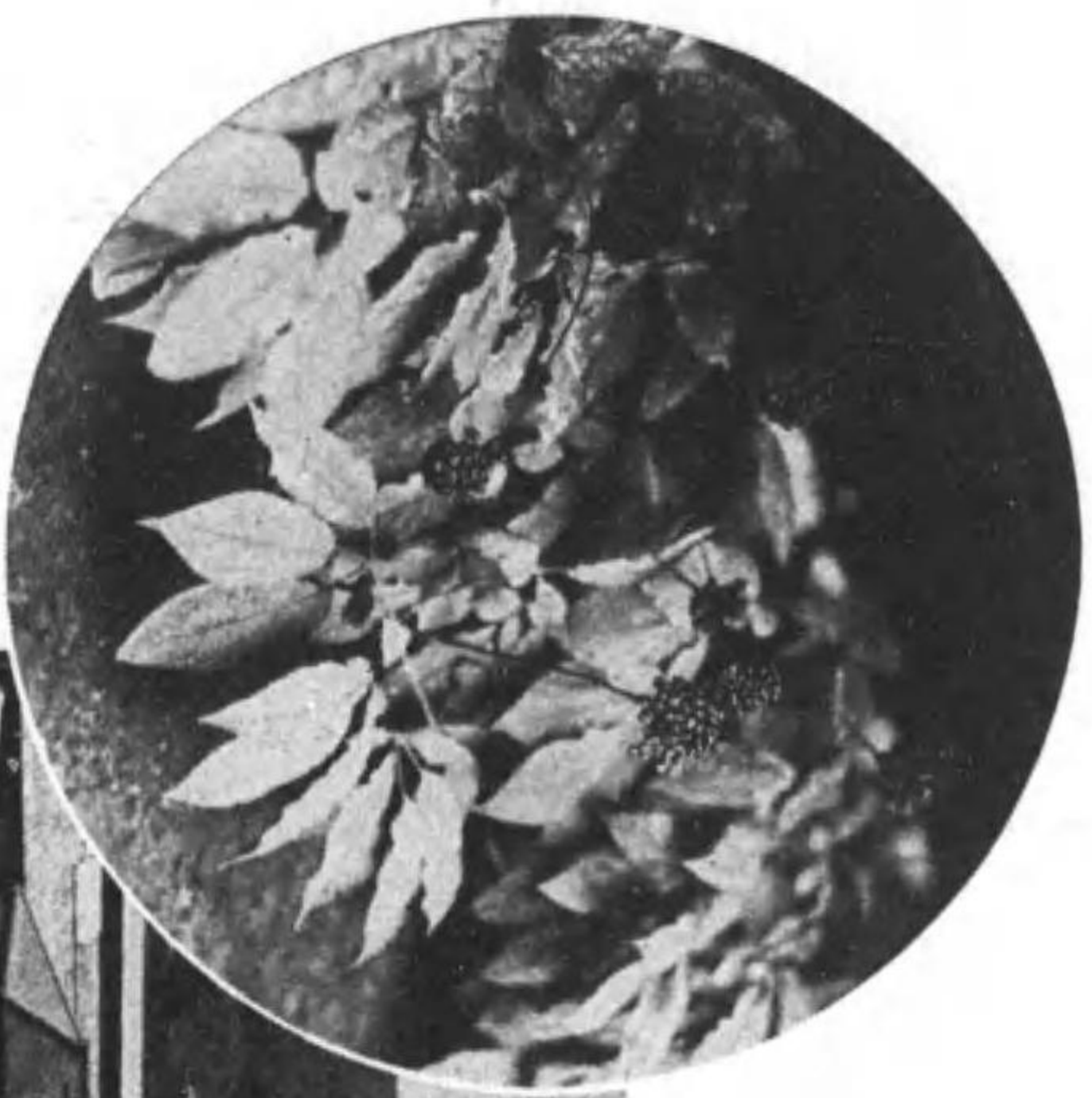
シ ル ド 式



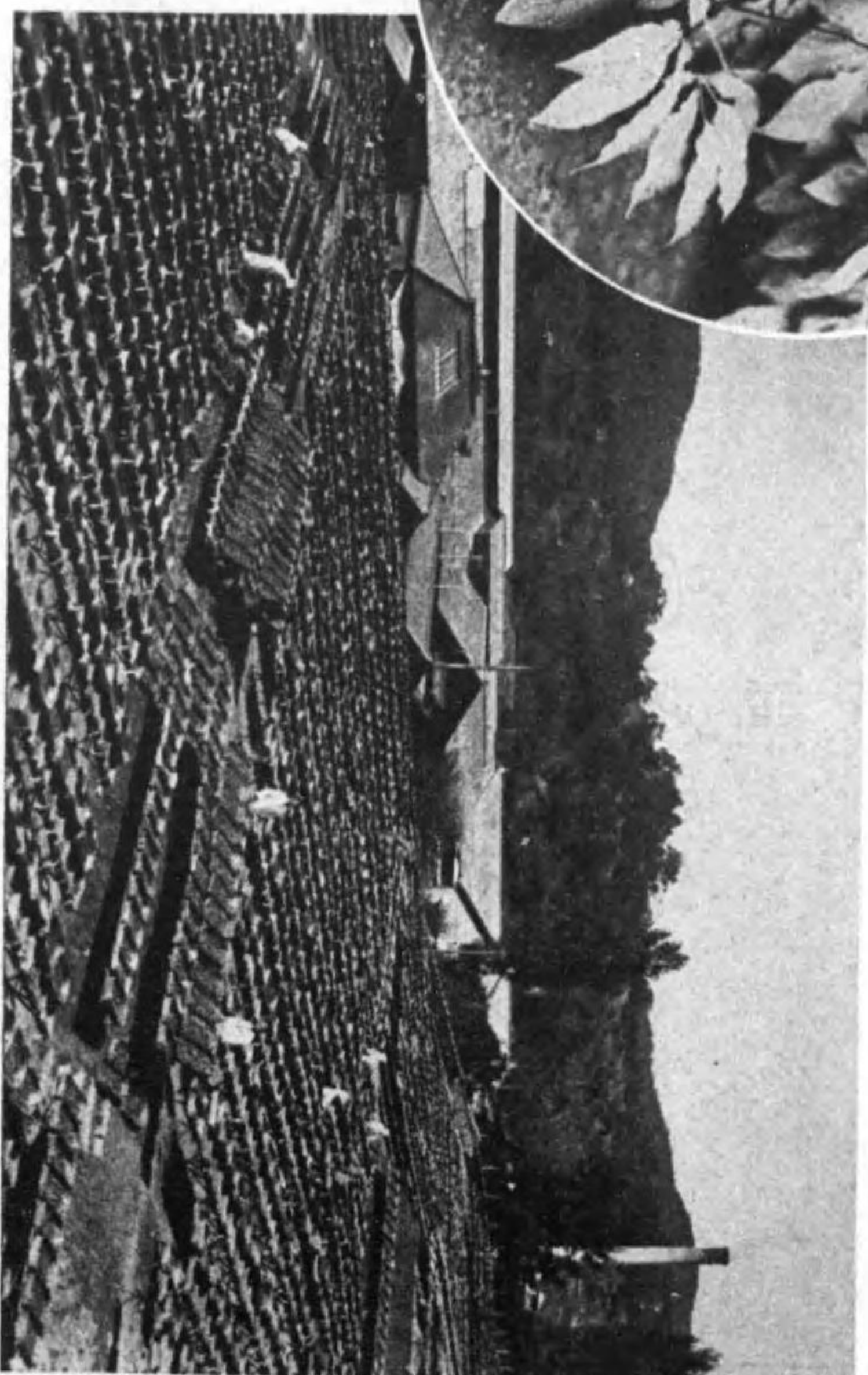
製 鍊 工 場



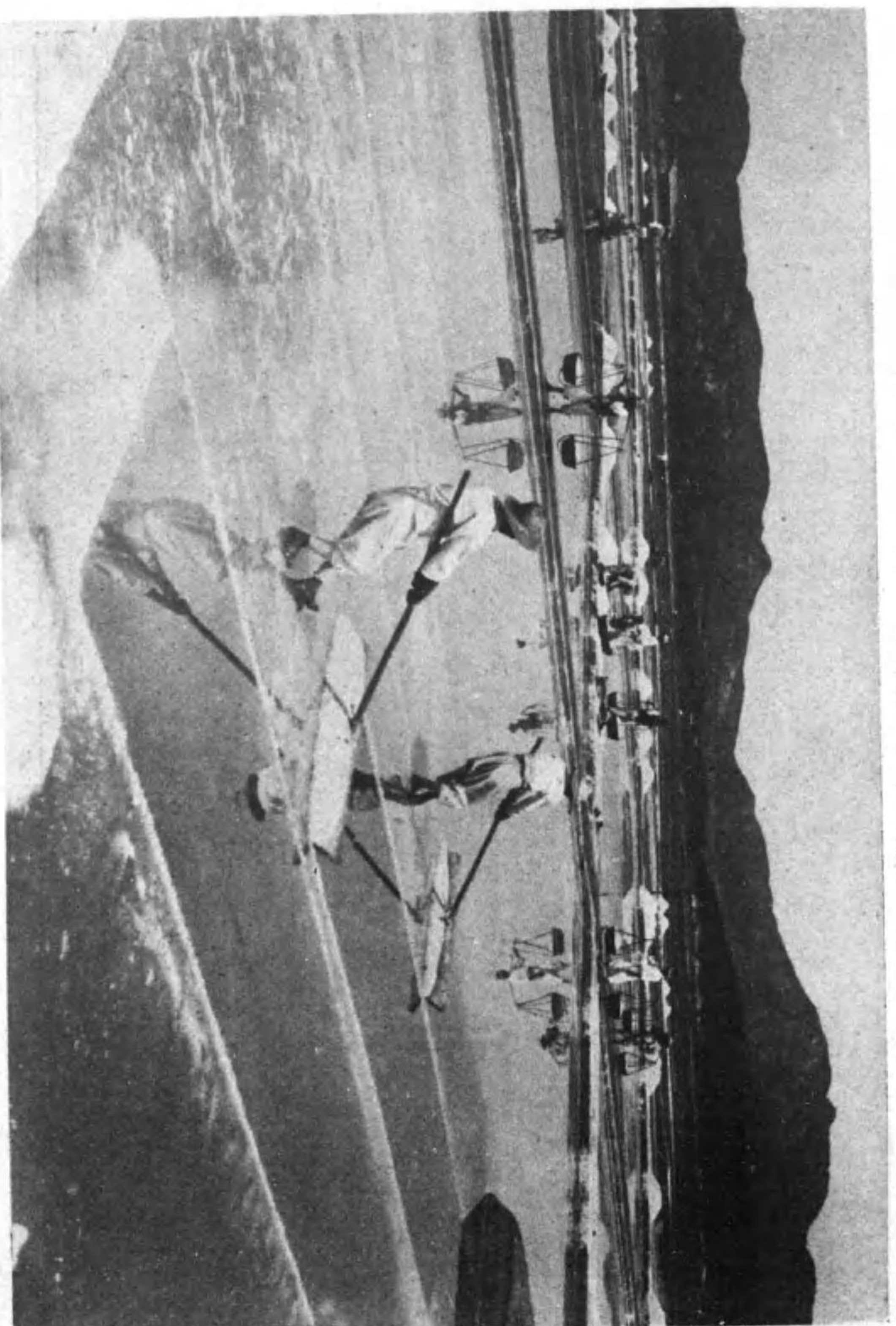
水 豊 大 其 之 發 電 機



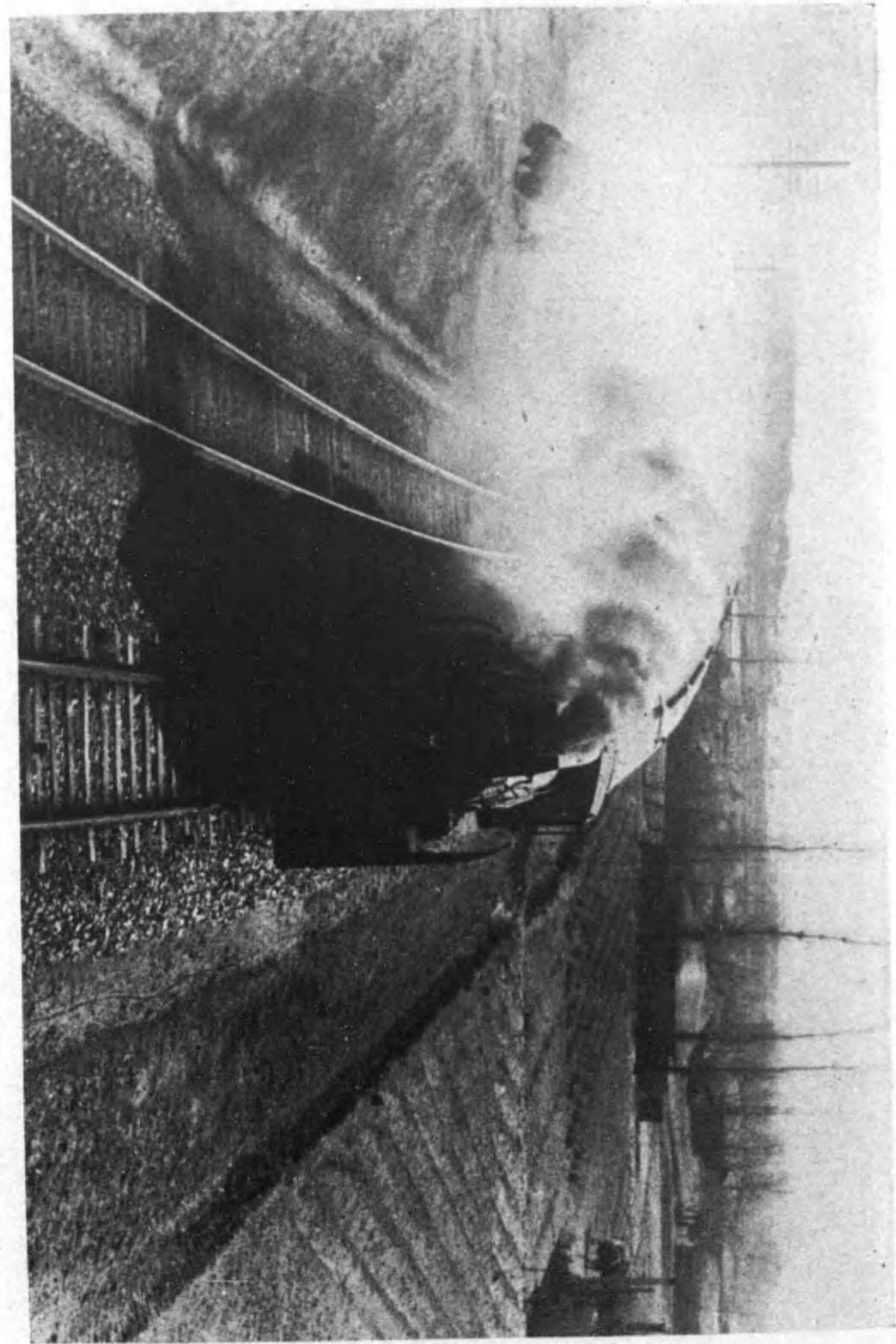
人蔘(六年生)



乾燥日天蔘紅



曬製日天

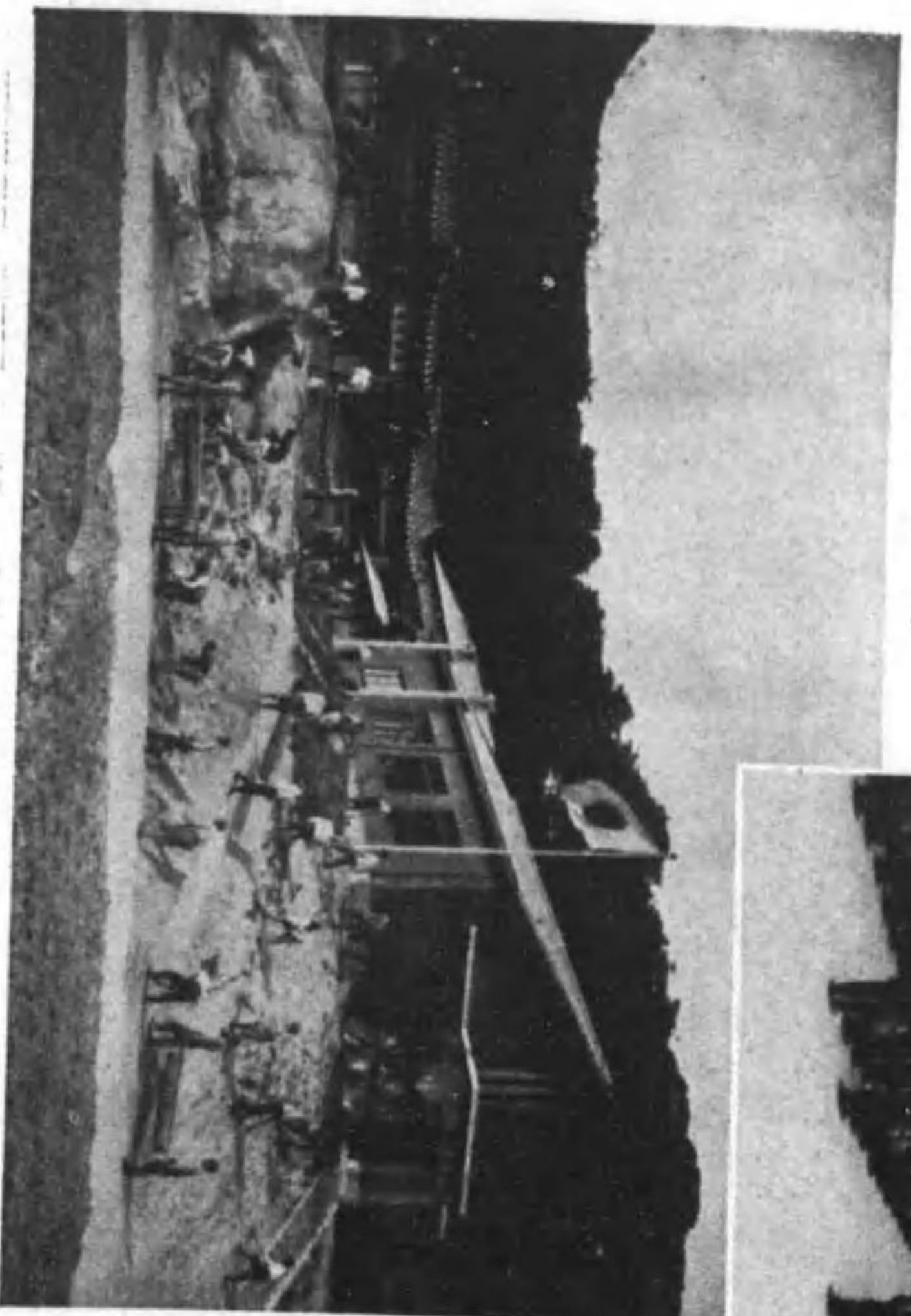


「きつかあ」車列行急



路道等一方地

所修班學教



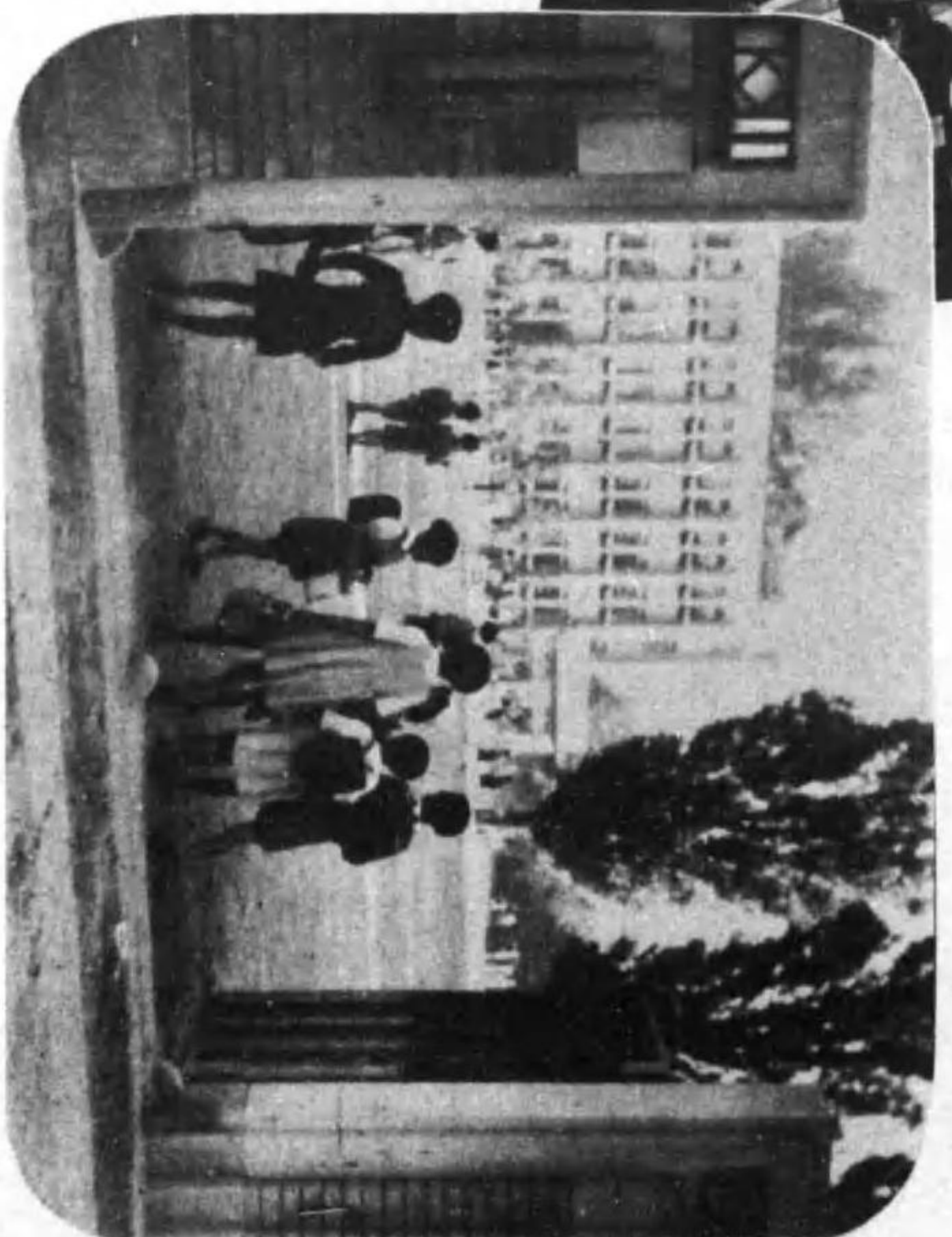
所練訓者願志兵軍陸

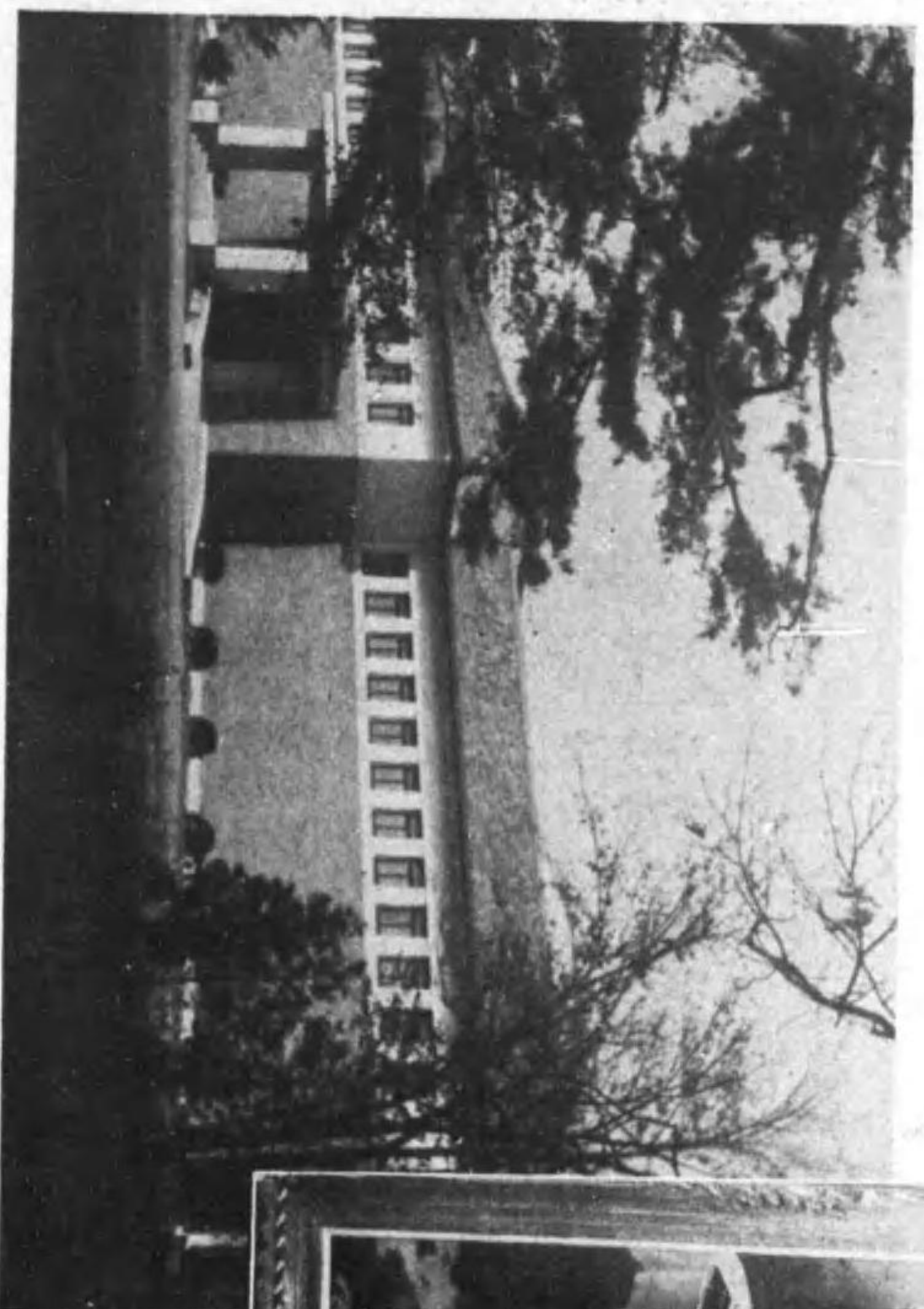


室教ノ其



校學民國

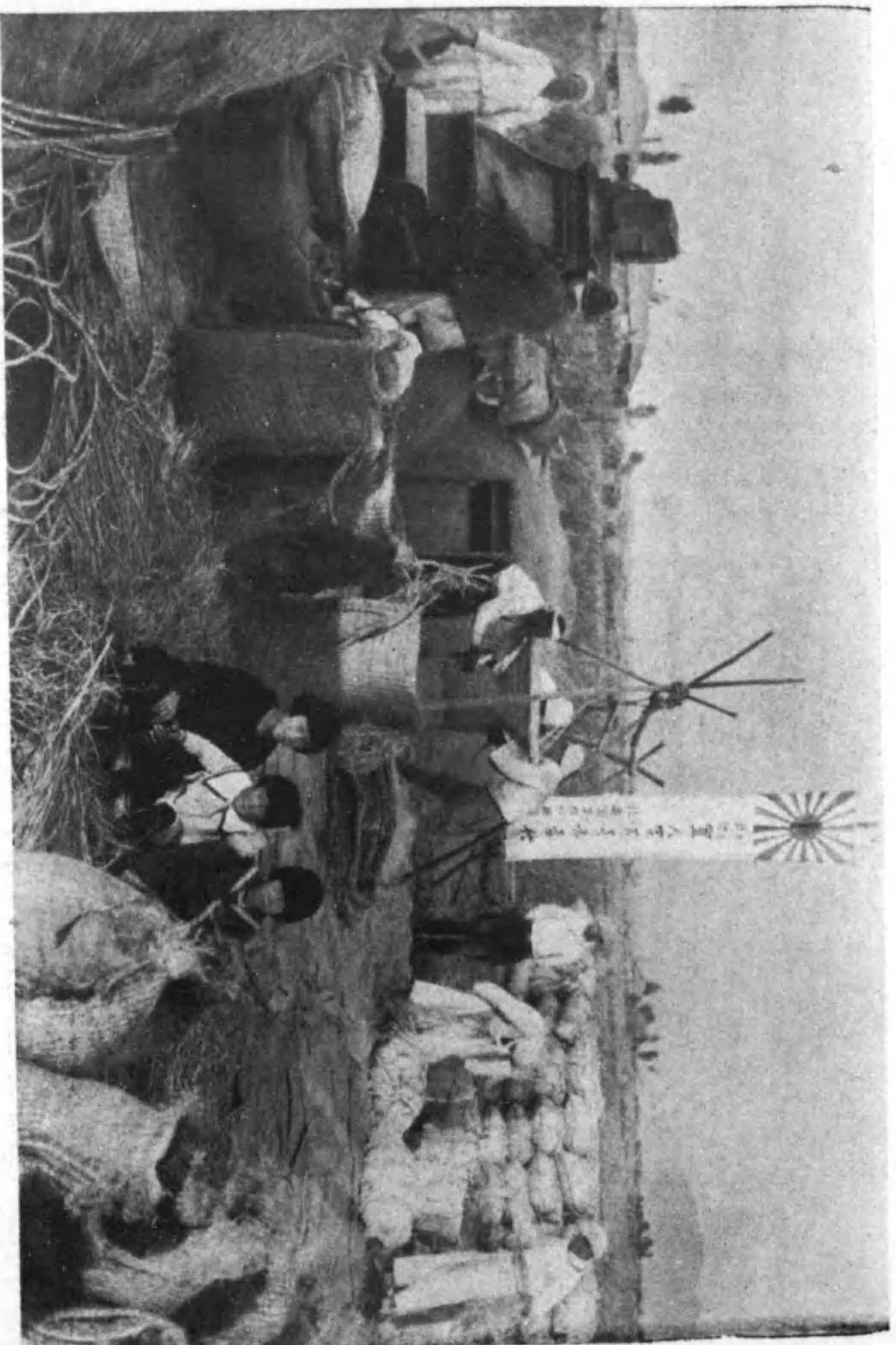




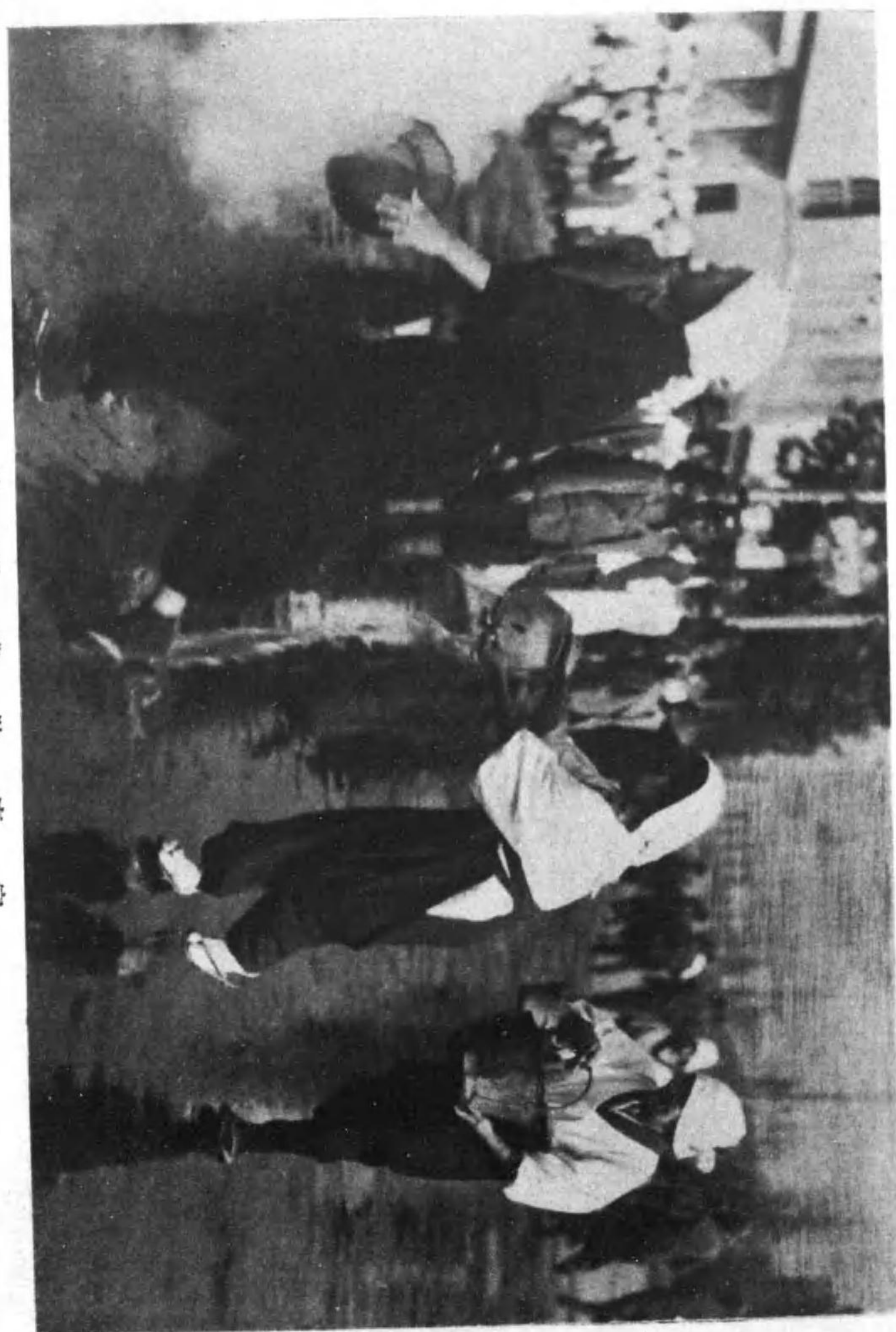
館 術 美



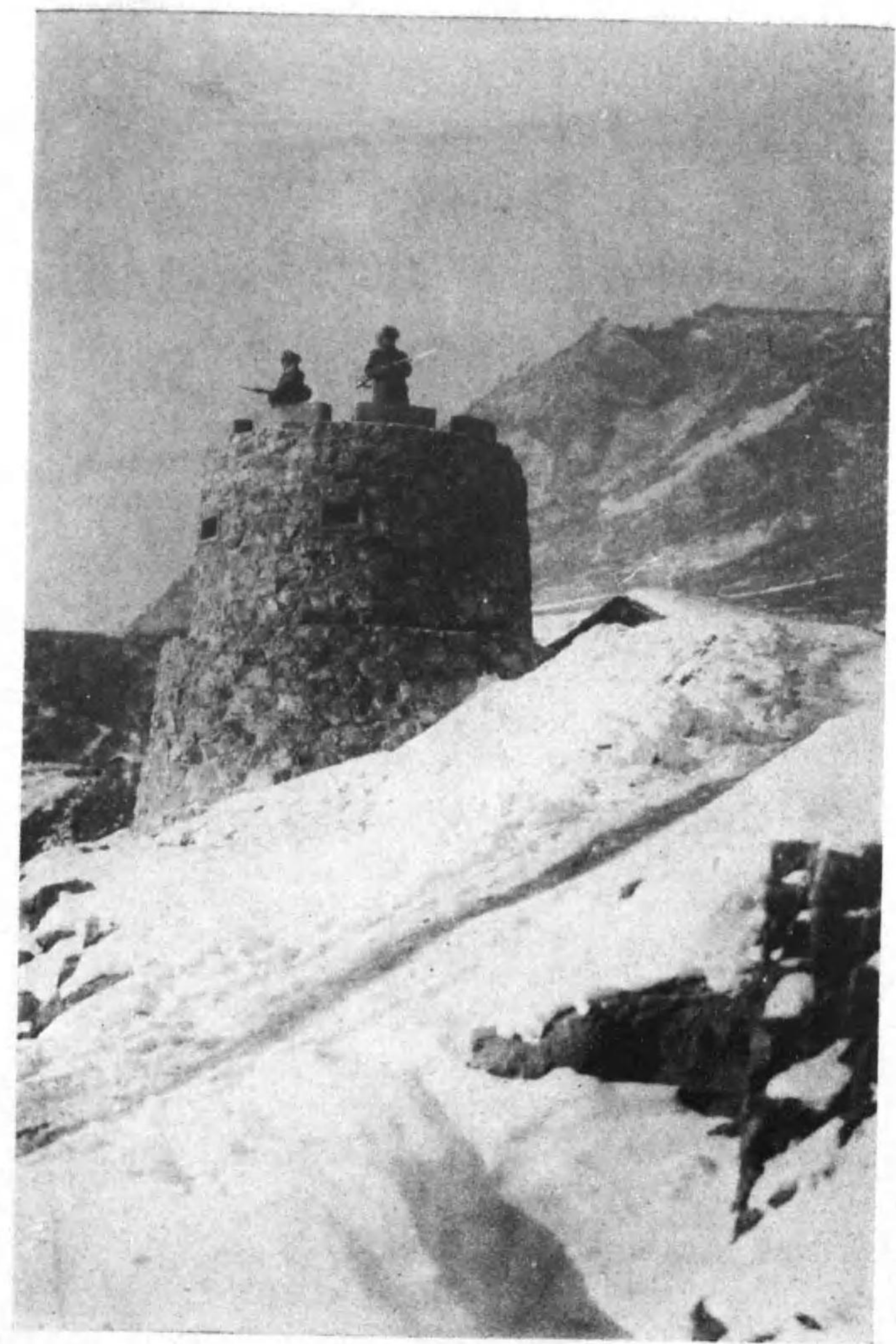
品 作 展 鮮



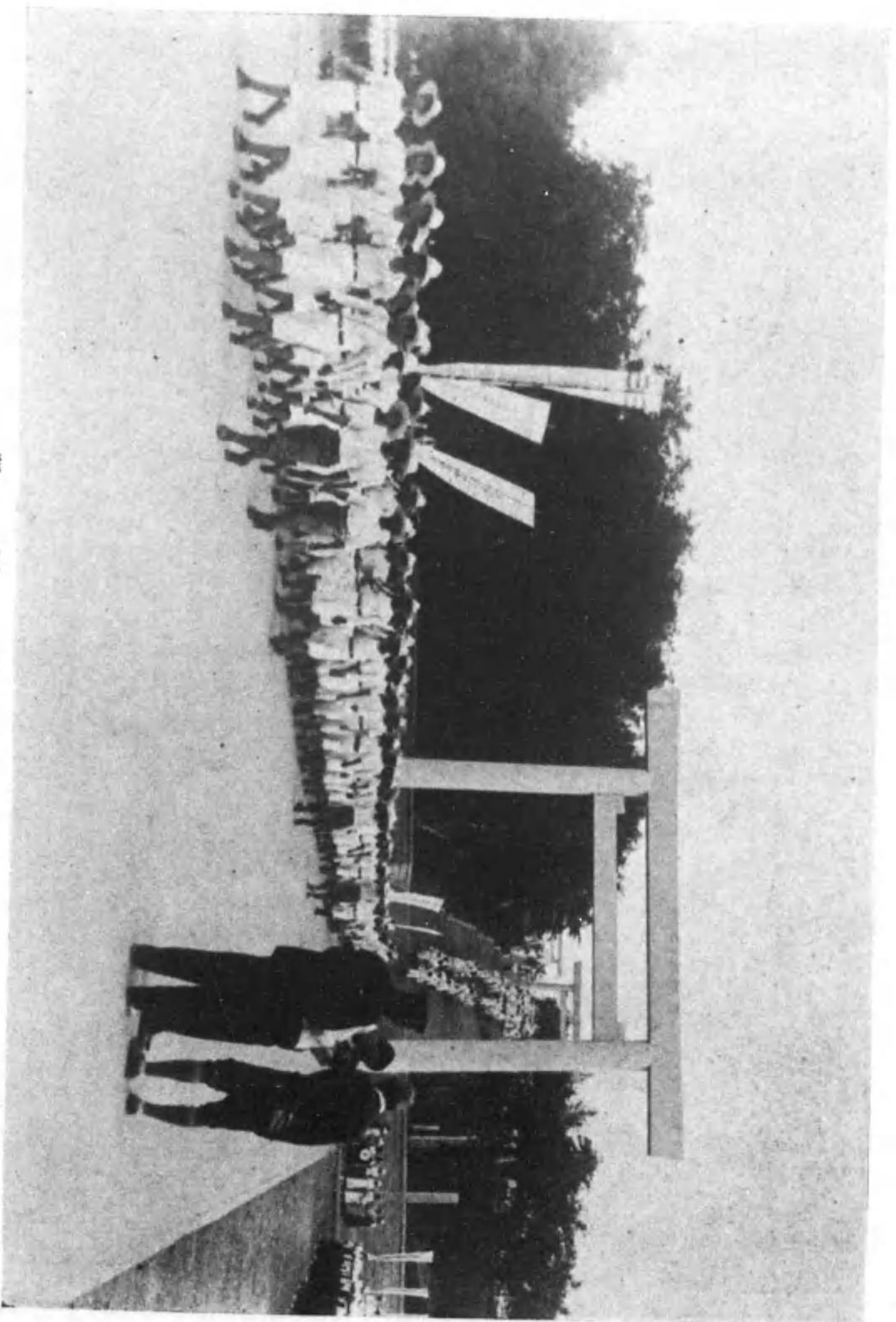
「任 奉 務 勞」 護 援 事 軍



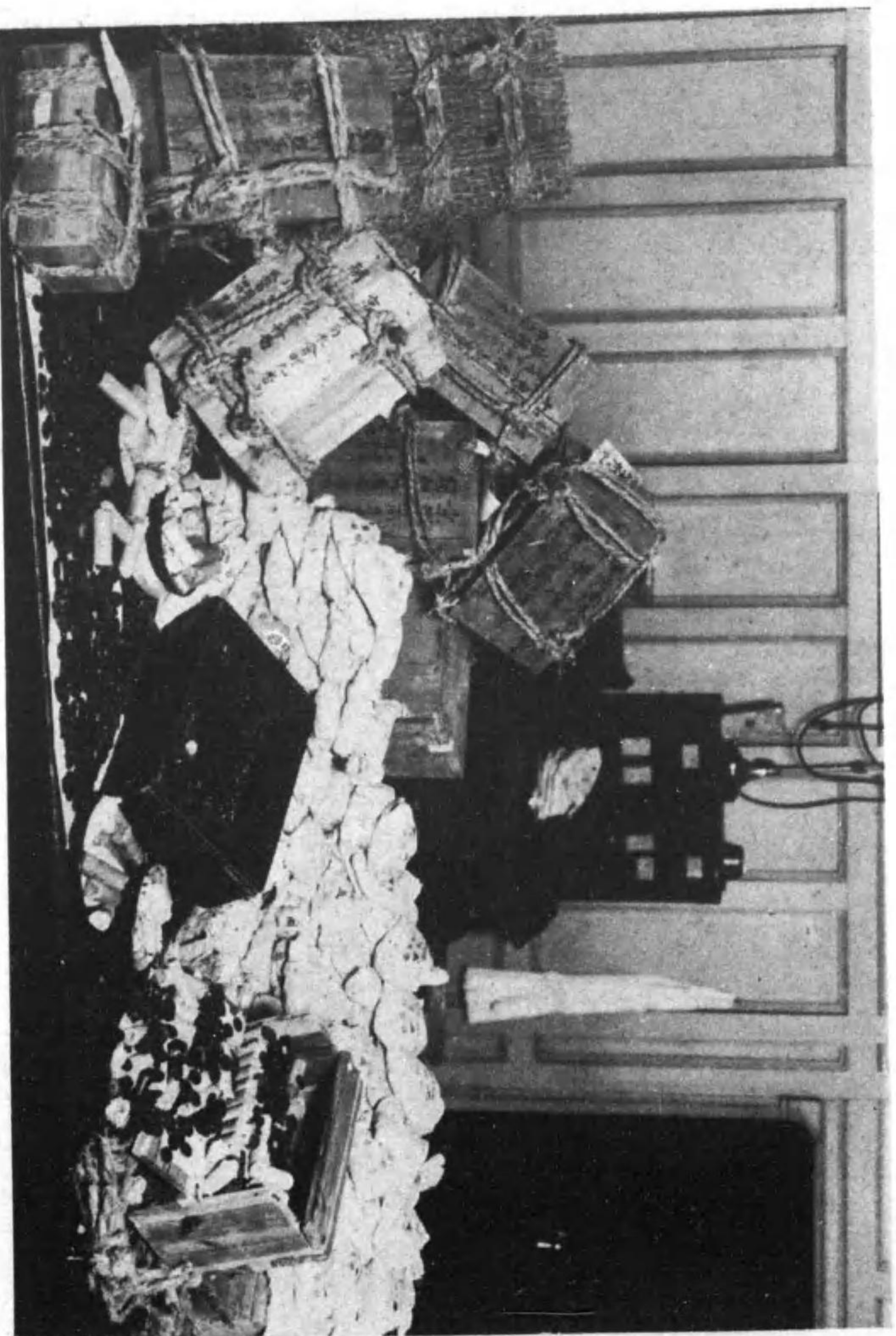
家 庭 防 護 訓 練



國 境 警 備



勤 勞 報 國 隊



銅 貨 獻 納

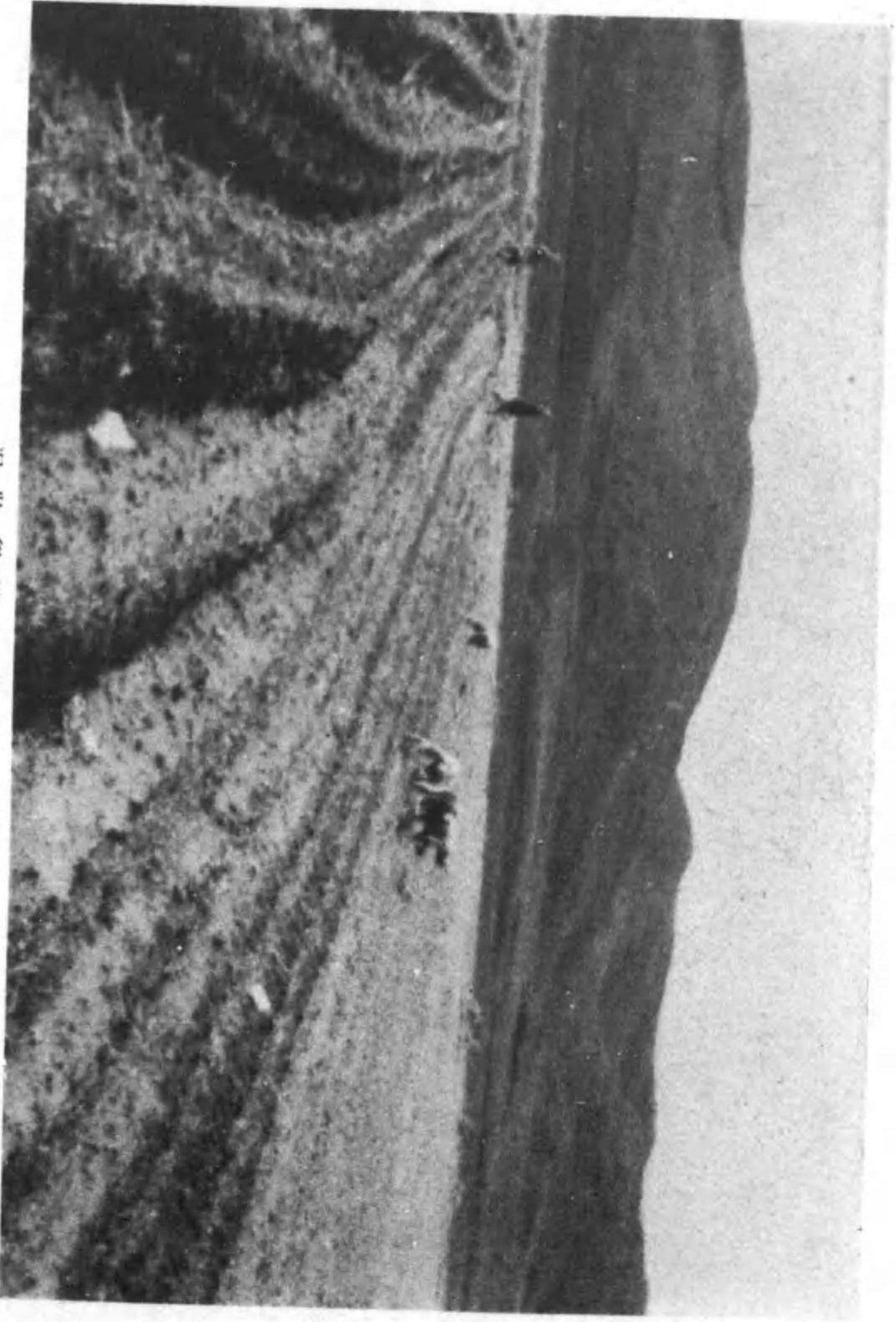




金賣却狀況



廢品回收



況 狀 變 開 の 地 拓 開 洲 滿



流 清

# 朝鮮事情

昭和十七年版



朝鮮はその地理上、古來我國と密接不離の關係に在り、平和的交通に依る血縁的混和、並に文化的傳承は更なり、半島が優勢な外圍諸民族の脅かすところとなるや我國は多大の犠牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を経て、李朝と革つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、内には國政紊亂して生民其の塔に安んぜず、外には加はり來る國際の重壓に抗してその存立を保つ能はず、延いて、極東禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日清・日露の兩役を重ねてこの外難を撃攘し、極東の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として、天皇綏撫の下に立ち、總督に依つて施政せられることとなつたのである。

爾來、歴代總督は、よく併合の國是に違つて民力の涵養に専念し、時勢の進展に應じて教育の改善、産業の開発其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・産業の發達より民力の向上、極めて著しく、國民精

總 說

神また次第に涵養せられつゝあつた。適々、滿洲事變の發生により、我國威は普く中外に宣揚せられ、之に引續く王道滿洲國の建設を見るに及び、之を契機として民衆間に於ける國民精神の成長、顯著なるものあり、更に今次、支那事變の勃發するに至るや、二千餘萬の民衆靡然として皇國臣民たるの忠誠を發露し内鮮一體の實を高度に具現したのである。かくて朝鮮は益々その健全なる發展を遂ぐるとともに、その物心兩面よりする我が興亞國策遂行基地たるの重要性を愈加へつゝあるのである。

## 地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地形南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、七九二方軒（本州より青森縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江又豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一派南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、

鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね肥沃である。

## 氣 候

氣溫 年平均氣溫は南岸地方に最も高く十四度を示し、北進するにつれて遞減し、中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度であるが、國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で、夏季を除いては約二度内外の高温を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多きに反し、東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水溫度は西岸に比し高温である等、山脈とか海流とかの地形的影響を蒙ることが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に來るが、之が爲め所謂三寒四溫の現象が起り、寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化することは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見ると、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居する影響で季節風は、黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之と反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滯留してゐる爲、南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風

流行し、中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかな爲風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

**雨** 雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で、今其の分布状態を見ると咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西朝鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて、其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西朝鮮部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ける降雨最盛期は七月であるが北朝鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期との判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

**霜** 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らず、樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、

濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早現より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

**雪** 降雪期は年に依つて差異があるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早く三月月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超えることは稀である。

## 人 口

昭和十五年十月一日國勢調査に依れば、總人口二四、三二六、三二七人、男一、二六六、二三〇人、女一、〇六〇、〇九七人である。

人口密度は一方村に付き一〇・一五人でこれを道別に觀るに京畿道の二二三・四一人を最高とし以下各道は概して南鮮に高く北鮮に低く最低は咸南の五四・一七人である。

總說

各道面積と人口 (昭和十五年十月一日現在)

道	面積 (方軒)	總數	男	女	一方籽當人口
總道	三〇、八四〇・三〇	三、四、三六、三三七	一、三、三六、二二〇	一、一〇、〇九七	一一〇・一五
京畿道	一三、八三〇・八八	二、八六四、六八九	一、四五六、三六八	一、四〇八、〇二一	三三三・四二
忠清北道	七、四一八・三六	九四四、八七〇	四七七、八九四	四六六、九七六	二二七・五
忠清南道	八、二〇六・四四	一、五七五、九四五	七九一、二六九	七八四、七七一	一九四・四二
全羅北道	八、五五四・二二	一、五九九、六四四	七九八、一六六	八〇〇、四七八	一八六・四四
全羅南道	一三、八八七・三七	二、六三六、九六九	一、三〇五、九〇六	一、三三三、〇六三	一九〇・〇〇
慶尙北道	一八、九八八・八四	二、四七三、二一一	一、三三三、〇〇五	一、一四三、〇三六	一三〇・一九
慶尙南道	一一、三〇四・六〇	二、三四四、九〇三	一、〇九九、八八九	一、二四三、〇一三	一八三・三〇
黃海道	一六、七四四・四三	一、八八二、九三三	九〇九、九一一	九〇三、〇三三	一〇八・三七
平安南道	一四、九三九・五五	一、六三三、三六六	八三八、九一六	八三三、四〇〇	一一一・三七
平安北道	二八、四六七・八五	一、七六八、三六五	八三三、八三四	八七五、四四一	一六二・一一
江原道	二六、三三二・九八	一、七六四、六四九	九一三、三六二	八五一、三六七	一六七・九
咸鏡南道	三、九七六・四一	一、八七六、九三二	九六九、九〇六	九〇九、〇八六	一八七・七
咸鏡北道	三〇、三四六・七六	一、〇三三、二七三	五九〇、八八四	五二一、三六八	五四・二七

二 行政

中央行政

沿革

明治四十三年韓國の併合と同時に朝鮮總督を設置したが當分の内統監府及び其の所屬官署を存置し、朝鮮總督の職務は姑く統監をして之を行はしめ且つ韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及表勳院を除くの外總て之を總督府の所屬官署と看做して政務の執行に當らしめた(明治四十三年勅令第三百十九號朝鮮總督府設置ニ關スル件)。其の後約一箇月間に各種機關の廢合統一を爲し同年九月三十日朝鮮總督府官制及び其の所屬官署の諸官制を公布し十月一日より之を施行した。當初、朝鮮總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て 天皇に直隸し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のことを掌ると共に朝鮮の諸般の政務を統轄し、又警務機關としては中央に警務總監部を、各道に警務部を置き憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機關の外に特立して一般警察衛生事務を統理執行せしむることとしたのであるが、大正八年八月の改正に總督の武官たる資格制限を撤廢し、總督に對する陸海軍統率權委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對する出兵を請求することを得しむると共に憲兵警察制度を廢止し、以て所謂文化政治への一轉機を劃したのであつた。

- 一、朝鮮に朝鮮總督府を置き其の長官を朝鮮總督とする(朝鮮總督府官制)。總督は朝鮮を管轄し諸般の行政事務を統理する朝鮮最高の行政官廳である。總督の權限の主なるものは
  - (一) 政務總理權 特に中央政府の權限に留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮總督の權限に屬する(朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條)
  - (二) 出兵請求權 安寧秩序保持の爲必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得る(同三條ノ二)
  - (三) 制令制定權 朝鮮に於ては法律を要する事項は總督の命令(制令)を以て之を規定することを得る(明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條、第六條)
  - (四) 命令權 職權又は委任に依り總督府令を發し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財産刑二百圓迄である(朝鮮總督府官制第四條)
  - (五) 監督權 下級行政官廳を指揮監督しその違法不當の命令、處分の取消又は停止を爲し、所部の官吏を統督する(同五條六條)
  - (六) 王公族及朝鮮貴族に關する權限皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職の事務、李王職職員、朝鮮貴族の監督をする(明治四十三年皇室令第十五號第三十九號)等である。

總督に故障あるときには、勅命を以つて他の親任官をして臨時その職務を代理せしめる。

總督府には總督官房及内務・財務・殖産・農林・法務・學務・警務の七局並に外事部及企畫部を置き總督の補助機關として總督を補佐し府務を統理し各部局の事務を監督する爲め親任官たる政務總監があり以下局長・外事部長・企畫部長・秘書官・事務官・理事官・祭務官・統計官・土木事務官・山林事務官・教學官・視學官・編修官・銀行検査官・會社監査官・技師・體育官・通譯官・屬・祭務官補・統計官補・編修書記・技手・會社監査官補・通譯生等を設置せられてゐる。

二、中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項の調査を行ふ場合がある。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)、副議長(親任待遇)、顧問(親任待遇)及び參議(勅任又は奏任待遇)等を置く。副議長以下の任期は何れも三年を原則とし朝鮮人の有力者達識の士の中より總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。書記官長以下の事務職員が附屬する。

三、次に總督の管理の下に各官制を以て特別行政廳を置く。其の主なるものは

(イ) 遞信官署(朝鮮總督府遞信官署官制)

中央に遞信局を置き、朝鮮に於ける郵便・郵便爲替・郵便貯金・朝鮮簡易生命保險・船員保險・電信・電話・航路標識・海員の養成・發電水力及航空に關する事務を管理し、航路・船舶・海員・電氣事業及瓦斯事業の監督を掌る。地方に地方遞信局・海事署・貯金管理所・郵便局・電信局・電話局及飛行場を置く。

(ロ) 鐵道局 (朝鮮總督府鐵道局官制)

國有鐵道及其の附帶業務並に私設鐵道及軌道其の他の陸運の監督の事務を掌る爲に中央に鐵道局を置き、地方に地方鐵道局・事務所・出張所等を置く。

(ハ) 專賣局 (朝鮮總督府專賣局官制)

專賣局は煙草・鹽・人蔘・阿片・麻藥類の專賣事務を行ふ。中央に專賣局、地方に地方專賣局等を置く。

(ニ) 稅務官署 (朝鮮總督府稅務官署官制)

內國稅に關する事務は從來道財務部の所管であつたが、昭和九年五月財務部を廢止し特別地方官署たる稅務官署を設置し稅務監督局は內國稅に關する事務を監督し稅務署は內國稅に關する事務を執行することとした。

(ホ) 稅關 (朝鮮總督府稅關官制)

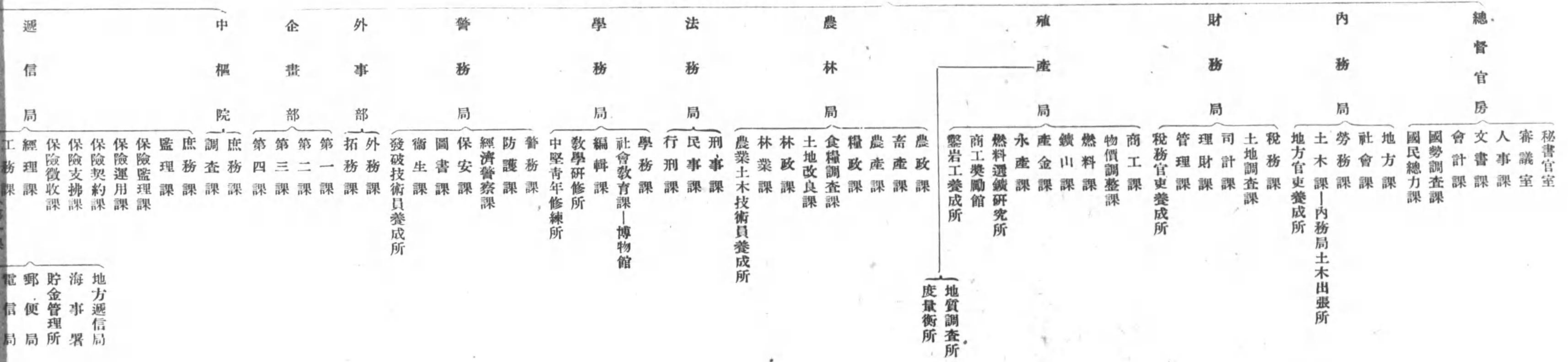
稅關は關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署として稅關支署・稅關監視署を置く。

以上の外朝鮮に於ける行政官廳としては警察官講習所・刑務官練習所・營林署・濟生院・癩療養所・中央試驗所・農事試驗場・水産試驗場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。今朝鮮總督府及所屬官署 (司法官廳を含む) の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。



中央試驗所・農事試驗場・水産試驗場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。  
 今朝鮮總督府及所屬官署(司法官廳を含む)の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。

朝鮮總督府



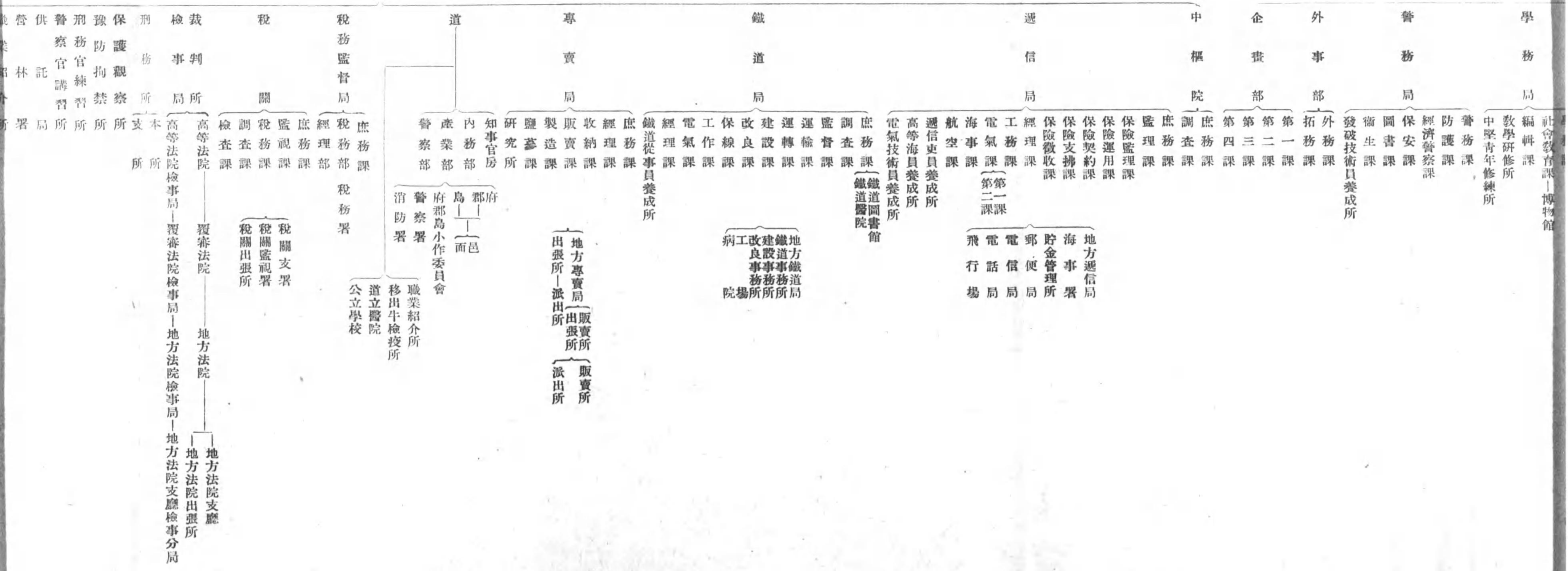
朝鮮總督府及所

昭和十六年

# 朝鮮總督府及所屬官署分課一覽表

昭和十六年九月一日現在

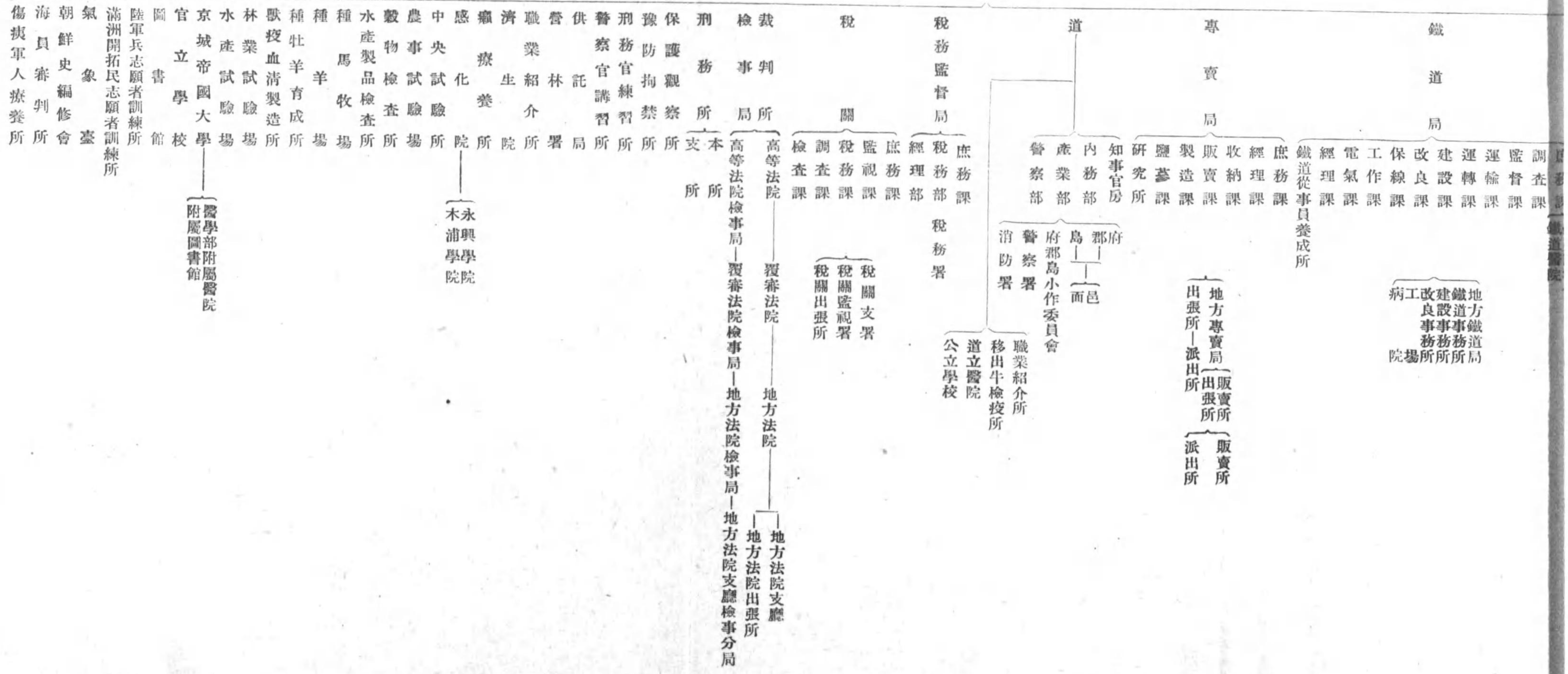
朝鮮總督府



分課一覽表

現在

朝鮮總督府



## 地方行政

### 道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十府、二百零八郡、二島、九十三邑、二千二百四十一面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・産業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞並に國民總力等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・社會事業・軍事援護・土木・會計・稅務・金融等の事務を、産業部は勸業一般事務並に物資物價調整等統制經濟事務を、警察部は警察一般・經濟警察・防護・衛生の事務を分掌する。

### 公共團體

**道** 現在の道制は昭和八年に施行せられたもので、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處

分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端数は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・教育・衛生・救濟及各種補助等である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に各種國庫補助金(含財政調整補助給金)で、道税の税目は地稅附加税・營業稅附加税・取引所稅附加税・鑛稅附加税・特別地稅・免稅地特別地稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府の現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行したものである。

府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晋州・海州・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津及羅津である。

府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・營業稅・取引所稅・鑛稅・道稅たる戶別稅・家屋稅・

特別地稅・免稅地特別地稅、車輛稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地・外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課しない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。府尹は吏員を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長(府尹を以て之に充つ)副議長(府會に於て府會議員中より選舉す)及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且

一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選舉する。選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の權限を有する。

邑面制は大正六年十月發布せられ、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲つたものである。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、現在に於ける邑の數は九十

三、面の數は二千二百四十一である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とする。邑面住民は邑面

制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面稅及使用料手数料 邑面稅は國稅たる地稅・營業稅・鑛稅・道稅たる戸別稅・家屋稅・特別地

稅・免稅地特別地稅・不動産取得稅・車輛稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月

以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す物には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課しない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限 邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては、郡守又は島司の認可を必要とする。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長(邑長を以て之に充つ)及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、

面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は、府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、國民學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

本、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け邑面組合を設くることを得る。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正した。

イ、學校費

朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定

員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歲入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議會員は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選舉する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするが、郡島の財力には自ら限度があるから其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立國民學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て國民學校に簡易學校を附設經營する外稀に實業補習學校を經營するものもある。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理したもので、本令は大正三年四月及昭和五年十二月に改正された。

イ、學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を)を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會と議決事項 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選舉する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定める。而して組合會の議

決事項概目は左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令に規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事
- ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては、組合員の總會を以て組合會に代へ得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用する。
- ニ、學校組合管理者と組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たるを原則とするが、必要に依り有給と爲すことを得る。學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り、退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得、名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費

用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費と組合費徴収及寄附又は補助 組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督 學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次は道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。尙左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴収に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事



(八) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

### 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、恰く惠恤撫養の本義に副はしめることとなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ひ來つたが、凶歉救済の資に充つべき利子収入に限り昭和十三年公布された朝鮮罹災救助基金令に基き各道に於て設置した罹災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救済施設費に充つることとした。

## 三 財 政

### 歳 計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたが、積弊の致す所容易に清掃することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出著しく増加し、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計から一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこととした。處が、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和

元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては一千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては各一千五百萬圓、同七年度及同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、同十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、同十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十萬九千百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓、同十五年度に於ては石炭増産の財源を含めて一千四百七十三萬六千三百十七圓、同十六年度に於ては一千三百八十四萬一千五百四十五圓の補充を受けて居る。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入			出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
昭和十年度	三〇四、四六三、四三七	四九、八〇三、九七	二九〇、二六七、四四	三〇、九九一、〇七〇	七九、二七六、三四	二九〇、二六七、四四
同 十一年度	二六九、九八、九四二	五九、六五六、四四九	三二九、六四五、三九〇	二四、四一九、八七一	九五、三三五、五九	三二九、六四五、三九〇
同 十二年度	三三四、四四六、五九一	一〇三、二〇七、三七三	四三七、六五三、九六四	二六六、四五三、八四〇	一五、六六九、九四一	四五二、二三、七六一
同 十三年度	三七五、一四一、四四三	一五九、六七三、八一五	五三七、八一四、二五〇	二九九、〇四六、八四一	三三九、一九九、一三	五八、二四五、九五四
同 十四年度	四〇〇、二六八、八九二	二五九、二七〇、四五三	七〇四、五三九、三四五	三六九、〇三四、一元	三三八、九六〇、一七六	七〇七、九四四、三二五
同 十五年度	五五五、七二九、七九	三〇三、四四四、〇九七	八九九、一七三、八九六	四五五、二七六、八九	四四三、三三、四八六	八九八、六八、三〇五
同 十六年度	七三二、五三七、二七九	二六四、一八七、八一五	九九六、七二五、〇九四	五五〇、五九、四六	四四六、三三、六三六	九九六、七二五、〇九四

國 債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開発に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布あり、而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法の公布を見、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布により、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は、前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後公債支辨事業の進捗に伴ひ漸次擴張せられ昭和十六年三月十六億八百二十萬圓迄に増大した。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債償還に充つる様になつた。

租 稅

一、内 國 稅

イ、所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り賦課するものであつて、第一種所得稅、第二種所得稅及第三種所得稅に分れ、第一種所得稅は左の稅率に依つて法人に之を賦課する。本稅の昭和十六年度に於ける

収入豫算額は二千二十九萬八千二百四圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の十五

朝鮮に本店を有しない法人

百分の二十

乙、清算所得

百分の十五

第二種所得税は(甲)朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子又は合同運用信託の利益、(乙)税令第一條の規定に該当しない者の朝鮮に本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與、(丙)朝鮮に於て支拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付甲、乙、丙税率に區分し賦課する。其の昭和十六年度に於ける収入豫算額二百五十八萬三千三十一圓である。

第三種所得税は、第二種に屬しない個人の八百圓以上の所得に付各所得階級に遞次に超過累進税率を以て賦課する。本税の昭和十六年度に於ける収入豫算額は二千六百六十二萬九千九百十二圓である。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對しては概略左の通り減免せられる。

一、所得金額決定後出征したる軍人及軍屬に付ては俸給及手當の所得額を從軍中の俸給及手當を算

入せざるものに依り其の所得金額を更訂する。

二、所得金額決定後召集に應じ從軍したる軍人に付ては税令第十五條第一項第五號の所得額を從軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り更訂する。

三、所得金額三千圓以下の者召集に因り田畝の自作・營業・漁業及職業の所得額四分の一以上を減少したるときは其の所得額を更訂する。

四、出征軍人及軍屬並に應召軍人戦死したるときは所得税額中戦死の日以後に納期の終了する各納期分の税額は之を免除する。但し所得金額三千圓を越ゆるものにして所得額中勤勞所得額が全所得額の二分の一を越へざるものに付ては此の限りでない。

(二) 朝鮮臨時租税措置令に依る減免

一、法人の各事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の三に相當する金額を超過する場合に於て其超過部分の全部又は一部に相當する金額を一定の方法に依り運用するときは其の運用金額に百分の三を乗じて算出したる金額に相當する所得税を軽減する。

二、朝鮮所得税令第二十八條の規定に依り指定したる物産の製造又は採掘の事業に付其の設備を増設したる者には一定年間其の増設したる設備に依る物産の製造又は採掘の業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

一定の製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者には一定年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得税を免除する。

三、朝鮮總督は一定の收入、支出及償却に付ては朝鮮所得稅令に依る所得及朝鮮臨時利得稅令に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得る。

ロ、地稅 本稅は地稅令に依つて田(畑) 畜(田) 袋(地) 池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者)又は地上權者より徵收する。本稅の昭和十六年度に於ける收入豫算額は一千三百六十九萬九千九百三十五圓である。

【減免規定】

- (一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免  
支那事變の爲應召したる軍人の納付する自作田畜の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地稅に付て從軍日の以後に納期の終了する各納期分の地稅額の二分の一を輕減する。
- (二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免  
當分の内自作田畜の所得が昭和十一年以前三年の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地稅を一定の割合に依つて輕減する。

ハ、營業稅

本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し左に掲げる營業を爲す者に之を賦課す。本稅の昭和十六年度に於ける收入豫算額は六百二十八萬三千二百九十九圓である。

- |               |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|
| 一 物品販賣業       | 二 銀行業   | 三 保險業   | 四 無盡業   |
| 五 金錢貸付業       | 六 物品貸付業 | 七 製造業   | 八 倉庫業   |
| 八 瓦斯供給業・電氣供給業 | 九 運送業   | 十 運送取扱業 | 十一 倉庫業  |
| 十二 鐵道業        | 十三 請負業  | 十四 印刷業  | 十五 出版業  |
| 十六 寫眞業        | 十七 席貸業  | 十八 旅人宿業 | 十九 料理店業 |
| 二十 周旋業        | 廿 代理業   | 廿一 仲立業  | 廿二 問屋業  |
| 廿三 信託業        |         |         |         |

【減免規定】

- (一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免  
支那事變の爲召集に應じ從軍したる軍人に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。
- (二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免  
當分の内本令により營業稅の課稅標準額が一定の標準額に對し二割五分以上減少したるときは一定割合により營業稅を輕減す。但し(イ)營業稅額が百圓以上なるとき(ロ)法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき(ハ)法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる

金額を超過るときは軽減せられぬ。

二、**資本利子税** 本税は朝鮮資本利子税令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受くる者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金の利子、合同運用信託の利益又は法人より受くる利益若は利息の配當

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子  
昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は四百四十一萬八千四百六十四圓である。

ホ、**法人資本税** 本税は朝鮮法人資本税令に依り法人の資本に付賦課する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は百四十九萬九千九百九十九圓である。

ハ、**外貨債特別税** 本税は朝鮮外貨債特別税令に依り外貨債利子額に賦課するもので、外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年四分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年四分五厘に相當する金額を超過する金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とする。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は十六萬六千二十九圓である。

ト、**鑛税** 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は四百四十六萬六千九百七十七圓である。

【減免規定】

鑛産税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り時局に鑑み特殊重要鑛産物の増産を奨励する趣旨の下に一定の鑛物に付新に鑛業權の設定せられたる場合又は昭和十二年中の鑛物産出量を超過したる場合は鑛産税を免除する。

チ、**相續税** 本税は朝鮮相續税令に依り被相續人が朝鮮に住所を有するときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課税する。昭和十六年度に於ける本税の收入豫算額は百六十四萬六千八百四十一圓である。

リ、**臨時利得税** 本税は朝鮮臨時利得税令に依り(一)法人の利得税と(二)個人の利得税に分れる。

(一) 法人の利得税 法人の利得税は利得金額を左の三階級に區分し其の法人に之を賦課する。

1. 資本金額の年一割を超え基準利益率以下の利得 利得金額の百分の二十五
2. 基準利益率を超え資本金額の年三割以下の利得 利得金額の百分の四十五
3. 資本金額の年三割超過する利得 利得金額の百分の六十五

備考 資本金額十萬圓以下の法人には緩和税率を適用することとなつて居る。

本税の昭和十六年度に於ける收入豫算額は一千六百四十七萬九千二百八十二圓である。

(二) 個人の利得税 朝鮮營業税令第一條に掲ぐる營業に因る個人の利益が昭和十一年以前三箇年の平均利益を超過する場合に其の超過額を以て普通利得とし船舶及鑛業に關する權利若は設備は讓渡に因る收入金額より取得價格、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額を以て

讓渡利得とする。

税率は左の通である。

普通利得 利得金額の百分の二十五

讓渡利得 利得金額の百分の二十三

本税の昭和十六年度に於ける収入豫算額は千三十九萬一千六百二十五圓である。

**又、利益配當税** 本税は朝鮮利益配當税令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に賦課し配當金中配當率年一割の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額に百分の十五を乗じたる金額を以て其の税額とする。

本税の昭和十六年度収入豫算額は四十七萬六千七百七十九圓である。

**ル、公債及社債利子税** 本税は朝鮮公債及社債利子税令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を超ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て税額とする。

本税の昭和十六年度収入豫算額は五萬一千五百五十九圓である。

**ヲ、通行税** 本税は朝鮮通行税令に依り汽車、電車及汽船の乗客に對して賦課する。

本税の昭和十六年度収入豫算額は三百四十五萬八千六百六十六圓である。

**ワ、入場税及特別入場税** 本税は朝鮮入場税令に依り入場税は演劇活動寫真等の場所に入場する者又は

撞球場ゴルフ場等場所の設備を利用する者に賦課する。特別入場税に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に賦課する。昭和十六年度収入豫算額は入場税五十一萬九千三十六圓、特別入場税四千七百三十九圓である。

**カ、物品税** 本税は朝鮮物品税令に依り賦課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造者より毎月分を翌月末日迄に徴收する。但し保税地域より引取らるゝ第一種の輸入物品及第二種又は第三種の輸入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徴收する。

本税の昭和十六年度収入豫算額は一千三百五十四萬八千九百二十四圓である。

**キ、建築税** 本税は一定の家屋に對し賦課する。課税方法は家屋の建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て税額とする。但し建築價格一萬圓未滿の家屋なる場合は課せられない。

本税の昭和十六年度に於ける収入豫算額は六萬三千四百八十四圓である。

**ク、遊興飲食税** 本税は料理店・貸席・旅館・貸座敷等の場所に於ける遊興及飲食に賦課する。税率は前掲の場所の經營者が花代・揚代・飲食料・席料其の他名義の何たるを問はず遊興又は飲食を爲した

る者より領収すべき合計金額の百分の十五とす。但し藝妓の花代は百分の三十とする。

本税の昭和十六年度収入豫算額は九百五十四萬八千三百二十三圓である。

**レ、酒税** 本税は酒税令に依つて之を賦課する。酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數及搬出石數又は引取石數に應じ酒税を課する。昭和十六年度収入豫算額二千七百四十一萬五千三百十五圓である。

**ロ、清涼飲料税** 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地域より引取らるるものに對し其のロット數又は炭酸瓦斯使用量に應じ清涼飲料税を課する。

本税の昭和十六年度収入豫算額は八十五萬九千七百二十七圓である。

**ツ、砂糖消費税** 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十六年度収入豫算額五百九萬五千八百八十二圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るとき其の引取人より砂糖消費税を徴収する。

**ネ、揮發油税** 本税は揮發油税令に依つて之を賦課する。本税に於て揮發油と稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るとき引取人より揮發油税を徴収する。

本税の昭和十六年度収入豫算額は百五十三萬六千六百八十二圓である。

**ナ、骨牌税** 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。

**ラ、取引所税** 取引所税は取引所税令に依つて之を賦課する。昭和十六年度収入豫算額六十八萬九千七百五十九圓である。取引所税は株式組織の取引所に賦課する取引所税と會員又は取引員に賦課する取引税とより成る。取引所税は賣買手数料に對し、取引税は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徴収する。

**ム、登録税** 本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)信託財産たる不動産又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記を受けるとき(四)船籍の登録を受けるとき(五)海員の身分に關する登録を受けるとき(六)工場財團登記簿・礦業財團登記簿・自動車交通財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(七)商會社其の他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(八)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(九)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(十)礦業權に關し礦業原簿に登録を受けるとき(十一)漁業權に關し漁業權原

簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものとす。

ウ、印紙税 本税は内地の印紙税法を内容とする印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課する。

キ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が大藏大臣の定むる金額を限度とする發行高の外、更に市場の景況に依つて大藏大臣の認可を受け、國債證券其他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するとき、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（割合は其の時）を以て之を賦課する。昭和十六年度に於ける本税豫算額は二萬七千三百四十四圓である。

徴收 國税の徴收は國税徴收令の規定する所に據り、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行し、特に定めた税種に限り、府邑面をして徴收せしめたが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し府尹・郡守・島司の徴收事務は稅務署長に移管した。徴收の方法は略内地に同じく、府邑面をして徴收せしむる税目は第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人の普通利得に對する臨時所得稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徴收する。但し府邑面をして徴收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるを便利とするときは直接稅務署に於て徴收し得る。

二、關稅

イ、輸入稅 大正九年八月二十八日帝國共通の關稅制度が布かれ内地其他の帝國領土と共に一關稅區

域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、其の産業、民度其他の事情に鑑み國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に內鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅した。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十三年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目として、粟・高粱及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入稅を免除することとした。昭和十五年度中に於ける輸入稅收入額は一千八十七萬九千五百七十七圓である。

ロ、移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に內鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、經費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要財源である移入稅を撤廢することが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出來ず、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅を撤



廢し、更に昭和二年度より織物中綿織物の税率の三分之一を減じて之を従價五分としたが、最近財界の好轉に伴ふ一般歳入の自然増加及昭和九年度より實施の税制整理に依る増收、産業界好況等に依り昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の税率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢することとした。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正十二年移入税の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税、消費税及出港税に關係なき貨物は沿岸何れの地でも出入し得ることとし、移入税、消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に税關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮内重要諸港の自由交通に支障なからしめたのであるが更に昭和十六年移入税撤廢の機會に於て内鮮間經濟交通の一層の圓滑を圖る爲消費税關係物品の移入手續を簡捷ならしむる事とし左の物品の移入に付てのみを從來通特定の港を経由せしめ課税することとし其の他の貨物の移入は總て自由ならしめるとしたのである。

(一) 砂糖、糖蜜、糖水

(二) 揮發油

(三) 朝鮮に於て消費税を課する物品にして移出地に於て消費税を課せざるもの

(四) 移出地に於て朝鮮に於けるよりも低率の消費税を課するもの

(五) 朝鮮移入に際し移出地の消費税の戻免税を受くるもの

昭和十五年度中に於ける移入税収入額は四百三十一萬一千九百五十九圓である。

### 三、噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が入港した場合に之を課し、從來關税と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることに改めると同時に朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないことにした。昭和十五年度中に於ける噸税収入額は七萬一千二百八十八圓である。

### 四、出港税

出港税は内地、臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものである。

昭和十五年度中に於ける出港税収入額は七十五萬三千百一十一圓である。

### 四 金 融

#### 通 貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之と引換へたのである。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣	日本銀行券	合 計
昭和十年末	—	九、二一四	—	九、二一四
同 十一年末	—	九、六三四	—	九、六三四
同 十二年末	—	一〇、五一二	—	一〇、五一二
同 十三年末	—	一二、三二八	—	一二、三二八
同 十四年末	—	一九、〇三五	—	一九、〇三五
同 十五年末	—	二三、五二一	—	二三、五二一
同 十六年六月末	—	二四、六七四	—	二四、六七四

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は正貨準備による發行と保證による發行とに區分せられてゐる。朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては滿洲各店限り、大正五年六月十二日以降五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行し、其の發行高百六十九萬圓に及んだ。其の後補助貨の流通普及と共に昭和三年三月十五日以降之が發行を廢止し、滿洲事變勃發以來軍用資金として再び之を發行するに至つたが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少した。次で支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算したが、同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十五年六月末には百九萬餘圓に減少した。昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣が流通市場に登場することとなつた。尙近時の狀勢に鑑み昭和十六年三月法律第十五號を以て臨時に朝鮮銀行券の正貨準備發行と保證發行との區分を停止すると共に、その發行限度は大藏大臣之を定むることとし、昭和十六年度中は四月一日大藏省告示を以て之を六億三千萬圓と決定せられた。

金融機關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが六、内地に本店を有するものが三ある。尙信託業務を營む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方農民及中小商工業者等の庶民金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行 本府施政直後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられ從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。現在同行の資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納、國債事務等の取扱、銀行券を發行する外、左の業務を營んでゐる。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出来るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要の地に支店出張所十四を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・名古屋・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・石門・太原・紐

育に支店又は出張所を有してゐる。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本	拂込資本	積立金	政下金	借入金	預金	貸出金	銀行高
昭和十五年	總括 50,000	50,000	1,190	81,303	114,315	1,077,968	1,017,971	580,533
昭和十六年	總括 50,000	50,000	1,150	67,186	110,911	1,263,466	933,052	509,134
昭和十六年六月末	鮮内	1	1	1	1	333,498	473,106	411,594

ロ、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は六千萬圓で本店を京城に置き、鮮内樞要の地に支店五十九、出張所一、派出所六を置くの外、尙東京及大阪に支店を設け、左の業務を營んでゐる。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付
- (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付
- (四) 農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
- (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六) 金融組合・漁業組合其の他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (七) 朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付
- (八) 國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付
- (九) 爲替及荷爲替
- (十) 公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受
- (十一) 擔保附社債に關する信託

事業(十二)預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社若し日本産金振興株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すの外朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務をも營んでゐる。

尙同行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並朝鮮殖産銀行令第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない。但し政府保證債券を發行する場合は此の限りではない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	發行高	預金	貸出金	政府貸下金
昭和十五年末	60,000	55,000	2,742	577,099	33,560	948,232	1,186
昭和十六年六月末	60,000	43,500	3,241	607,622	43,462	955,755	1,186

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に依り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城に、釜山に支店出張所、平壤・仁川・咸興・光州・群山・木浦・大邱・新義州・清津・元山及鎮南浦府に支店を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預金及積金	貸付金	所 有 有 價 證 券	預け金
昭和十五年末	5,000	3,700	2,170	27,937	45,569	83,700	5,866

昭和十六年六月末

5,000

3,700

2,170

27,937

45,569

83,700

5,866

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の經濟關係が密接となるに隨つて内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に亘つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十六年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが六、其の支店出張所が百二十一、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況

(昭和十六年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,935	4,975	3,027	155	168,844	22,968
漢城銀行	3,000	1,875	946	—	11,082	6,555
東一銀行	4,000	2,775	1,426	—	44,253	45,000
湖南銀行	2,000	1,875	940	—	21,965	13,989
慶尙合同銀行	2,250	1,331	456	—	9,738	8,933
大邱商工銀行	1,000	350	205	—	10,666	9,017
第一銀行支店	—	—	—	—	55,891	41,610
安田銀行支店	—	—	—	—	54,951	40,766

金融

四三

金 融

三和銀行支店

合 計

昭和十五年末

本、信託會社

土地・共濟(京上)

年十二月朝鮮信託(京城)

現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興の六箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別

資本金

拂込資本金

積立金

各種信託受託高

昭和十五年末

10,000

2,500

1,100

151,201

昭和十六年六月末

10,000

2,500

1,233

151,107

手形交換所 明治四十三年七月京城に、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に、同十五年七月咸興に之を設立し、以上全鮮に於ける手形交換所は十一箇所である。

金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民

の經濟を緩和し、産業を助長したこと少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
- 四 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り(村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する)左に掲げる業務を行ふ。
  - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
  - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
  - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
  - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること

金 融

金をすること(ホ)他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること(ヘ)供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。  
 尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十六年六月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済 出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六五八		二二二,〇〇〇,〇七六	一四,〇五九	三〇,五七〇	一一八,七〇一	一四四,九四四	二九三,六七九	三〇一,五三〇
都市組合	六	三	二七,三九四	三,六三〇	七,五八一	一一,三九九	八六,九七四	一四六,八九六	八〇,〇二六
計	七三三	三	二四九,三九四	一七,六八九	三八,一五二	一二〇,〇〇〇	二三一,九一八	四四〇,五七五	三八一,五五六

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を舉げて官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少なくなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。
  - (一)會員に必要な資金を貸付すること
  - (二)會員に對して手形の割引を爲すこと
  - (三)會員の爲に爲替業務を爲すこと
  - (四)會員からの預り金をすること
  - (五)會員に對して業務上の指導をすること
  - (六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
  - (七)會員の教養其他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十六年六月末現在)

支部數	會員數	拂込済 出資金	諸積立金	政府 貸下金	借入金	金融債券	預け金	預り金	貸出金
一五	七六五	五,五九九	二,四七九	三,四三五	三〇,七三二	三六,九六〇	一一九,一三二	三九,五三三	一三六,七四七

リ、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導が益々必要となつたので、昭和十年殖産契令を公布施行した其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其他之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人で、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三 契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共済事業等を行ふ。殖産契は道知事之を監督し、道知事は契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

昭和十五年六月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契は一萬七千四百十七である。

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行つて、益々庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。其の合併は着々進行中である。

無盡會社業務概況 (昭和十六年六月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
六	一六、八四九、五〇〇 円	五、九三七、〇〇〇 円	一、九一五、一〇九 円	三、二一九	一八〇、五五〇	二八三、五二六、八〇〇 円

五 農 業

土地及氣候

朝鮮は南北に長く位置し南の氣候と北の氣候とは著しい相違があるが、夫々の地方の風土に適した農業が發達して居り、農業の出來ぬ地方とは無い。土地の拓けてゐる點では中鮮地方が最も廣く北鮮地方になると未だ開拓の餘地もあり、一農家當りの耕地も廣い。農耕地は西海岸に面した方面に廣く高度が概して低いが、東海岸方面は概して耕地狭く標高も高い。耕地の全面積に對する割合は中鮮地方は約三割内外南鮮地方は約二割内外北鮮地方は約一割五分内外である。其の總面積は四百九十餘萬町歩で内三割六分は畚である。氣候は西側及南鮮方面は溫暖で内陸は大陸性の氣候を帶び、東側は夏期稍々冷涼で處により寒流の影響を受ける處もある。高地帯は特に冷涼である。一般に夏作物生育期間は雨季で收穫期は乾燥するから收穫物の品質は甚だ良好である。

國有未墾地

國有未墾地の面積は概算九十萬町歩に達し、國有未墾地利用法に依り此等未墾地の利用開發を獎勵してゐる。即ち面積十町歩未満のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を

受けること、貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものは土地の状況其他特別の事由に依り拂下の必要ありと認められた場合は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられる。昭和十四年度末現在に於ける付與拂下は一萬五千三百八件、面積三萬二千七百二十五町歩であつて、現在貸付許可中のものは一千九百六十八件、面積三千八百九十三町歩に達してゐる。

公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることとなつた。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内土地改良基本調査計畫に依る開墾見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開墾し得る面積は二萬五千九百六十九町歩である。而して昭和十四年度末現在に於ける竣功認可は三千四百二十九件、面積四萬七千四百八町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千七百七十二件、面積一萬九千七百九十町歩である。

農業者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴收するを普通とする。小作料徴收の方法は、概ね(一)秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種である。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十五年末農業者は左の通である。

農業者戸數	
自作兼小作	純火田民
小作	被備者
内地人	計
朝鮮人	滿洲國人及中華民國人
其ノ他ノ外國人	計
備考	本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

農産

朝鮮に於ける農産物の生産は地勢と氣候とにより地方的な特徴を示す。米の主産地帯は南鮮地方から





興・徳源・安邊・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。而して其の重なるものは苹果・梨・葡萄・桃・柿である。

チ、蔬菜 従来白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ、成歡甜瓜・江西甜瓜・開城・京城白菜の如きは其の最なるものである。

リ、棉花 在來棉は纖維太くして短く彈力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く且品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励した處、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別一千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸であつたものが、昭和十五年には作付反別二十九萬三千四百七十七町歩、其の栽培戸數百五十五萬六千二百五十七戸の多きに達し、尙陸地棉に不適當と考へられて居た黃海道・平安南道・平安北道・江原道にも栽培法の改善品種の改良により陸地棉が栽培され、在來棉は年々減少の傾向にある。尙氣候的理由により上記地方の一部にのみ在來棉が栽培され、昭和十五年に於てその作付面積一萬四千三百二町九反歩、栽培戸數十一萬四千四百二十七戸である。而して昭和十五年は稀有の甚だしき不作の現象を現出するに至つたが、尙其の生産總計は一億八千六百八十四萬五千九百九十八斤を示した。

陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計
二七九、一四、四町	一四、〇〇三、九町	二九三、四七、三町	一八〇、三三、五町	一八、六八、〇八町	一八六、八四、五八町
斤	斤	斤	斤	斤	斤

養蠶

イ、桑苗 施政以來各農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すると共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長と其の圓滑なる普及計畫を樹て、奨励した。斯くて現在では内地系の魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種と在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の生産地は、今や全鮮各道に行はれ、昭和十五年に於ては桑苗生産業者八百五十七人其の生産額は八千三百七十八萬本に達するに至つた。

ロ、蠶種 蠶種は往時養蠶家自ら之を製造し、且其の種類の如きも雜駁劣等な三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付する傍、内地蠶種をも移入配付し、一面地方應に於ては原蠶種製造所を設置して原蠶種の配付及地方的試験調査を行ふと共に蠶種製造者を養成し更に、大正八年四月朝鮮蠶業令並に其の附屬法令を發布し、道に蠶業取締所を設置し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても鮮内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種を製造して、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。尙昭和十五年に於ては生絲の米國依存を脱脚する一端として國內向蠶品種新支一〇二、新支一〇三號を追加し蠶絲業の安定化を計るに至つた。而して昭和十五年の蠶種製造者は全鮮を通じ二

百人、其の蠶種製造高百十九萬六千九百九十四枚（合格）で、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有する。

ハ、養蠶 養蠶は全鮮到る處に營まれ、就中慶北・江原・全南北の諸道最も多く、其他各道も亦日進の狀勢に在る。従來は劣等な在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至つた。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖する計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したが昭和十二年度を以て本補助を中止し、別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年より向五箇年間毎年四萬六千二百九十圓、昭和十五年より産繭増産獎勵費として毎年十萬圓を補助することとした。昭和十五年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種掃立枚數		産繭額		製絲戸數	生産額
		春蠶	夏秋蠶	計	生		
四、四六、四	八四、一三三	一、二八、二六六	三、七五、三〇九	二、二八、六三五	六、〇五六、八三三	三三、一七三	五、一、七五〇

ニ、生絲 生絲は晩近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する様になつた而して其の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十五年に於ける生絲總生産額五十六萬一千七百五十貫、總價額實に四千二百四十九萬八百七十二圓を示し逐年激増の盛況を呈してゐる。

畜産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體軀強健で、農耕・運搬に適し營農上最重要なるのみならず、肉質も良好であるから食用として亦廣く歡迎せられ、又其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適な資質を具へてゐる。従つて生牛として内地及滿洲に移輸出せられる數量も多く、昭和十五年度に於ては一千七百萬圓に達し、朝鮮移輸出品の樞要なる位置を占めてゐる。施政以來銳意之が獎勵施設を爲したので、逐年良好なる成績を収め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎない畜牛數は、今や百七十四萬餘頭を算するに至つた。而して乳用牛はホルスタイン種を主とし、一箇年間に搾乳せらるゝ頭數は約一千六百頭で、其の搾乳高は二萬三百餘石である。

ロ、馬 朝鮮の在來馬は體軀矮小、力量及持久力に缺け、實用的價値に乏しいので施政以來銳意有能馬の改良増殖に努め、昭和七年には朝鮮競馬令の發布と共に咸北道立種馬所を國營に移管して本府種馬牧場を、昭和十五年には咸鏡南道定平郡定平面に支場を設置し、次で昭和十二年朝鮮馬政計畫の樹立に依り内地馬に依る増殖方針を確立し、以て國防竝に産業上の需要に適應すべき有能馬の増殖を圖ることとし目下着々實施中である。尙又現下の時局に即應する爲軍馬資源確保に關する應急施設計畫を樹立し目下此れが實行中である。

ハ、綿羊 大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はし

め、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行つたが、昭和九年度より新に綿羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、次で昭和十二年度平南順川郡殷山面に、昭和十五年度慶北慶州郡内東面に國立種羊場を、同十五年度京畿道開豐郡中面に國立種羊育成所を設置し綿羊飼育獎勵を全鮮に及ぼすこととした。

ニ、豚 在來種は品質劣等なるを以て、早くよりパークシャー種及其の雜種の飼養を獎勵し來つたが、近來豚肉の需要増加と新に豚皮の用途開けたため、一層之が増殖を圖ることとし昭和十四年より實施中である。昭和十五年末の總頭數百三十二萬頭、内改良種其の約七十二%に達した。

ホ、兎 兎の飼養頭數は昭和十五年末に於て十九萬頭に過ぎないが、兎毛皮は防寒材料として肉は農村に於ける保健食用となり、且つ農家の副業として好適であるから、日本白色種を獎勵品種として昭和十五年よりその飼養を獎勵してゐる。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は甚だ少い。鶏の在來種は稍小形で體質強健敏捷であるが産卵少き爲、施政以來白色レグホーン種、名古屋種等の飼養を獎勵、其の數漸次増加して、昭和十五年末には總羽數六百六十九萬羽、内改良種の歩合約五十五%に達した。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供したので蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安北道・咸鏡南道が最盛んで、昭和十五年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約百三十四萬四千圓に達し、農家の

副業として將來有望である。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者がある。

### 穀物検査

一、米穀検査 米は輸移出品の首班で其の改良に關しては種々の施設を爲し、穀物検査令に依り検査を行つてゐるが、其の要點を擧ぐれば、(イ)全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ち、(ロ)朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合に必ず検査を受けること、(ハ)検査等級は立米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し、粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とす。(ニ)立米は一呎四斗(口樹五合)白米の呎入は一呎六十キログラム(口樹四百)布袋入は十五キログラム(口樹百)及三十キログラム(口樹二百)粳は一呎九十斤(口樹一斤)とす。(ホ)検査後一定期間を経過したるもの、穀物の損傷變質せるもの、包装の損傷したるもの、検査證印及検査所記號等の識別し難きもの、封箋又は票箋の損失せるものは更に検査する。其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふ。(ヘ)検査を了したる米穀には其の包装の表面に検査證印及検査所記號を押捺する。(ト)朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて其の改良は最も緊要であるから、米穀と共に國營檢

査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口樹二・五斤)としてゐる。

三、小麥検査 小麥も亦米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一呎の重量は九十斤(口樹一・五斤)とした

四、小豆・菜豆・豌豆検査 之等も米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、呎入一呎四斗(口樹五合)乃至八合(口樹一・五斤)としてゐる。

五、玉蜀黍検査 玉蜀黍は從來之が検査を施行しなかつたが、其の生産改良も進捗せず量目品質等も亦不統一を免れないので、昭和十四年九月前記穀物検査令施行規則を改正し、同年十月一日より之が検査を實施した。

検査等級は之を一等以下三等の三階級に分ち、呎入一呎九十斤(口樹一・五斤)、麻袋入一袋百五十斤(口樹二・五斤)としてゐる。

六、大麥及稈麥検査 昭和十五年七月二十日朝鮮雜穀等配給統制規則が發布せられ、雜穀需給の適正を期することとなつたが、雜穀中最も重要である大麥及稈麥は検査を施行して居なかつたので、取引上不便が多かつたから検査規則を改正し同八月一日より検査を施行し配給の圓滑を計ることとした。検査等級は大麥、稈麥共一・二・三等の三階級に分ち一呎の重量は大麥七〇斤(口樹一・五斤)稈麥九〇斤(口樹一・五斤)とした。

### 肥料

併合以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法であつて、地力の消耗甚かつたので、施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し、専ら自給肥料の増産に努めて來たが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易な販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至つたので、鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し、昭和十四年度自給肥料二億六千五百萬圓、販賣肥料九千百萬圓、總額三億六千萬圓に達するに至つた。

一、自給肥料の増産獎勵 昭和元年度以降十箇年計畫を以て樹立した肥料改良増産獎勵計畫は主として堆肥・綠肥の増製・増産を圖るにあり、其の實施成績は略所期の成績を擧げ得たが、昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百五貫に過ぎず、地力を維持するに必要な數量にさへ達せざる状態であつた。そこで更に昭和十一年度以降十箇年を一期とする第二次自給肥料増産計畫を樹立し、國庫より年額約十七萬圓を補助し昭和二十年度を期して、半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめむこととした。

今昭和十四年末現在自給肥料消費高を示せば次の如くである。

種別	堆肥	綠肥	天然綠肥	計	糞尿類	灰類	雜肥	總計	耕地反當消費高
數量	二八、二六、三九	一、七七、四五	一、九〇、九〇	三、二四、〇四	一、五〇、五三	一、五六	四〇、三三、七二	九八、二四、三三	(二四三貫)

農業

金額 一五、二九千円 三、二五 千円 六、八六 千円 一八、六四 千円 三、二五 千円 三〇、八九 千円 九 千円 三三、三三 千円 五、二六 千円

二、販賣肥料の奨励 販賣肥料の奨励に關しては、昭和元年度以降農事改良低利資金融通の途を開き購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料を獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行して品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨した。其の結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昭和十四年に於ては其の消費額九千萬圓を超える狀況で農産物の増收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつつある。

尙更に肥料の需給圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料業統制令を公布し、次で支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料統制令を施行した。

三、土性調査の施行  
以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示して居るが、一般農家の施肥法は頗る不合理であつて何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況であるから之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し既耕地百六十萬町歩に土性調査を施行、各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るところなからしむることとした。

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に之に依繫するものかゝるから、本府は各種勸農機關を設置して之が改良指導を講じて居る。

イ、農事試験場

- (一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
- (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
- (六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、育成棉種子の配付等を行ふ。
- (七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
- (九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしむ。昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。

ロ、種馬牧場

- (一) 本場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管したもので、

種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖ると同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

(二) 支場 咸鏡南道定平郡定平面に在り本場の事務を分掌せしめてゐる。

ハ、種羊場及種牡羊育成所 種羊場は咸鏡北道明川郡阿間面・平安南道順川郡殷山面及慶尙北道慶州郡内東面に在り、主として緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を、種牡羊育成所は京畿道開豊郡中面に在り種牡羊の育成配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試験場 農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ふ、現在各道一箇所宛在りて富川郡(漣川に試験場を設く)・大田(禮山に分場を設く)・裡里・光州・大邱・晋州・海州(沙里院郊外に分場を設く)・平壤・定州(江界に支

春川(鐵原・江陵・洗浦に分場を設く)・咸州郡・鏡城に設けられてゐる。

ホ、道種畜場・畜産試験場 從來道農事試験場中に併設されて居た畜産に關する試験調査種卵種禽及種豚の配付又は種畜の種付等に關する事項を分離新設したもので、現在廣州郡(京畿)・益山郡(全北)・

光州・金泉(慶北)・龜津(黃海)・順川(平南)・定州(平北)・定平(咸南)・鏡城(咸北)の九箇所にある。

ヘ、道種羊場 緬羊の増殖奨励に伴ひ之が試験調査及種羊育成を行ふ。現在丹陽(忠北)・保寧(忠南)・蔚山(慶南)・平康(江原)・鍾城(咸北)の五箇所である。

ト、道原蠶種製造所 各道にあり。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行ふ。

チ、道蠶業取締所 各道に一箇所宛あり。蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

リ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊従業者を以て組織す。本府の緬羊奨励計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

### 農業團體

イ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣をなす團體で、朝鮮重要物産同業組合令に依つて設立するもの及び之に依らないものとの二種がある。其の著名なるものを擧ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

鎮南浦果物同業組合 三浪津果物同業組合 慶尙北道果物同業組合

黃州郡果物同業組合 羅南鏡城果物同業組合 金海郡果物同業組合

元山果物同業組合 安邊郡果物同業組合 開城果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

羅州果物組合 咸興果樹組合 定州果樹組合

口、朝鮮蠶絲會 本會は朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮の蠶絲業者を以て組織してゐる。

る。朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。

ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するを目的とする。

ニ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進すると共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢献するを目的とする。

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進するものである。

ヘ、朝鮮農會道郡島農會 大正十五年三月實施した朝鮮農會令に依つて先づ全鮮を通じ二二〇の郡島農會が成立し、次いで全鮮各道農會の成立を見、翌昭和二年三月十四日系統農會の最高團體たる朝鮮農會の成立を見、茲に系統農會を組織を完成し、其の後昭和八年四月畜産同業組合を解散して其の事業一切を各系統農會に繼承し、茲に農業團體の整理統一を遂げたのである。而して本會の事業は農業に對する指導獎勵、福利増進（共同販賣、購買利用）研究、調査、紛議の調停仲裁、其の他教育的社會的施設等である。

ト、朝鮮穀物協會 全鮮主要米産地及集散地の米穀商組合を以て組織するものである。

チ、鮮米協會 朝鮮米の眞價を内地に周知せしめ、販路の擴張、取引の斡旋を圖る爲朝鮮總督府と朝鮮穀物商聯合會と米穀生産者との三者協力の下に創設したもので、現在支部所在地は東京・名古屋・大

阪等である。

リ、果實協會 朝鮮に於ける果樹栽培は近年著しき普及發達を遂げ内地・滿洲及中華民國に對し約七百萬貫を輸出する盛況を示すに至つたので、昭和十四年十一月朝鮮に於ける果樹栽培の改良發達並に斯業者の福利増進を圖る目的を以て組織した。産業組合及果實同業組合並に果樹業者を主たる會員とする。

ヌ、織維協會 昭和十三年十月に出來た財團法人で、内外諸般の情勢に鑑み、棉花其の他各種織維作物の栽培獎勵並に之が需給の圓滑を圖ると共に代用織維の研究調査をなし、之が生産助長に資するを目的とする。

ル、日本棉花栽培朝鮮支部 帝國産業の基調たる紡績原料を我が東亞經濟圏内に確保する爲、朝鮮・關東州及滿洲に止らず棉作適地たる臺灣・南洋群島の地にも可及的棉作獎勵の目的達成を期し、昭和十三年一月設立せられた日本棉花栽培協會の朝鮮支部である。

### 水利組合

一、水利組合 朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ、目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌溉・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第



一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ、區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田垈の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做される。

ハ、設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者と爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上にして、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることとなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をなさんとするときは、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。

## ニ、機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして

其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得る。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課する。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區域内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することとなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し、又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

ヘ、監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することとなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域敷府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が之を監督する。又組合の區域が二道以上

に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十六年三月末日現在に於ける組合數は三百、蒙利面積總計は二十五萬二千五百五十二町歩である。

二、水利組合聯合會 二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは、其の協議に依り朝鮮總督の認可を受けて水利組合聯合會を設けることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずる。而して現在に於ける聯合會としては、財政整理を主たる共同目的とする陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更生水利組合聯合會と、朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を増進する目的を以て、全鮮水利組合を會員としたる朝鮮水利組合聯合會がある、其の事務所は共に京城に在り後者は全鮮十三道に各支部を設けて居る。

### 米穀倉庫

朝鮮米の移出高は、生産の増加と品質の改良とに伴ひ年と共に著しく増加して來たが、農家の經濟金融・貯藏設備不備等の爲、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せられ、之が爲内地市場及農村に及ぼす影響大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦尠くなかつたので昭和五年前朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を成るべく多數に普及し、主として農民の

出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會・産業組合等を其の經營主體とする。昭和十六年六月末現在の狀況は左の如くである。

十三道合計	設置箇所數	坪數	收容力
	六七	三〇、四八〇	一、三一〇、一二六
一、商業倉庫			
二、農業倉庫			
山・江景・仁川・海州・鎮南浦・元山・浦項・新義州・京城・大邱に在り其の狀況は左の如くである。			
(昭和十六年六月末現在)			
所有倉庫	七二、二四一	經常借庫	一、八四五
合計		合計	七四、〇八六
		收容力	二、五九二、七二九

### 六 林業

昭和十四年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十一萬町歩で、全土の七割三分強を占めてゐる。朝鮮は古來林政不備、封山の如き特殊保護林を除くの外は、公山と稱して人民の自由採樵に委したので、到る處濫伐を行ひ、火田を起し、或は急斜地を開墾し、爲に其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎず、其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て本府は新に森林令を布き、國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し、又永年禁養林讓與の途を開きて愛林の美風を助長し、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講じ、其の他年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖り來つたので、年と共に林地・林相の革進發達を見るに至つた。最近の林相を示せば次の如くである。

#### 林相別面積 (昭和十四年十二月末現在)

立木地 二、五六<sup>千町</sup> 散生地 三、二二<sup>千町</sup> 無立木地 一、二五<sup>千町</sup> 其の他 一、五三<sup>千町</sup> 合計 一六、三三<sup>千町</sup>  
 林産額は全鮮を通じて最近一箇年二億萬圓以上に達し、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるが、猶

ほ年々多量の用材・竹材・竹製品等の輸移入を見、輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎない。昭和十五年に於ける林産額は約二億三千六百萬圓でその主たる林産物は用材、薪材、枝葉其の他の林産燃料、竹材、木炭、肥料原料及家畜飼料等である。

#### 國有林野の保護

國有林野の保護に就ては、併合以來適當の箇所を森林保護區を設け、又一部の地方に於ては山林監視所を特設して林野の保護に當らしめ、爾來制度の改革及機關の増減等幾多の變遷があり昭和十五年四月營林機關の統一に伴つて營林財産たる道所管要存豫定林野を營林署へ移管した結果、昭和十五年末に於て國有林野五百四十一萬町歩中四百三十萬町歩(要存豫定林野 四百八萬町歩)に於ては左表の通營林署に保護機關を配備し、爾餘の百一十一萬町歩(要存林野 十二萬町歩)に於ては道をして之が林野の保護に當らしめてゐる。

所管別	國有林野面積		保護區配備		森林保護區		同 上		計
	面積	町歩	面積	町歩	面積	町歩	面積	町歩	
道	一一二	九九	一	一	一	一	一	一	一
營林署	四三〇	三三〇	四三〇	三三〇	一五〇	一一〇	三三〇	二〇二	五五九
計	五四二	四二〇	四三〇	三三〇	一五〇	一一〇	三三〇	二〇二	五五九

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

而して此等の保護職員に對しては司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指令し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。尙ほ此等保護機關の活動と相俟て保護の實效を期する爲、森林令に依り地元住民に對して國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむると共に保護の報酬として林産物の一部を讓與することとし、昭和十五年末迄に七百六十件、面積四百十六萬町歩に對し之を實施してゐる。又受命地元民に夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。尙一般地元住民等に對し愛林思想の涵養普及を圖る爲にピラ・ポスター・紙芝居及活動寫眞等各種の宣傳施設をも進めてゐる。

### 火田整理

國有林に於ける火田の耕作は因襲既に久しく、之が禁制に付ては古來明文が存してはゐるが實績の見るべきものがなく、又總督府始政後に於ても森林令中に之が取締規定を設けたが積弊數百年に亙り俄に禁遏の期し難い事情があつて、實に朝鮮林政上の痼と謂はれて來たのであつた。

右の如き事情に鑑み大正十五年林政計畫樹立に際しては、充分なる調査研究を遂げ具體的實施方案を樹立することを緊要と認め、本府に火田調査委員會を設置し調査審議に當らしめた結果昭和四年七月之

が成案を得たが、畢竟するに火田整理の目的を達せんには、森林の保護取締機關を擴充整備し新規の冒耕を絶對禁遏すると共に既往の火田民に付ては現場に指導機關を配置し主副業の指導獎勵に努め、之が定著を圖ることが最も肝要であると謂ふことになつた。

而して鴨豆兩江の上流地帯に於ける要存豫定林野内の火田整理に付ては、別項の如く昭和七年度より「北鮮開拓事業」の實行に依り效果極めて顯著なるものがあつて漸次定著の氣風を現はしてゐる。

尙爾餘の國有火田に就ても「國有森林資源の確保を期する爲の火田整理事業計畫」に依り、昭和十五年以降三十箇年を以て火田民七萬四千戸、四十三萬人餘に對し之が指導定著を圖り火田整理を實施することと爲つたが、之が實行は大體北鮮開拓事業計畫中火田民指導施設の要領に依り、昭和十五年度に左表の通、三箇道に於ける一萬六千餘戸に就き指導定著を圖ることとし指導機關を配置すると共に本府に整理調査に要する職員を配置して既に夫々事業に着手してゐる。

道名	指導火田民戸數	指導手數	備考
平安南道	三、九〇三	八	指導手は火田民四百戸に付一人の割を以て現地に指導區を設け配置す。
江原道	九、四三三	三三	
咸鏡南道	四、一六六	二〇	尙此の外道に監督屬及雇員を配置せり。
計	一六、六三三	四〇	

因に森林保護區の設置ある國有林野内の火田及耕作者の現状を示せば左表の如くある。

火田のみ耕作するもの			火田と熟田とを耕作するもの			計		
火田面積	戸数	人口	火田面積	戸数	人口	火田面積	戸数	人口
六、九九〇町	二六、三五九戸	一五、一八三人	八九、〇四三町	五、六四六戸	三、四、六〇人	一、八、三町	六、七、五戸	四、七、六、六三人

### 國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩に對しては地方廳をして之が保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み應急の施設を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめたが、大正十五年林政の改革を斷行し國有林の經營、保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設けると共に、從來の山林課出張所營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめ、又同七年營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳をして此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。次いで昭和九年營林署一箇所及昭和十二年二箇所を増設

し、道所轄林野の一部を之に移屬し、更に昭和十五年四月國有林野經營の統一を圖る爲、道所轄要存林野五十二萬九千餘町歩を營林署に移管し、營林事業の合理化を圖ることとした。

次に森林經營の規程である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基き、應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等瀾葉樹の利用工業などが頓に旺盛となつて、其の原料供給の重要資源を包蔵する國有林は頗る重大なる使命に直面し、轉近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手した。

#### 營林の狀況

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三四四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、瀾葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(松紅)・タウヒモミ類(松杉)及テウセンカラマツ(落葉松)・赤松等であつて、瀾葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ及テウシレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では咸鏡南道甲山・三水・長津平安北道厚昌・慈城・江界・渭原・昌城の各郡、豆滿江流域では咸鏡北道茂山郡、大同江流域では平安南道寧遠郡其の他咸鏡北道富寧郡、

江原道襄陽、三陟各郡所在の國有林に於て主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類・アカマツ・テウセンヤマナラシ・ナラ・カンパ類・ドロノキ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ其の他潤葉樹を伐出する。

伐採は春より秋迄行ひ山地運材は集材・修羅・索道・牛成・木馬・林鐵・軌道・車道等に依り鐵道運材又は車道運材に依るもの、外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り搬出するものである尙鴨綠江、豆滿江の漂流木は營林署が整理に當つてゐる。

ハ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を生産するの外、京城、江陵營林署管内各一箇所及江界營林署管内五箇所の山地製材所に於て潤葉樹材を製材し、主としてベニヤ・羽目板・床板等の加工品を生産してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數十(内新義州三)、動力一千四百二十四馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十八萬三千立米(内新義州二十五萬立米)、製材十九萬三千立米(内新義州十七萬立米)である。

ニ、販賣 國有林に於ける官行斫伐材は、官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふが、之等の原木は主として賣拂地所在のバルプ工場・燐寸軸木工場及製材工場等の加工原料となり、一部は電柱及枕木用材として夫々需要地に配給せられる。官營製材工場に於ける製品の内、軍需を初め專賣局煙草包装箱或は鐵道枕木等の官公署用材は之を直

接供給し、市場向製材は特定商人に賣捌かして一般需要に對し配給して居る。

ホ、立木拂下 立木拂下は民間企業者が容易に事業を經營し得る箇所で、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限り之を行つてゐる。昭和十四年度の拂下數量は材積百八十萬立方米其の價格七百餘萬圓である。

ヘ、森林土木 森林内で伐採せし木材を需要地又は既設の搬路開通地點迄搬出する爲、修羅道、索道、林内軌道、運材車道、森林鐵道、樋水道、流筏水路及之に伴ふ交通、通信施設であつて伐採地の移動伐採量の増減に依り之等施設も多少變更することあるも昭和十五年度末現在森林土木主要施設數量は森林鐵道一一五軒、林内軌道八一四軒、流筏水路二、四七六軒である。

ト、造林 國有林の造林事業は國有林野中に存する要造林地たる伐採跡地、天然生幼齡林、未立木地、散生地等に對して積極的に之を實施し以て森林資源の培養を圖りつゝあり、而して之が實行に當りては成績の向上、技術の改善を期し林地の實況に應じ夫々新播種、天然生育地補播種、整地及成林撫育を行ひ以て更新の達成に努めつゝありて其他附帶事業として播種地に對する補植、手入、防火線の設定、苗圃の經營を實行しつゝあり。

チ、製炭 近時朝鮮に於ける木炭の需要噸に激増し之が不足愈々深刻なるものあるに鑑み且又潤葉樹の集約的利用の見地より昭和十六年度より平安北道江界、昌城各郡、江原道通川、襄陽各郡咸鏡南道甲山郡、咸鏡北道鏡城、茂山會寧各郡所在國有林に於て官行を以て主として黒炭の製炭に着手し引續き

昭和十七年度に於ても同様實行す。

### 國有林の實測調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十五年度末迄に調査の結果、要存を解除したもの百一萬四千七十九町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及緣故林）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては、同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保すると共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計ることに計畫を樹て着々實行中である、昭和十五年度迄に於ける實測面積二百三十九萬四千町歩價格調査面積二百七十六萬二千町歩である。

### 造林貸付並に成功讓與

本制度は一般に造林を獎勵し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に基づき、造林の目的にて貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するものであるが、爾來之が出願者激増し逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十五年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬六千二百九十五件、面積百六十七萬七千五百五町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したもの五萬五千九百八十七件、面積九十二萬五千九百六十五町歩に達してゐる。

尙治山事業を促進すると共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが、昭和十五年度末迄に貸付せるものは二十一萬九千四百六十六町歩である。

### 國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來つたが、其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの（二）舊森林法の規定に依る地籍届を怠つた爲土地調査に當り國有に査定せられたもの、並に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するも國有として査定

せられたものである。此等を各縁故者に譲與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償譲與することとした。即ち縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に譲與の出願を爲さしめ、調査の上昭和九年其の處分を完了した。其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩である。

### 民有林と獎勵施設

**民有林の概況** 民有林野は公有百一萬町歩、寺利有十九萬町歩、私有九百六十六萬町歩、計一千八十六萬町歩であり、此の外不要存國有林野百十九萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するから、將來の民有林野は一千百六十七萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十一萬町歩の約七割に相當する。昭和十四年末民有林野中立地は七百八十四萬町歩に過ぎず、散生地百三十二萬町歩及未立地六十三萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域で、内二十三萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布は、殆んど針葉樹林（殆どアカマツ林なり）で、而も林相概ね不良であり、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十五尺締、公有林野は三十三尺締、寺利有林野は六十九尺締、私有林野は三十一尺

締にして總平均三十二尺締に過ぎない。

### 民有林の獎勵施設

- 1 民有林指導方針 民有林の指導獎勵に付ては次の如き事項をその基準として居る。
  - イ 造林獎勵に關する事項 民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豊にし且治水の効果を全からしむることを主眼とし、林叢の構成、林相の改良に努むると共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の増殖を圖ること
  - ロ 伐採指導に關する事項 林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し、實行容易且更新確實にして收穫を増加する方法に依り之を指導し、以て森林の保護と地盤の安定とを圖ること
  - ハ 森林保護撫育に關する事項 森林の保護は農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田、急斜地開墾其の他林野荒廢の原因と爲るべき各種の弊害を矯正し、地元民の自覺を促し、以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ること
  - ニ 森林利用に關する事項 木材利用の合理化を圖ると共に未利用林の開發を促し、且木炭の増産其の他林産副業の獎勵に努め之が販路を開拓し以て林利の増進を圖ること
- 2 造林獎勵 本府施政後積極的施設の方針を採り、國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむると同時に、國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸



付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて譲與する等銳意新業の指導奨勵に努め、更に補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數三億本、播種量百萬立を算するに至り、施政以來昭和十五年迄の累計造林本數五十八億萬本、播種量八百三十四萬立に達した。

3 記念植樹 愛林思想の涵養、植林事業奨勵の爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮に植樹を實行せしめ、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主としたが後には面有林其の他の林野に對しても廣く之を行ひ、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居る。第一回より第三十一回に至る植栽本數は實に六億二千餘萬本、播種量一萬七千立に達した。

4 用材林造成事業 近時各種産業の進展開發に伴ひ木材の需要頓に増加したので、昭和十二年以來實施中の民有林野利用區分調査の結果、全鮮を通じて得らるべき要人工造林地三百萬町步中、差當り百萬町步の林地に對し、昭和十四年度より二十年計畫を以て用材林造成の助成を行ふこととした。本事業は林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導並に管理職員を設置せしめ、専ら造林の指導並に施業の的確を期し、以て成林の確實木材供給の潤澤を圖らんとするものである。

5 造林補助事業 民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町步（將來民有となるべき國有林を含む）の内、採草地及放牧地八十萬町步、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町步、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町步を差引いた百十六萬町步に對しては、大正十四年度に造林補助事業を開始したが、尙外に全鮮各地に散在する休閒荒蕪地約十六萬町步に就ても治水上急速造林の必要があるから、之等に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期してゐる。この補助率は苗木代の約半額で、本事業開始以來昭和十五年度迄の造林本數は十四億七千餘萬本、播種量は五百十四萬立に達した。

6 營林監督 營林監督に就ては各種の助成策を講ずると共に國土の保安、危害の防止、水源の涵養其の他公益上必要ありと認むる林野は之を保安林に編入し（昭和十四年末現在面積は四十五萬町步で總林野面積の千分の三十弱に當つて居る）又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し、營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外、更に地方長官は森林の使用収益に關する弊害を矯正し、若は害虫を驅除豫防する爲道令を發布して一定の行爲を制限することとし、之が專掌機關として森林主事等の職員を配置し、専ら營林の監督に努めて居る。尙西北鮮の火田地帯に對しては昭和十二年度國費を以て郡森林主事、郡森林主事補を配置し、新墾の取締を嚴にし火田の擴大防止に努めてゐる。

7 農用林地設備 燃料、肥料及家畜の飼料は、農家の生活及營農上必要な物資であつて、之が供給を豊にすることは農山村振興上のみならず治山上極めて緊要である。そこで林野を所有しない約百萬戸

の農家に對し、安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし、此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十九萬戸に對しては、面農會等に於て農用林地を設定し、極めて廉價に農用林産物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

8 民有林野利用區分調査 民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占めてゐる。然るに其の中には森林として存置の要なきものも相當に在ると思料せられるが、兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付、森林として存置を要する地域と否らざる地域との區分調査を行ひ、前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を開放して農耕の用に供し得る途を開き各種産業の綜合的發達に資してゐる。

9 未利用林の開發助成 民有林野中には運搬設備不充分なる爲徒に森林蓄積の死藏せるものが尠くない。然るに近時各種産業の發達、殊に纖維工業の勃興並に金・石炭等地下資源の開發に伴ひ、木材の需要愈増大したから、速に之が利用開發を圖る必要あり、昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林

道の開設を助成してゐる。昭和十五年度迄に開設せるもの五十五線延長四百五十一杆である。尙昭和十四年及同十五年に涉る旱害救濟事業に依り開設せられたるもの百七線七百四杆あり。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとしクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アペマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等極めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到る處に散在するが、從來地方需要の充足を主たる目的としたに過ぎず、之が生産販賣等に就いて全く統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきものがなかつた。是に於て昭和九年林産副業獎勵計畫要綱を樹立して之が獎勵に努力しつゝある。昭和十五年の副産物生産額は約二千萬圓に過ぎず、今後尙大に増産の餘地がある。

11 木炭の増産獎勵並に配給調整 木炭は嘗に家庭燃料としてのみならず鐵工業用其他各種化學工業用或はガソリン代用等としての需要著しく増大したので、之が増産並に配給調整計畫を樹て炭窯築造費、製炭技術傳習費、増産獎勵費、製炭技術員設置費及木炭倉庫建設費等に國庫補助を行ひ、銳意生産目標に向つて努力中にして、尙又朝鮮木炭配給統制規則を發布して配給の調整を圖ることとし目下夫々實施中である。

## 砂防事業

砂防事業は荒廢山野に於ける土砂石礫の崩流を豫防し、進んで堆積土砂の爲高まれる河床を低下して

流路を擴大疏通し、以て荒廢林野の復舊と共に洪水被害を根絶せんとするにある。併しながら本事業は巨額の経費と莫大な努力とを必要とするので本府は大正十一年度以降繼續事業として之に着手し、施行中であるが、國營の外道及民營に補助金を交付して行はしめ、又本事業の経費が大部分勞銀であるところから、窮民及罹災民救済の一部として實施し來つたのであるが、今既往の實績を表示すれば左の通りである。

事業名	施行年度	期間	事業費	施行面積	施行道
國費繼續事業	自大正十一年至昭和九年	十三箇年	八、〇〇五、〇七九	一三、二九	咸北を除く十二箇道
第一次窮民救済事業	自昭和六年至昭和九年	四箇年	七、四九六、三六六	一七、三三	黄海を除く十二箇道
第二次窮民救済事業	自昭和十年至昭和九年	二箇年	三、七二六、七四五 (一、五、六六三)	六、六三	各道
時局應急施設國費事業	自昭和七年至昭和九年	三箇年	一、九七、三六六	四、三四	各道
時局應急施設道費事業	自昭和七年至昭和九年	三箇年	二、四八四、〇六四	五、七六	咸北を除く十二箇道
水害罹災民救済事業	昭和九年	一箇年	六四九、三三三	一、八〇	慶北、慶南
旱害罹災民救済事業	自昭和十一年至昭和十四年	四箇年	三、三九、五二二	一〇、七〇〇	咸南北及平北を除く各道
既設砂防工事災害復舊事業	自昭和十一年至昭和十二年	二箇年	三、七、八四六 (一、五、八七)	—	京畿、忠北、全北、慶北、慶南、江原、

事業名	施行年度	期間	事業費	施行面積	施行道
第二期國費事業	自昭和十年至昭和十四年	施行中	四、五〇、〇三三 (四一、七三九)	九、四八	黄海、平南北を除く各道
道費事業	自昭和十年至昭和十四年	同	七、三三三、五六九 (一、四五、八七)	二〇、四四七	各道
洛東江流域事業	自昭和十年至昭和十四年	同	二、八九八、九七五 (三、六四、六五五)	三、三八	慶北、慶南
東海岸線路保全事業	自昭和十年至昭和十四年	同	五、五、三四	一、一七	江原
民營事業	自昭和十年至昭和十四年	同	一、五四五、三三三 (一、九八、五三)	一〇、五六六	各道
災害林地復舊事業	自昭和十二年至昭和十四年	同	一、五七、一五三 (一、七、六六)	二、一〇、三五	京畿、忠北、全北、慶北、慶南、江原、
計			五五、一三四、七三六 (一、九〇〇、六一〇)	一三三、四七五	

備考 括弧は林野所有者又は地元負擔額にして内書とす。

### 北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌咸鏡南道長津・豐山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四千方里の面積よりも)の大部分は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包

藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併しながら從來交通運搬の利便を缺き、爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乗じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林が燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等、天物暴殄の甚しいものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖とを圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て北鮮開拓事業計畫を立て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分、(三)森林の保護に關する施設を實行することとした。

(一) 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開發上急速伐採を必要とする地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標に白茂線及惠山線と連繫する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二二二)を設け、以て林産物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着工したが、昭和十四年末迄に森林鐵道六六杆六二七及同軌道八三杆七九四の敷設を完成し、着々森林の開發利用を促進しつつある。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既住の火田民四萬戸二十數萬人に對し、之を善導して勤勉な定着自作農たらしめ健全なる山村を建設せしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは、新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付し、定着したときは之を讓與するの方針を以て之が整理調査を行ひ、昭和十四年度に於て完了したので目下鋭意處分中である。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策に付ては、特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期することとし、昭和七、九、十一年の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一署及郡職員の一)を配置し、夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新、副業の普及、燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むる一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合の外之が細胞組織として火田民十戸内外を單位とする山農契を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐる。事業開始以來日猶淺きに拘らず、其の成績頗る良好である。

尙地域内林野内にある農耕適地約三十餘萬町步中、火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町步は、殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要な事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始したが、昭和十五年度末迄に内一萬九千九百餘町步は開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を完了した。

(三) 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導して定着せしめ、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖つてゐるが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町步(一五方里)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町步(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるから、之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事及森林主事補を増置し、既設機關と併せ其の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては、常に本事業の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺と森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、殆ど其の跡を絶ち、豫期以上の好成績を収めてゐる。

### 林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試驗及調査を要する事項少からざるものがある。依つて本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施したが、尙林業全般に互りて研究の要あるを認め、同十一年京城郊外清涼里に林業試驗場を創設し、組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年光陵出張所の設置を見た。かくて最も急を要

する造林及施業に關する試験・調査並に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蝨及金龜子の驅除豫防に關する調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度之を刊行して林業關係官廳其他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、以て産業開發に努めてゐる。

### 七 水産業

#### 概況

朝鮮は海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であり有利の漁場に乏しくないが、古來漁政に關する施設に乏しく爲に斯業亦不賑の状態であつた。併合以來本府は銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・淺海水産物増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十五年に於ては漁獲高一億七千五百四十九萬餘圓、養殖生産高一千五百四十六萬餘圓、製造高一億八千七百七十五萬餘圓に達した。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の通である。

めんたい 一七、四〇九、〇八〇<sup>四</sup>

ぐち 九、一〇七、四一<sup>二</sup>

き	八、二三六、四五四	かたくちいわし	七、九五八、七二八
に	六、一七八、七五二	たちうお	五、五三九、三〇七
え	四、〇九〇、四四七	たかなご	三、三七二、一七四
か	二、三三五、六五四	いかなご	二、一〇四、六三五
わ	二、九八一、八三〇	にべ	一、九二六、一六〇
ふ	一、八七五、一五七	たこ	一、八二六、三一五
さ	一、八一、九二八	たぐさ	一、六七四、四七〇
あ	一、六二二、六六一	てんぐさ	一、三〇〇、〇三五
ひ	一、二五一、五四九	ぶな	一、一一二、五四八
ふ	一、〇一九、四二四	あなご	一、〇一〇、五三七

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、あみ、あをのり、えい、このしろ、はも、ひらす、うに、ぼら、かに、くじら、くろたい、いか、なまこ、まわび、するめいか、まなかつおす、ずきの十七種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の通である。

乾のわし	一四、四九三、九二二 <sup>四</sup>	素乾めんたい	一一、七九四、四一八 <sup>四</sup>
煮乾い	八、二五一、七〇三	鹽辛めんたい卵	三、九二三、一六五
鹽藏さば	三、一三一、三三二	乾わかめ	三、〇六九、〇一三
鹽藏ぐち	二、三二五、五二五	鹽藏まいわし	二、三一八、二四二
煮乾えび	二、二一〇、二四九	鹽乾ぐち	一、九二三、四六〇
水産業			九五

水産業

九六

鹽藏たちうお 一、八七四、三三八  
 蒲 銚 一、四三四、三七一  
 鹽藏にしん 一、一六四、二一一

素乾いかなご  
 てんぐき  
 (非食用)  
 (非食用)

一、八一〇、八四一  
 一、三四四、九四六  
 一、〇〇九、二二三

尙百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは、するめ、煮乾なとらわし、素乾えび、煮乾なまこさば味附罐詰、あをのり、寒天、煮乾たこ、いわし味附罐詰、いわし蕃淑漬、うに鹽辛の十一種である以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令では、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(曳網漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業權を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業權に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の区域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止し

てゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾著網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許可の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであるであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業權とはならない。届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。昭和十五年末現在の有效件数は免許九千五百九十五件、許可一萬九千七百三十五件、届出一萬二千七百件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締 水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ、之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り、又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむ。更に昭和三年朝風丸(一二七噸)を建造して全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめ、又近年蘇聯沿海出漁船が増加したので、昭和十一年照風丸(二五七噸)を建造し、専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめてゐる。

尙近年蘇聯沿海州沖合に於ける機船底曳網・さけます流網・かに刺網・めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場も未だ漁場價値明かならざる爲、昭和十三年北鷗丸(六〇噸)を購入し漁場調査を實施せし直接漁業者の出漁指導に従事せしめつゝある。

ロ、水産業に関する團體 水産會・漁業組合及水産組合がある。水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分され、水産業の改良發達と水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを期してゐる。其の主なる事業は、道水産會に於ては水難豫防救済・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導奨励事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出奨励・道水産會事業の奨励補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對し補助金を交付して事業を助成してゐる。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救済事業を創始し、益々其の機能の發揚に努めつゝある。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救済に必要な共同の施設を爲すもので、昭和十六年七月末現在の組合数は二百六に達し、殆んど全鮮沿岸に其の普及を見た。爾來本府及道は之に對し設立、並に役員給料各種共同施設及漁家更生の指導等に要する經費を補助して、益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐる。次に昭和五年施行の朝鮮漁業令に依り、水産團體の體系的整備を見た漁業組合聯合會は、道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在沿岸十二道全部に設立されてゐる。その役員給料に對しては國庫より補助を爲してゐる。尙此の外昭和十二年設立された社團法人朝鮮漁業組合中央會は、其の會員たる漁業

組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地域的關係に因り受けつゝあつた事業上の不利不便を漸次解消し、益々將來の活躍を期してゐる。本府は之が健全な發達を圖る爲、昭和十三年度より本會の販賣購買改善施設費に對し國庫補助を行つてゐる。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業する者を以て組織するもので、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にある。現在の組合数は二十四に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關で、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は咸北・咸南・江原三道の鱒油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鱒油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、水産業の指導奨励 水産業者に對する直接の指導奨励は主として地方廳が之に當つてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、貝藻類の増殖奨励に關しては同二年度から道費に對して國庫補助を行つてゐる。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を奨励し、處理用水の普及を圖る爲、昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て之を奨励した。又從來漁業用油の輸入に付ては免税の特典が與へられてゐたが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝこととなつた爲、漁業者の負擔は急激な加重を免れなくなつた。そこで業者の漁業經營費低減を期する施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒玉機關の「ヂーゼル」化補助、小型燒玉機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、機關士養成費補助（朝鮮水産會に對し爲す）、燃料油貯藏設備



費補助、製氷冷蔵設備補助、漁船改装費補助、指導員設置費補助（道職員設置費に對し爲す）等を實施したが、昭和十三年度よりは更に本事業の完璧を期する爲、重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、冷凍工場設置費補助、漁船修理工場設置費補助、水産團體販賣購買事業改善施設費補助等を追加し業者の負擔軽減を圖つてゐる。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て、漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習、漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奨励する等、銳意斯業の發展に努めてゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げ、年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増し、昭和十五年に於ては検査合格數一千三百三十四萬餘箇、六億七千餘萬斤、七百餘萬束、八十三萬餘打、價格一億五千九百餘萬圓に達した。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したるを初めとし、其の後検査規則の改正検査品目の追加等を行つたが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ、内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し、商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。検査は從來税關で行は

れたが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所が創設されて之を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要なる所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・洛山・漁大津・城津・遮湖・群仙・新浦・庫底・長箭・東草・注文津・三陟・竹邊・浦項・九龍浦・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の二十三箇所と西水羅・丑山・鬱陵島・群山・海州・龍湖島の臨時出張所六箇所である。

ヘ、水難漁船救濟事業 朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算し、過去十年間（自昭和二年至同十一年）の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總數の約五分に相當する。此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救濟の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を爲してゐるので、調査研究を重ねた結果、其の恒久的對策を樹立し、之が實行を朝鮮水産會の共同經營に移し、昭和十三年より事業を開始した。

本施設に依り業者は不時の災厄の場合、當該漁船（但し不可抗力に因り全損となりたる場合）の時價に對する三分の二の救濟金を交付せられ、速に之が復舊の實を擧揚することが出來、常に生業に安んじ得ることとなつた。尙本事業は漁船の使用者より極めて低廉な保険料的醜金（船價に對する百分の

一程度)を爲さしむる外、國費及道費よりも相當の助成金を交付してゐる。

### 水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものゝ漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期する爲、釜山府牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度より其の事業を遂行してゐる。更に昭和十一年度からは清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業に従事してゐる。尙昭和十五年度水産試験場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

#### 一、漁撈部

- 1 **めんたい漁業試験** 本試験は朝鮮東海岸の未開漁場を探查して新漁場の發見に努め、適種漁具・漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖るもので、既に東岸一帯に互りめんたいの發生並に成魚生活状態、回游及調査區域の海底形質等を明かにし、更に新漁場に當業者を進出せしめてその開發に努め、尙漁況豫測方法に付研究を行つてゐる。
- 2 **まいわし漁業試験** 東海岸に於けるまいわしに付ては、關係各道水産試験場と連絡して其の回游状態其の他に付試験調査をなし、更に沖取漁法の完成を目的に其の漁具漁法の試験を行つてゐる。

- 3 **西海岸沖合漁業試験** 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てまじ・さば・ぐち等の重要魚類の分布、回游並に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁場の生産力・漁期・適種漁具漁法に關する事項を究明して漁業者を指導し、西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとする。
- 4 **漁船試験** 沖合漁船の標準型選定に關する試験及び漁船改良に關する講習・講話を行つて優良漁船の普及に努め、更に朝鮮水産會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ひつゝある。

#### 二、製造部

- 1 **まいわしの處理に關する試験** まいわしに關し之が處理方法の改善、利用範圍の擴大につき各種の試験を行ひつゝある。
- 2 **輸出好望品の製造に關する試験** 主として輸已向新罐詰の創製を目的として各種の試験を行つてゐる。
- 3 **朝鮮海苔の生理に關する試験** 朝鮮における海苔養殖業の健實な發展に資せんがため、その生理につき研究するものである。
- 4 **寒天製造に關する試験** 寒天は我國の特産物とも稱すべき重要輸出品であるから時局下特に力を注ぎ「寒天原料てんぐさ並製品寒天の検査に關する試験」、「細寒天の製造に關する試験」、等の外「てんぐさの生理に關する研究」をなしつゝある。
- 5 **代用國産品の製造に關する試験** 之は海外よりの輸入に依存しつゝある輸入品につき國産品を以

てこれに代へんとする爲の諸試験であつて「ゼラチンの製造に関する試験」、「鯧油を原料とする潤滑油の製造に関する試験」、「カゼイン代用品の製造に関する試験」、「水産皮革の製造に関する試験」を實施中である。

6 其他の試験 「漁網の防汚染料及び保存に関する試験」、「しゆもくざめ肝油製造に関する試験」、「鹹水活魚の輸送並に蓄養に関する試験」等がある。

三、養殖部

1 重要水産生物の生物學的基礎調査及研究 魚類・頭足類・腹足類・瓣鰓類・蝦類・海膽類・海星類等の各々につき種の査定、分布調査、生態及習性の研究、生活史の研究等、夫々につき調査研究しつゝある。

2 重要水域における水産生物の群聚生態學的研究 「洛東江河口附近における各種魚類幼期の發育去來を主とする調査及研究」、「鎮海灣内外における各種魚類の産卵蓄殖を主とする調査及研究」を實施中。

3 朝鮮産魚類研究報告の取纏及刊行 朝鮮産全魚類に就ての研究成果を刊行するもので、その第一卷（朝鮮魚類誌第一冊）の刊行を了し、第二卷の取纏め中である。

4 沿岸養殖並に増殖に関する試験及研究 「二枚貝の浮游幼期及底棲初期に関する研究」、「あかがひ養殖試験及研究」等。

5 干潟地利用に関する試験 「あさりの生理に関する試験」、「かきの生理に関する試験」等。

6 蕃殖保護に関する調査 蕃殖保護に最も直接の關係ある生殖時期、蕃殖に関する習性、生殖可能なる成體としての最小の大きさ、及びこれに達するに要する年月等を調査研究するもので、目下かきあみ及たこ類につき實施中。

7 水産製品の原料の生物學的鑑定に関する研究 「蝦類製品の種類鑑定」、「切身鹽藏魚の種類鑑定」

8 淡水養殖に関する事業及試験 「淡水養殖試験」、「養殖用稚魚及卵の配付」、「淡水養殖に関する講習及指導」、「淡水活魚の輸送に関する試験」。

四、海洋調査部

1 沿岸定地海洋觀測 鮮内各道水産試験場の外、各地の燈臺、水産學校等（現在全鮮四十個所）にて表面水溫、水比重並氣象の觀測を實施し、其の成績を取纏め、月々發行の「朝鮮近海々洋圖」に輯録發表する。

2 定線横斷海洋觀測 全鮮各道水産試験場の連絡調査により、朝鮮近海々況推移の状態を知り漁況との關係を明らかにする爲毎月一回實施し、其の成績はこれを月々海洋圖に輯録發表す。

3 海潮流の觀測 「表面海流調査」（各道水産試験場と連絡して行ふ海流瓶調査）、「潮流計による觀測調査」。

4 重要魚類の回游調査 「標識魚放流」を實施してゐる。

- 5 まいわし資源に関する海洋生物學的基本調査 「産卵に関する海洋生物學的調査」、「回游に関する海洋生物學的調査」、「食性に關する調査」、「漁場其他の海況調査」、「年級に關する調査」。
- 6 其他「海水の化學成分に關する調査」、「漁況調査」、「朝鮮近海々洋圖の刊行」等。

五、北 鮮 支 場

- 1 罐詰の製造に關する試験 「ペツパーサーヂンの製造並に輸出試験」、「フィッシュボール罐詰の製造に關する試験」、「鯖油漬罐詰製造試験」、「明太魚を原料とするフィナンハデー罐詰の製造に關する試験」等。
- 2 搾粕の製造に關する試験 「煮熟方法に關する試験」、「壓搾方法並に壓搾機の改良考案に關する試験」、「油水分離に關する試験」、「搾粕の乾燥に關する試験」。
- 3 鱈ミールの製造に關する試験 「搾粕粉碎機に關する試験」、「鱈ミールの變質防止に關する試験」、「鱈ミールの製造指導」。
- 4 脱脂ミールの製造に關する試験。
- 5 抽出油の利用に關する試験。
- 6 脱脂ミールよりアミノ酸の製造に關する試験。
- 7 鹽藏鱈の製造に關する試験。
- 8 ビタミン資源の探究に關する試験。

9 朝鮮産まいわしの生化學的研究。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸のまいわし巾著網漁業及南鮮のさば巾著漁業に於ける飛行機に依る科學的搜查の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵需給の調節及産額の増進、内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等である。

一、漁業 漁船・漁具及漁法の改良普及に關しては、指導獎勵の結果、朝鮮人漁業者で優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、又大敷網巾著網・揚繰網・小臺網等を經營する者も漸次其の數を増した。内地型漁船の普及も漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の隻數も年々増加の傾向を示して居る。

二、養殖漁業 養殖漁業の獎勵に關しては、本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業も有望なので、之が獎勵補助を爲し企業の促進を圖りつゝある。現在最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於けるのり養殖であり、之

に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、その他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが成績の見るべきものがある。昭和十五年に於ける養殖面積は八千三百三萬坪に達し、其の收穫高は一千五百四十餘萬圓に上つてゐる。

三、水産製造業 従来朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除いては規模小さく産額も僅少、素乾・鹽乾・鹽藏・鹽辛等専ら鮮内向として而も品質粗雑であつたが、近年魚獲物の増加と共に其の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類産額は逐年増加し、各種罐詰類・魚粉・魚油・各種製品・鹽藏品等の製造高は昭和十五年に於て一億七千五百四十九萬圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に饒産する大羽いわしを原料とする罐詰・鹽藏いわし・いわし魚粉・いわし搾粕・いわし油等で、此等水産物は水産製品検査の徹底と共に品質は改善統一され、尙廣く内外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要な位置を占めてゐる。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るまで盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少しつつある。

五、水産業の指導獎勵に關する技術員配置 併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳とも之を増員して夫々水産に關する

各種の調査試験及指導獎勵に當つてゐる。

六、水産教育 水産の開發は漁業者の知識技能に負ふ所少くないので、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、道費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り、優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校の中等程度のものとしては咸鏡北道の清津公立水産學校・慶尙南道の統營公立水産學校・南海公立水産實習學校、全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の六校があり、専門學校程度のものとしては釜山高等水産學校が昭和十六年度から開校せられた。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするが、大體一定期間講習生を講習船に乗組みしめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡迴的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしめんことを期してゐる。

### 八 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、且つ鑛業の起源も遠きに拘らず、其の事業には殆んど見るべきものがなかつた。是に於て本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定同五年四月より之を施行、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行して、外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめ、其の後更に數次の改正を加へて今日に及んだ。處が近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖るに至つたので、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布し、更に時局の進展に伴ひ各種重要鑛物の積極的増産確保を圖る爲昭和十三年五月朝鮮重要鑛物増産令を公布し、各種の獎勵方法を講じて銳意その増産に努めてゐる。

### 鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示した。然るに昭和六年十二月の金輸出禁止を一轉期として金鑛業は異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至り、昭和七年中十四年には一萬六千四百一十一件の多きを示すに至りたるが昭和十五年には一萬五百四十八件となり稍々減少せり。

昭和十五年末現在の許可鑛區は次表に示す如く一萬二千九十鑛區であつて前年末に比し實に一千五百十六鑛區の激増である。

鑛區中稼行するものは七千九十二鑛區で前年に比し六八三鑛區を増加した。總鑛區に對する稼行鑛區の割合は、主なるものは金銀を主とするもので六千二百二鑛區（金銀鑛四、六三〇、金銀・銅・鉛・亞鉛其他鑛一、一八七、砂金三八五）一切鑛物二、石炭二百三十九、黒鉛の百六十九鑛區等である。

昭和十四—十五年末現在鑛種別許可鑛區數

鑛種名	昭和十四年末現在鑛區數		昭和十五年末現在鑛區數	
	現在鑛區數	現在鑛區數	現在鑛區數	現在鑛區數
金	五、八四九	六、四四四	四	五
銅	一六	三	空	七
安質母尼	一	一	六	五
硫化鐵	一	一	六	九
滿侘鐵	八	四	七	九
タングステン	一三	一	八	三
水鉛			四	五
タングステン水鉛			空	七
鐵			六	九
明礬			六	九
重晶			七	九
螢石			八	九



雲	石	高	砒	砂	鐵
母	錫	土	砂	金	石
三六	八	三	三	三六	九
五	八	四	三	三五	二五
明	螢	重	マ	一	
礬	石	品	グ	切	
石	石	石	ネ	鐵	
六	五九	一〇	サイ	物	
六	五九	六	ト		
二	六	三		計	
六	七	七			
二	七	二			
					六、五九
					七、二五

備考 多種類鑛區中稼行のものは主たる目的を有する鑛種に計上せり。

### 鑛業の助長施設

一、鑛床及地質調査 本府に於ては從來未知の鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知すると共に鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手すると共に地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

### 二、鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處



理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖りて鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、炭田調査及石炭試験 右燃料選鑛研究所に炭田調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾、無煙炭の微粉燃焼には所期の試験を完了し、炭田調査も概ね所期の目的を達し得たので、現在では専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・安質母尼・水銀・亞鉛・格魯謨・滿俺・タングステン・水鉛・ニッケル・コバルト・燐鑛・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・採掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始し既に水銀鑛・明礬石・硫化鐵鑛等の大部分の鑛床調査を完了し、タングステン・水鉛・亞鉛・鐵・ニッケル・安質母尼・鱗狀黒鉛及螢石等の調査も進展中である。

ニ、砂金鑛床調査 砂金調査班を組織して現在稼行地以外の有望である地域に派遣して其の賦存狀態を調査してゐる。

三、製鐵業獎勵 製鐵等獎勵法の廢止に伴ひ、昭和十二年九月製鐵事業法の一部を施行し、從來の通り所得税、營業税の免除を爲す外製鐵事業法の規定に依り内地と同様の保護獎勵を加へてゐる。

四、探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲、將來有望と認められる金鑛山又は砂金

鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試鑛調査を行ふ者に對し、補助金を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源の開發も刻下の急務であるから、昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、その他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十七特殊鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付して銳意其の開發助長に努めてゐる。

五、鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し、鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助金を交付することとしたが、更に昭和十三年五月同規則を改正して、金鑛以外の銀・鉛・亞鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛及ニッケル等の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付することとした。又昭和十四年度よりは山許に於ける濕式製鍊設備にも補助金を交付する事とし、又鱗狀黒鉛をも追加したが、金鑛業關係については昭和十六年度以降中止してゐる。

### 主 要 鑛 物

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・咸鏡南道・江原道に最も廣く分布し、次で忠清南道・慶尙北道・平安南道・忠清北道・黃海道・全羅北道・京畿道・全羅南道・慶尙南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・黃海道・平安南道・咸鏡南道・忠清南道・慶尙北道・忠清北道・全羅南道・京畿道・江原道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道の順で、砂金は全羅南道・京

畿道・平安南道・全羅北道・忠清北道・平安北道の順に分布し、忠清南道・全羅北道及平安南道がその主産地である。

鐵山の著名なものは日本鐵業株式會社の平安北道大楡洞鐵山及雲山鐵山で、之に亞ぐものは瓮津・咸興・金井・遂安・新延・發銀・九峰・德蔭・無極・三成・西古洞・光陽・三菱三光・慈城鐵山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、その他笏洞・樂山・長津・住友高原・順天・德洞・慈母城吉祥・中央・金溝・郡北・盈德・厚昌・大嶺・中臺里・住友永中・林川・青岩・宣川・尙州等の有望なものが多い。

砂金は金堤・順安・肅川・永興・金馬川・前井・雲山・金沓等の砂金礦は何れもドレッヂャーを以て採金しつゝあるが、此のドレッヂャー砂金浚渫は大正六年稷山金礦（現稷山砂金礦）に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金礦のドレッヂャー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し現在其の數二十餘隻を算し、而かも金堤以外のドレッヂャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮には鐵礦産の賦存が豊富であつて、赤鐵礦を産するものに咸鏡南道利原鐵山・平安南道壽嶺山等があり、赤褐兩鐵礦の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・兼二浦等の鐵山があり、磁鐵礦を産するものに咸鏡北道茂山、江原道襄陽、三和等の鐵山がある、其の産額は、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送礦し二十四萬噸を内地へ移出

した。鐵山の内主なるものは茂山鐵山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鐵であるが、甚大なる埋藏量を有するものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鐵床に匹敵し、且純粹の磁鐵礦のみであること及鐵粒の大なること等は選礦容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であると稱せられ、目下着々開發中である。江原道襄陽郡、同三陟郡の磁鐵鐵床は目下開發に着手し隨次設備の完成と共に本格的出礦を見る豫定なり、此の外咸鏡南道端川の鐵床は本格的稼行迄に至つて居ないが目下開發準備中である。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出し、褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基・訓我間の鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂成北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸と推定せられる。用途としては鐵道用として産出高の約半數が消費せられ、其の他工場船舶用としても需要がある。又白煙で、火持良き爲、家庭燃料として各都市に歡迎せられてゐる。又この褐炭は人造石油工業の原料に適してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に此等の石炭を處理する低温乾餾工場を建設、重油其他バライフィン・メタノール・ベークライト等を産出しつゝある。更に朝鮮石炭工業株式會社は昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に水素添加による直接液化工場を建設し其の製品を市販しつゝある。無煙炭は褐炭に比し更に廣範圍に埋藏され、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下稼行中のものは平壤・三陟・文川・高原・寧越・和順・中南部・聞慶の炭田がその主なるもので此等の外にも小規模のもの數箇所がある。主として鮮内及内地の各種工

業並に家庭用に供せられてゐるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が寧越邑に火力發電所を建設し、其の燃料として開發し、又三陟開發株式會社が内地の發電燃料及地元の石灰窒素、セメント其他工業用炭として大規模の採炭設備をなし内地及鮮内の需要に應じつゝある。鮮内にては微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其の他マセツク煉炭として機關車用に、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、各種化學工業の原料、還元劑のコークス代用としての需要多く、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料として考究されてゐる。

ニ、黒鉛 鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。鱗狀黒鉛の主要産地は(一)咸鏡北道城津地方(城津・新興等の各鑛山等)、(二)平安北道江界地方(大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・勝榮・時中等の各鑛山)、(三)平安北道楚山郡地方(市束・楸谷・車嶺等の各鑛山)であり、就中江界地方が最も重要な産地である。之等諸鑛山より産出せらるるものは坩堝或は電極其他のカーボン原料として用ひられる。猶平安北道には伏木・元玉・碧潼等の著名な鑛山もあり、従つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國內需要に對する自給の目標に接近しつゝある。土狀黒鉛鑛山は山野月明(忠北)・小宮(忠北)・咸昌(慶北)・馬老(忠北)・永興・長興(咸南)・价川第一・价川第二(平南)等が最も著名であり、電化工業用として、殆ど悉くを國內に供給してゐる。

ホ、タングステン鐵 現在稼行中の主なるものは小休百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・上東・平安・内金剛等の鑛山で江原道金剛山附近、寧越郡、平安北道昌城郡、平安南道陽徳郡陽徳附近、寧遠郡、咸鏡南道長津郡、忠清北道忠州郡、堤川郡、黃海道谷山郡、忠清南道青陽郡等が主要産地であり其の他諸所に數多發見せられてゐる。

ヘ、水鉛鐵 水鉛鐵の主なるものは、全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・忠清北道の忠州重石鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であり、其他新鑛床諸所に發見せられて居る。

ト、マグネサイト は咸鏡北道吉州郡、咸鏡南道端川郡に大量賦存し、前者には、南溪・白岩、後者には北斗の稼行鑛山があり、更に端川郡下には鑛量三十億噸と推算される一大鑛床が發見せられ、龍陽鑛山として目下鋭意開發の準備中である。

チ、螢石 は咸南・江原・忠北・全北・黃海・京畿の諸道に分布し、時局の影響に依り急速にその開發を遂げ稼行鑛山も頗る多きに達して居る。主なる鑛床の賦存地は江原道金化・春川・楊口・華川・淮陽の諸郡、忠北永同・堤川郡、全北錦山郡、黃海載寧・平山の兩郡、京畿道抱川郡である。

リ、雲母 咸鏡北道・平安北道・咸鏡南道等の各所に分布して居る。其の主なるものは咸鏡北道林洞鑛山・砲手鑛山、平安北道芦田洞鑛山等で其の産額の全部は朝鮮雲母開發販賣株式會社の手を経て内地に移出してゐる。

ヌ、明礬石 はアルミニウム原料鑛物として重要なものであるが、全羅南道・慶尙南道に多量賦存し

其の主要鑛床は全羅南道懷川鑛山・加沙島鑛山・玉埋山鑛山等である。  
ル、**磷鑛** 咸南端川郡南斗日面、咸北城津郡鶴西面、平北龍川郡加次島に於て有望なる磷灰石鑛床が發見されたので目下その開發準備が進められてゐる。

## 九 工 業

### 概 況

朝鮮の工業は併合當時纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業あるのみで、産額も少く製品も亦頗る粗悪、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ状態であつた。本府は施政以來銳意之が改善と發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し、朝鮮人の工業に關する知識も亦啓發せられて工場經營を試むる者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ、紡織・製絲・製鐵・バルブ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が續々その設立を見た。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なる爲、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目して、各種の事業を目論むもの益々増加の傾向にある。昭和十四年に於ける工業額は約十五億圓、此の内三億二千八百萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業 種 別 工 産 額 (昭和十四年)

紡織工業  
金屬工業  
工業

二〇一、三五一千円

一三六、〇九二

工業	五三、二二五
機械器具工業	四三、三三七
窯業	五〇一、七四九
化學工業	二一、〇六一
木製品工業	一九、三七三
印刷及製本工業	三〇、四六二
瓦斯及電氣工業	三二八、五三二
食料工業	一六三、二七〇
其他工業	一、四九八、二七七
計	

### 家内工業

一、**機業** 機業は朝鮮農家に於ける最も重要な副業である。  
 イ、**木棉織物** 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十四年九百二十九萬圓、此等は農家婦女子が自家使用を目的に棉花を手紡し、主として居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。  
 ロ、**麻織物** 在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の生産地は忠清南道・全羅南道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。昭和十四年に於ける家内工業所産のものは一千百二十萬圓に達する。  
 ハ、**絹織物** 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とする。多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十四年の家内工業産額八百五十八萬圓に達する。

二、**陶磁器製造業** 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、李朝末期には殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見、又朝鮮は到る處陶磁器原料頗る豊富なので、斯業の將來は極めて有望である。昭和十四年中の家内工業所産に係るもの百八十四萬圓、製品の多くは食器類の日用品である。

三、**朝鮮紙製造業** 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨励に依り近時著しく品質が改善せられた。昭和十四年に於ける産額は三百二萬圓、多くは鮮内に於て消費せられるが、窓紙用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

四、**酒類醸造業** 朝鮮に於ける在來酒類の主なるものは藥酒、濁酒及燒酎である。  
 イ、**藥酒** 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁がある。一種の芳

香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥糶である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗糶及水にて醪を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁酒で酒精含有量少く、酸味臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、焼酎 粳米・高粱・雜穀・粗糶を原料とし、日本焼酎に比し糶子臭を有する。酒精含有量三十度内外を普通とする。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたが、當局の指導に依り次第に大量生産に轉向しつつある。

種別	昭和十四年
製造場數	一三五
製造石數	四、三三〇、五〇〇
朝鮮酒	二七五八
焼酎	四、三三〇、五〇〇

五、金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋・釜・農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。機械類の製造は未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝが加工彫刻の見るべきものは少い。

と稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎぬが、人絹織物に於ては工場生産を主としてゐる。然れども之等は今尙内地よりの移入に俟つものが多い。昭和十四年に於ける生産高二千七百五十二萬餘圓に達した。

人絹の主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織布工業の發達と共に染色工業の勃興を見、前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織釜山織物工場は孰れも染色設備を有し、此の外昌和工業（永登浦）京畿染織株式會社工場（永登浦）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現存工場は孰れも中小工場に屬し平壤が其の中心地である。

六、繰綿工場 棉花の増殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十四年繰綿生産高三千七百二十三萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ、製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良な製鐵原料が豊富で、黃海道兼二浦に日本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）あり、銑鐵及鋼鐵を製造してゐる。

ロ、金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本礦業株式會社鎮南浦精鍊所、朝鮮礦業開發株式會社兼南製鍊所、朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

額八千三百九十七萬枚、一千八百三十七萬圓に達した。

### 工場工業

一、製絲工業 養蠶の興隆に因り産繭高次第に増加すると共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場の設立を見た。昭和十四年工場數百十九、製絲金額二千五百八十二萬圓に達し、製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場及鍾淵紡績全南工場、京城紡績の外、永登浦に鍾淵紡績京城工場、東洋紡績京城工場があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるる綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千七十圓に達してゐる。此の外一部の製品は第三國及滿洲方面へ輸出されつゝある。尙昭和十四年の綿布生産高六千七十萬圓中、工場生産高は五千二百三十三萬圓に達した。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場、東洋紡績仁川工場、鍾淵紡績全南工場、京城紡績株式會社永登浦工場、東洋棉花株式會社木浦工場及鍾淵紡績京城工場、東洋紡績京城工場等であつて之等は殆んど粗布及細布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品

六、雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリツパ製造業 莞草は一種の三角蘭で、京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産する。此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮では古から使用されて居た。昭和十四年の産額二百六十六萬圓に及ぶ。近時之を以て造れるバスケツト等の新製品及び莞草芯を以て造つたスリツパ類も多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 朝鮮の竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は檀・篋筒・漆器等があり、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて、鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類・肥料等の容物として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるるに至り今後益々有望な事業である。當局も農家の主要副業として之を奨勵してゐる。昭和十四年の産

ハ、**輕金屬工業** 朝鮮には礬土頁岩、霞石、明礬石、マグネサイト等の良質なる輕金屬原礦を豊富に埋藏し、且つ豊富低廉なる電力と相俟つて斯業は最近目醒しき伸展を遂げつゝある。即ち今操業中のものに朝寧アルミニウム工場及日本マグネシウム金屬會社の興南工場を始め、西鮮に於ける理研金屬のアルミニウム及マグネシウム工場あり、尙建設中のものに、大日本鹽業のマグネシウム工場、西鮮化學のアルミニウム工場の建設を見つゝある。

ハ、**金屬製品並機械器具工業** 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎず、大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等の需要増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮機械製作所・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・朝鮮重工業株式會社等である。更に最近著しき傾向としては産金その他地下資源の開發に伴ひ、鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたことと、其の主なる工場に朝鮮機械製作所・朝鮮製鋼所・朝鮮鑿岩機製作所・弘中商工株式會社、關東機械製作所、北鮮製鋼所等がある。

九、**陶磁器工業** 朝鮮には到る處優良な陶磁器原料を産し、且つ日用品・土木建築用品等の陶磁器製品の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮人向の食器類を製造してゐる。

一〇、**硝子工業** 硝子工業は未だ盛ならず、然し全羅南道・黃海道等の海岸には優良な硝子原料砂を多量に産するので、今後斯業の發達すべき餘地は少くない。

一一、**セメント工業** 道路・港灣・鐵道・建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが、目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)、古茂山(咸北)、朝鮮セメント株式會社海州工場及朝鮮淺野セメント株式會社鳳山工場及鴨綠江水力發電會社工場がある。

尙右の外目下朝鮮小野田セメントが江原道三陟に工場を建設中の外、朝鮮小野田セメント古茂山工場及朝鮮淺野セメント鳳山工場が夫々増設中である。

一二、**煉瓦工業** 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し爲に有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦、タイル類の製造を見るに至つた。

一三、**石炭液化工業** 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫乾餾に依りて多量のタールを溜出し得るので、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低溫乾餾事業を創め、石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に石炭工業株式會社の石炭液化工場あり既に操業を開始し製品を市販しつゝある。

一四、**石鹼製造業** 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜



山等に洗濯石鹼の製造を営む者多きを加へつゝある。朝鮮窒素肥料株式会社・朝鮮油脂株式会社及協同油脂株式會社に於ては自家生産脂肪酸より大規模の石鹼製造を爲してゐる。

### 一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻、蓖麻子、棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するの好地位にあるので、この採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦工場(棉實油)、北鮮製油株式會社(大豆油)、日隆公司(大豆油)等がある。

ロ、魚油製造業 東海岸の豊漁に依る鰯を原料とする魚油肥の製造亦盛である。年産額は約十萬噸であつて従來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尙協同油脂株式會社も江原道三陟に於て昭和十三年秋より操業を開始した。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達した。ゴム製品生産額は昭和十四年一千七百九十三萬圓に達する。尙昭和十四年四月より技術内地阪東系の朝鮮ゴム調帯株式會社が釜山に工場を設置し、傳導用及運搬用ベルトの製造を開始した。

一八、バルブ及製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシ

ラベ・テウセンハリモミ等)を原料として包装用紙を製造する。昭和十四年の産額六百九十一萬圓に達した。尙同社系の北鮮製紙化學工業株式會社が咸北吉州に工場を建設し、昭和十一年十一月より人絹バルブの製造を開始した。

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る電力を利用し、硫酸年産四十八萬噸、硫酸安十萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸移出してゐる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於ても副産物として年五千噸を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有するが、現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

### 二一、醸造業

イ、和酒醸造業 清酒醸造業は各地にあるが、殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつゝある。朝鮮米は醸造米として好適であり、其の他氣候、水質等醸造に適する所が多いから朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ、焼酎醸造業 朝鮮の焼酎需要高は昭和十四年三千九百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工

場は概ね中小規模であるが、糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も数箇所存在する。

ハ、**麥酒醸造業** 朝鮮に於ける麥酒の需要は昭和十四年一千九十九萬餘圓である。従來は凡て之を輸入に俟つたが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ、兩者共年額約二

萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十四年の産額十九萬圓一千九十九萬圓である。

ニ、**葡萄酒製造業** 朝鮮の風土は葡萄の栽培に適し葡萄酒の醸造に有望である。現在は慶尙北道浦項

の三輪農場が稍大規模に醸造して居り、此の他釜山、京城等にも小工場がある。

ホ、**醬油・味噌醸造業** 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、其の前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等

には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

### 二三、製粉工業

朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近くに滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を具へて居る。現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)、日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社永登浦工場及鎮南浦工場である。

### 二四、澱粉製造業

朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖竝に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

### 二五、精糖工業

大日本製糖株式會社平壤工場が布哇、臺灣等より粗糖を輸入して精糖を行つて居る。昭和十四年産額精糖三萬六千八百八十二噸、一千一百萬圓で、製品の一部は輸移出せられ殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

### 二六、精米工業

精米業は工場数の多きこと各種工業中の首位を占め、昭和十四年に於ける朝鮮の工場總數六千九百五十三中、實に一千九十三が精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十四年は白米調製高八十萬噸、玄米調製高三十一萬噸に達した。

### 二七、電球製造工業

最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

### 二八、珪礫鐵器工業

近年急激なる發達を見たるものであつて、目下釜山に五工場、京城に一工場あり、此の中釜山に於ける工場は輸出品の製造を主とし、京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。昭和十四年に於ける生産高は二百二十一萬餘圓、輸出高は八十八萬餘圓に達した。

## 中央試験所

中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事

項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

### 工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際に、收支償ふ能はざる者、或は鮮内資源を開發する事業等に對しては、本府又は地方廳は之に金品を補助し以て工業の發達に助めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して補助金を交付する等、各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

### 度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來慣行に放任されて居たが、隆熙三年九月度量衡法を制定し、度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣と爲し、銳意計量觀念の啓發に努め來つた。爾來諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法専用度量衡法を施行したので、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し、内地同様メートル法専用と爲し來つたが、昭和十四年一月内地に於て更に法令の一部を改正し、特別の由緒あるものにして土地又

は建造物に關しては當分の内、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月三十一日迄從前の慣例に從ひ尺貫法度量衡の名稱名位を使用し得ることゝ成つたため、朝鮮に於ても内鮮不可分の建前上、府令を改正し、昭和十四年七月一日より右内地の制度に隨從することゝした。

### 電氣及瓦斯事業

**電氣事業** 朝鮮に於ける電氣事業は、從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたが、漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制其の緒に就き、其の後大規模な水力電氣の開發を企畫する者も現れたので、昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の基準と爲る發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定した。而して發電及配電は原則として別箇の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電事業者をして専ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開發建設に當らしめ、之が實現の促進を圖り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的と認める數箇の區域に分ち、其の區域内に現存する小規模事業を合同して大規模且強力な配電事業と爲し、之を民營に依つて積極的に電氣の普及を圖らしめることゝした。

右の發送電網計畫中發電所としては鴨綠江本流水力、同水系長津江、赴戰江、黃水院江、禿魯江の各水力、圖們江水系、大同江、清川江、臨津江及漢江の各水系、蟾津江、萬頃江、江陵水力並に寧越炭

田、三陟炭田、徳川炭田の資源に依存する寧越火力発電所、三陟火力発電所及徳川火力発電所等が主なるものであつてその中金剛山、赴戦江、長津江、黄水院、鴨綠江の各発電所は現在迄に既に開發全部又は一部の事業を開始し鴨綠江、漢江、蟾津江に關するものは現在着々工事が進捗せられ更に圖門江系、大同及清川江系、長津及禿魯江系等は着々開發への準備を進められてゐる。

又此等の莫大なる發電力を半島一圓に送電し以て半島産業の動力の源泉たらしむべき送電幹線も右計畫中に定められた處であるが發電所の開發實施に伴ひ赴戦江より興南に至るもの、長津江より平壤に至り更に南下して京城に至るもの、黄水院江水力より端川に出で更に北上して清津に至るもの、又同所より南下して東興南に至るもの及鴨綠江水豊より平壤に至るもの又鎮南浦及多獅島に向ふもの等は夫々既に建設を終り又は殆ど建設を終了せんとし南に於ては寧越火力発電所を中心に尙州を経て大邱に至るもの、大邱より更に南下して進永に至るもの、尙州より大田に至るもの等既に建設を終了又は建設を終了せんとし之を國策産業の第一線を行く産金線の幹線と密接に連絡せられ特に現在建設中に係る南北送電線路は京城、大田間を連絡して鴨綠江又は北鮮の大電力を半島南端にも送電せんとするもので大なる期待を以て促進せられつゝある。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣會社の成立に依る平安北道、平安南道及黃海道の三道に互る電氣事業者の大同合同、昭和十年十月に於ける咸鏡南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業者の合同等着々と統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一年十

一月開城電氣株式會社を、同十二年一月新義州電氣株式會社を合同し、更に同十三年一月平壤府營事業を買収し、以て西鮮地方の配電事業を全部統制した。又南鮮地方には従來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から當局に於て、此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社設立の幹旋に努めた結果、昭和十二年三月忠清南北道、全羅南北道及慶尙南北道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に互る廣汎なる地域の配電事業が大合同を實現して、南鮮合同電氣株式會社が成立し、其の後昭和十五年三月江陵電氣を買収し南鮮に於ける配電會社としての地位を確立した。中鮮地方に於ては昭和十四年四月京城電氣株式會社が春川電氣を買収し更に本秋金剛山電鐵を合併すべく着々統制の實現を見つゝある。又北鮮地方に於ても昭和十三年五月を以て舊朝鮮電氣、舊會寧電氣及舊雄基電氣の三社が合同して北鮮合同電氣に統制せられ、引續き昭和十四年十一月には咸鏡南合同電氣を合同し咸鏡南北道内の電氣事業は完全に統制の實現を見た。斯くて發送配電事業を合した昭和七年度末事業者數六十二社を最高とし現在は僅か十數社の小數となつて統制の効は大いに舉揚せらるゝに至つたのである。

恰もこの際曩に鮮滿一如共存共榮の大局的見地より朝鮮總督府及滿洲國政府間の基本的協定に基き開發せられたる鴨綠江本流水豊の發電開始せられ鮮滿産業の開發振興に一時機を劃するに至つたのである。而して第一期統制計畫は殆んど之を以て終了し今や半島の電氣事業は高度國防國家の要請に更に第二期統制に進まんとする端境期に直面して來たわけである。

昭和十六年三月末に於ける電氣事業者は總數三百五十にして其の内營業を目的とするもの（電氣供給